

[023] MN.023 Vammika-s. (蟻垤経 vol. I p.142、南伝 09 p.261)

施護訳『蟻喻経』 (大正 01 p.918 中)

『増一阿含』 039-009 (大正 02 p.733 中、国訳 09 p.198)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.023 Vammika-s. (蟻垤経) :あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者クマーラカッサパ (āyasmant Kumālakassapa) はアンダ林 (Andhavana) に住していた。夜更けにある天子が大光明を放って彼のもとに現れて謎かけのようなことを言った。「この蟻塚は夜に煙を噴き、昼間は燃える。これを見た婆羅門が『賢者よ、剣を持ち掘りなさい』と言った。賢者は言われるままに掘ると門が出てきた。婆羅門はさらに『門を取り除き、さらに掘りなさい』と言った。こうして膨れ上がる蛙、二岐路、容器、亀、屠殺場、肉塊が出てきて、これらを次々に取り除いていった。そして最後に龍が出てきた。婆羅門は『龍には触れてはいけない。帰依しなさい』と言った」と。そして天はこの問題を解けるのは如来か如来の弟子かあるいは彼らから聞いた者しかない (aññatra tathāgatena vā tathāgatasāvakena vā ito vā pana sutvā) と告げて、その場から消えた。

翌朝、クマーラカッサパは世尊のもとを訪れて質問した。世尊は「蟻塚とは四大所成の身体、婆羅門とは如来、賢者とは有学の比丘、門とは無明、膨れ上がる蛙とは忿恚の相、二岐路とは疑惑、容器とは五蓋、亀とは五取蘊、屠殺場とは五種欲分、肉塊とは歡喜において貪染すること、龍とは漏尽の比丘である」と解釈された。クマーラカッサパは歡喜して世尊の教えを信受した。

施護訳『蟻喻経』 : [仏在処不記載] そのとき世尊は大光明を放って比丘らに告げて言われた。「夜には煙を出し、昼は燃える蟻聚があって、1人の婆羅門がこれを見てこう言った。『刀をもってその蟻聚を破散すると大きな亀が現れ、そして水母蟲、水蛭蟲、阿西蘇那蟲、大蛇、揆陀鉢他蟲、智嚩哥吒蟲が次々に現れ、最後に大龍が現れる。これが何を意味するか、ただ仏世尊のみよく了知する』」と。1人の比丘がこの意味を質問した。世尊は「蟻聚とは五蘊聚身である、夜中に煙を出すとは衆生が尋思を起こすことである、……中略……龍とは漏を尽した阿羅漢である」と解説された。比丘たちは世尊の所説を信受した。

『増一阿含』 039-009 : [仏在処不記載] ある時尊者童真迦葉は舎衛国の晝圍園中に住していた。そのとき迦葉が夜半に経行していると天が現れて空中から、「比丘よ知りなさい。『この舎は夜に烟あり、昼日には火が燃えている』と。婆羅門は智者に、『お前は刀で山を鑿ちなさい。鑿つとき負物、山、蝦蟇、肉聚、枷、二道、樹枝を見、最後に竜を見るであろう。竜とは共に語ってはならない。帰命しなさい』と、謎かけのようなことを告げたとしよう。この義をよく考えなさい」と告げた。そして「謎が解けなければ舎衛城におられる世尊にこの義を尋ねなさい。これは如来か如来の弟子か自分(天)でなければ解くことができない」と言った。迦葉は「この事はなほ佳なり」と答えた。

清旦になって迦葉は世尊のもとへ行ってその義を尋ねた。世尊は「『舎』とは形体、『夜に烟あり』とは心の所念、『昼日に火然たり』とは身口意所造の行、『山を鑿つ』とは精進の心、『刀』とは智慧、『負物』とは五結、『山』とは憍慢、『蝦蟇』とは瞋恚、『肉聚』とは貪欲、『枷』とは五欲、『二道』とは疑、『樹枝』とは無明、『竜』とは如来である」と解説された。これを聞いた迦葉は鬚髮を剃除して出家した所以の梵行を成就して阿羅漢を成じた。そのとき迦葉は仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

なお施護訳『蟻喻経』はこの謎かけのような話を釈尊自身がされたことになっているが、仏在処も記されていないし、他の対応経がそうであるように、この謎かけは「天」の言葉であると解すべきであろう。

[2] 仏在処を明示するのは MN.023 しかなく、これは舎衛城の祇樹給孤独園とする。『増一阿含』039-009 は六事成就の部分ではなく本文中で世尊が舎衛城におられたことを示している。施護訳『蟻喻経』は仏在処について言及しない。

登場人物は、MN.023 と『増一阿含』039-009 はクマーラカッサパ＝童真迦葉であるが、『蟻喻経』は釈尊が直接比丘たちに話しかける形式を取っており、固有名詞のない「1人の比丘」が謎かけの意味を質問したことになる。

なお MN.023 と『増一阿含』039-009 には、破線で下線を施した部分の文章にちょっと腑に落ちないところがある。普通ならこの謎は「如来にしか解けない」としてよいところであろうが、「如来か如来の弟子かあるいは彼らから聞いた者しかない」「如来か如来の弟子か自分（天）でなければ解くことができない」という表現になっている。ここには何か意味が隠されているようである。

[3] 以上のようにこれらの経にはちょっと腑に落ちない奇妙なところがあるのであるが、固有名詞のある人物としてはクマーラカッサパしかないから、ともかくクマーラカッサパについて調査してみよう。

[3-1] クマーラカッサパが主人公として登場するここに紹介した以外の経の代表は DN.023 *Pāyāsi-s.* (弊宿経) ⁽¹⁾ とその対応経の『長阿含』007「弊宿経」⁽²⁾、『中阿含』071「蟬肆経」⁽³⁾、法賢訳『大正句王経』⁽⁴⁾ である。これらはパーヤーシ (Pāyāsi) というコーサラ国のパセーナディ王より授けられた浄施の拝領地に住んでいた王 (地方豪族) が、「他世は存在せず、化生の衆生は存在せず、善悪業の果報はない」という悪邪見を懐いていたので、クマーラカッサパがさまざまな譬喩をもってこの悪邪見を打ち破るという内容である。この経には釈尊が登場しないので、すでに【研究ノート 13】の【023】でその説時は仏滅後という結論を得ている。ここからはクマーラカッサパは仏滅後に活躍した人物であることが推測される。

(1) vol. II p.316、南伝 07 p.365、片山・長部 2 p.269

(2) 大正 01 p.042 中、国訳 07 p.158

(3) 大正 01 p.525 上、国訳 04 p.319

(4) 大正 01 p.831 上

[3-2] クマーラカッサパが登場するその他の文献を紹介する。

AN.001-014-003 (vol. I p.024、南伝 17 p.035) : 我が声聞比丘中にして妙説者中の第1はクマーラカッサパである (Etad aggaṃ mama sāvakānaṃ bhikkhūnaṃ cittakathikānaṃ yad idaṃ Kumāra-kassapo)。

『増一阿含』004-006 (大正 02 p.558 上、国訳 08 p.046) : 我が弟子中の能く種論を雑えて心識を暢悦する者は拘摩羅迦葉比丘である。

Vinaya Mahākhandhaka (大毘度 vol. I p.093、南伝 03 p.159) : [仏在処不記載] そのときクマーラカッサパは入胎より 20 歳にして具足戒を受けた (gabbhaviṣo upasampanno hoti)。そのとき彼に「世尊は 20 歳に満たないものに具足戒を授けてはならないと定められた。しかし私は入胎から 20 歳である。私は具足戒を受けたことになるのであろうか」という疑念が生じ、これを世尊に告げた。世尊は「入胎より 20 歳にして具足戒を授けることを許す」と制せられた。

『僧祇律』単提 066 (大正 22 p.380 上、国訳 09 p.211) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき舎衛城内に 2 人の姉妹がいて妊身のままで出家した。比丘尼らはそのお腹を見て駆出しようとして世尊に訴えると、世尊は「家において妊娠した者は無罪である」と判定された。後に生まれた男児は童子迦葉と名づけられた。彼は 8 歳で出家して阿羅漢果を得た。ときに彼は十六群比丘と一緒に阿耨羅河へ沐浴に行き遊戯した。それを高樓で見ていた波斯匿王は未だ釈尊の教えを信仰していなかったため未利夫人に、「そなたが仕える福田を見よ」と擲諭した。夫人は「あの者たちは年少であり出家したばかりなので戒律を知らないか、あるいは世尊が未だ制戒されていないからです」と応えた。これを天耳で知った鳩摩羅迦葉 (童子迦葉) は仲間の比丘たちに「王に歓喜心を起させよう」と告げて神通力を示現した。それを見た夫人が「私の福田を見よ」と王に促すと、王は歓喜して「願わくば我が国内で良福田となるように」と言った。それを聞いた比丘らは世尊に報告した。世尊は十六群比丘を呼んで呵責されたのち、舎衛城に依止する比丘らを集めて、「水中で戯れれば波逸提」と波逸提法「水中戯戒」を制せられた⁽¹⁾。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.720 下、国訳 20 p.028) : そのとき浄飯王が釈種の出家を勧めたので賢善・無滅等の 500 人が出家し、多くの利養を得た。世尊は釈迦族の人々が利養を求めて出家したことを知られ、これを絶たせるために迦毘羅衛城を去って舎衛城に赴かれ祇陀林に住された。

ときに優陀夷は舎衛城で乞食して元の妻である笈多の家に来て来た。元の妻が「どうして私を棄てて出家したのか」と責めたので、「世尊が未だ菩薩であったとき耶輸陀羅、瞿比迦、密伽闍らと 6 万の婬女を捨てて出家されたではないか」と論ずると、彼女は「それならば私も出家する」と出家した。優陀夷は「六群比丘が比丘尼を度した」と非難されることを恐れて、王舎城に去って夏安居を過ぎた。

泣いている笈多を見た比丘尼が大世主喬答弥のところに連れて行って正式に出家させた。

比丘尼となった笈多はしばしば優陀夷を訪ねていたが、あるとき優陀夷が欲念を起して精 (精液) を漏らした衣を笈多が洗うために預かったとき、精の一部を口に入れ、

一部を生支に入れたので妊娠した。これを知られた世尊は「かの比丘尼は波羅夷ではない。屏室で休ませて食事を与え、妊婦が事欠かないようにせよ。また生れてくる子には童子迦葉と名付けよ。この者は出家して阿羅漢となり、我が弟子中の弁才巧妙にしてよく宣伝する第1となるだろう」と記されたのち、「比丘が非親族の比丘尼に故衣を洗わせ、染めさせ、打たせれば捨墮」と、捨墮法第4「使非親尼浣故衣学処」を制せられた⁽²⁾。

Apadāna 03-54-532 (p.473、南伝 27 p.291) : 私(クマーラ・カッサパ)は王舎城の長者の家に生まれた。私の母は妊娠して出家した。比丘尼たちは妊娠していることを知ってデーヴァダッタのもとへつれて行った。彼は「この悪比丘尼を追放せよ」と言った。しかし世尊の哀愍によって我が母は尼寺で私を生んだ。それを知ったコーサラ王(mahipāla Kosala)が王子として私を養育し、私はカッサパと名づけられたがマハー・カッサパがあるために私はコーマラーカッサパ(Komālakassapa)とよばれる。仏によって説かれた身は蟻塚のごとし(vammikasādisam kāyam)という教えを聞いて解脱した。パーヤーシを調御して私は第1位に到達した(pāyāsīm damayitvā 'haṃ etadaggaṃ apāpuṇim)。

(1) この対応経は下記であるが、これらにはクマーラカッサパは登場しない。*Vinaya Pācittiya* (波逸提) 053 (vol.IV p.111、南伝 02 p.177)、『四分律』单提 052 (大正 22 p.672 中、国訳 02 p.005)、『五分律』墮 055 (大正 22 p.059 上、国訳 13 p.230)、『十誦律』波夜提 064 (大正 23 p.112 中、国訳 05 p.356)、『根本有部律』波逸底迦 064 (大正 23 p.849 上、国訳 21 p.139)

(2) この対応経は下記であるが、これらにはクマーラカッサパは登場しない。*Vinaya Nissaggiya Pācittiya* (捨墮) 004 (vol.III p.205、南伝 01 p.346)、『四分律』捨墮 005 (大正 22 p.607 上、国訳 01 p.140)、『五分律』捨墮 005 (大正 22 p.026 下、国訳 13 p.114)、『十誦律』尼薩耆 005 (大正 23 p.043 上、国訳 05 p.131)、『僧祇律』尼薩耆波夜提 005 (大正 22 p.300 中、国訳 08 p.297)

[3-3] 後期の釈迦仏教文献(B文献)には次のようなものがある。なおこれは *Therag.* のクマーラカッサパの偈である vs.201~202 につけられた註である。

Therag.-A. (vol. II p.068、及川 2 p.145) : クマーラ・カッサパは王舎城の長者の娘の胎に生まれた。長者の娘は幼い時に出家したいと願っていたが両親の許可がないので嫁にいった。そして自分が妊娠していたとは知らず比丘尼の下で出家した。しかし比丘尼らは彼女が妊娠しているらしいのでデーヴァダッタと世尊に知らせた。デーヴァダッタは沙門ではないといったが、仏はウパーリに調べさせた。ウパーリはヴィサーカーに確認させて、「胎児は出家前にできた。出家は許される」ということになった。その比丘尼は子を産んで、その子をコーサラ王のパセーナディが育て、カッサパという名を付けた。童子の時に出家したのでクマーラ・カッサパとよばれた。あるとき大梵天が15の質問を用意して、アング林に住んでいるクマーラ・カッサパのところに現れ、「これらの問題を大師に質問しなさい」といった。世尊の答えを聞いて彼は阿羅漢果を得た⁽¹⁾。そして *Apadāna* ではこういっているとして上記 *Apadāna* の文章を引用する。

(1) いうまでもなくこの記述は、本節の主題とする *MN.023 Vammika-s.* (蟻塚経) とその対応

経をふまえたものである。

[3-3] 以上のようにクマーラ・カッサバは、AN.の表現に従えば「妙説者中の第1」、『増一阿含』の表現によれば「我が弟子中の能く種論を雑えて心識を暢悦する者」、『根本有部律』によれば「弁才巧妙にしてよく宣伝する第1」と讃えられる人物である。

なお「妙説者中の第一」と称される理由は『増一阿含』や *Apadāna* によれば、[3-1] に紹介した *DN.023 Pāyāsi-s.*などに記されるパーヤーシを調御したことによるものである。

また *Apadāna* や *Therag.-A.*によれば、彼が解脱し阿羅漢果を得たのは本節の主題である *MN.023 Vammika-s.*に記される教えによったことになる。

[4] 上記本節の主題とする経を含むクマーラカッサバに関する文献資料から史実らしき事績をまとめてみると次のようになる。

[4-1] クマーラカッサバは母親が妊娠していることを知らないままに出家・具足戒を受けて比丘尼になり、その後生れた。女性の正規の出家修行者である比丘尼の制が認められたのは、比丘尼たちが新参比丘の礼拝について要請するのを契機として、比丘尼の正式な具足戒法である「二部僧白四羯磨具足戒法」が制定された釈尊 61 歳＝成道 27 年の雨安居後のことである。したがって彼の誕生は少なくともそれ以降でなければならない。

[4-2] 説話的な伝承では生まれた幼児はパセーナディ王が育てたというが、おそらく比丘尼サンガの中で育てられたのであろう。そして後に出家して具足戒を受けたが、これを 8 歳であって出家して阿羅漢を得たとするものがある。これは「得道即得」をイメージしているのであろうが⁽¹⁾、『パーリ律』がいうように 20 歳（入胎から数えて）になってからと考えたほうがよいであろう。そして『パーリ律』によれば、入胎してから 20 年歳で具足戒を受ける資格ができたものとみなすという判断は釈尊がなされたものであるから、このときには釈尊は存命しておられたということになる。とするならばクマーラカッサバの母親は自分のお腹の中に子供がいることを知らずに「二部僧白四羯磨具足戒法」が制定された釈尊 61 歳の年に比丘尼となったのではなかろうか。そして間もなくクマーラカッサバが生まれ、19 歳で比丘としての具足戒を受けた。釈尊が 80 歳の時ということになる。しかし釈尊は出胎を誕生とする 80 歳の誕生日に入滅されたのであるから、釈尊 79 歳の雨安居後としておく。

(1) 【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」（「モノグラフ」第 18 号 2013 年 11 月）の第【2】節「具足戒の種類と名称」を参照されたい。

[4-3] したがって尊者クマーラカッサバが主人公の *DN.023 Pāyāsi-s.*（弊宿経）と対応漢訳経の説時が釈尊滅後であったということは当然であるわけである。

ところで本節の主題とする *MN.023 Vammika-s.*（蟻垤経）とその対応経の説時はいつであったであろうか。この経に登場するクマーラカッサバは尊者（*āyasmant*）と呼ばれているから、すくなくとも比丘となってから 10 年は経過していなければならない。10 年未満でも阿羅漢果を得ていれば尊者ともいわれうるが、『増一阿含』ではこの経の教えを聞いたときに尊者童真迦葉は阿羅漢果を成じたとしている。とするならばこの経の説時は釈尊滅後少なくとも 10 年後であったことになる。ここではその説時を釈尊滅後 10 年ころとしておく。この経が「この問題を解けるのは如来か如来の弟子かあるいは彼らから聞いた者しかない」とか「これは如来か如来の弟子か自分でなければ解くことができない」などという思わせぶ

りな表現をするのは、このような背景があるからであろう。この経自身が「実はクマーラカッサパは釈尊から直接に教えを受けたのではない」ということを暗示しているのである。クマーラカッサパは釈尊の入滅の年に具足戒を受けたのであるから、釈尊から直接に教えを受けたことはなかったであろう。したがってここに登場する「世尊」は釈尊ではなく、仏の直弟子の1人をさすことになる。

そうすると *DN.023 Pāyāsi-s.* (弊宿経) と対応漢訳経の説時はさらにその後ということになるであろう。ここではクマーラカッサパは大比丘サンガを率いるれっきとした大尊者になっているからである。なお AN. や『増一阿含』が「比丘中の第1」とする比丘の中には、このように明らかに釈尊滅後に活躍し、釈尊とは直接の面識がない可能性のある人物も含まれることになる。要するに「弟子第1」とか「十大弟子」などという呼称が生れたのは当然のことながら、釈尊滅後しばらくしてからということになる。

- 【024】 MN.024 *Rathavinīta-s.* (伝車経 vol. I p.145、南伝09 p.266)
『中阿含』009「七車経」(大正01 p.429下、国訳04 p.036)
増一阿含039-010(大正02 p.733下)

[1] これらの経は【研究ノート4】「4人のブンナとそれぞれの事績年代の推定」(「モノグラフ」第19号に掲載)においてその概要も紹介しながら、その説時を釈尊48歳=成道14年の雨安居前と推定済みである。

【025】 MN.025 *Nivāpa-s.* (撒餌経 vol. I p.151、南伝 09 p.275)

『中阿含』178「獵師経」(大正 01 p.718 中、国訳 06 p.132)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.025 *Nivāpa-s.* (撒餌経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「獵師が鹿の群れに餌を撒くとき、第1の鹿の群れは夢中となって放逸に耽り獵師の思うに任せられた。第2の鹿の群れはこれを避けて森深く入るも身体がやせ細って気力が衰え、ついに撒き餌を食して第1の群れのようになった。第3の鹿の群れは森林の中に棲みながら餌場にやって来て食べるが夢中となって放逸に耽らず、再び森の中にもどった。しかし今度は獵師が群れの住処を探し出し獵師の手の届くところとなった。第4の鹿の群れは獵師が来られない所にて撒き餌を食するも獵師に見つからなかった。比丘も第4の鹿の群れのように魔の自在とならぬように四禪、四無色定、想受滅を成就すべきである」と説かれた。比丘らは歡喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』178「獵師経」 : あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は比丘らに「獵師が餌をまいて鹿を捕獲するように、鹿に喩えられた沙門や梵志が餌である五欲によって、獵師、すなわち魔王や魔王の眷属の虜とならないように、沙門や梵志は信施の食を受けて放逸とならず、欲や悪不善の法を離れ、四禪、四無量心、四無色定、滅尽定を修すべし」と教誡された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経には固有名詞をもった人物は登場しない。仏在処については MN.025 は舎衛城の祇樹給孤独園とし、『中阿含』178 は王舎城の竹林迦蘭陀竹園として一致しない。われわれの資料観に基づいてパーリの方を採用すると、この経の説時は釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降ということになる。

[026] MN.026 Ariyapariyesana-s. (聖求経 vol. I p.160、南伝 09 p.290)

『中阿含』204「羅摩経」(大正 01 p.775 下、国訳 06 p.301)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.026 Ariyapariyesana-s. (聖求経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。早朝、世尊は乞食のために舎衛城に入られた。そのとき多数の比丘たちがアーナンダのもとにやって来て、「私たちは世尊の面前において説法を聞いてから久しくなった、ぜひ世尊の面前において説法を聞きたい」と申し出た。アーナンダは「ランマカ婆羅門の庵 (Rammakassa brāhmaṇassa assama) に来なさい」と答えた。世尊は舎衛城において乞食してからアーナンダと共に昼日住のため東園鹿子母講堂へ赴かれ、さらに夕刻の沐浴をされるためにプッバコッタカ河 (Pubbakotthaka)へ立ち寄られ。そしてその後ランマカ婆羅門の庵に向われた。

庵には多数の比丘たちが集っていた。そこで世尊は比丘たちに出家から初転法輪までのいきさつを語られた。

漆黒の髪を有していた年若き青年のとき父母の反対を押しきって出家したこと
アーラーラ・カーラーマ (Āḷāra Kālāma) のもとで無所有処定を、ウツダカ・ラーマプッタ (Uddaka Rāmaputta) のもとで非想非非想処定を得たが、これに満足できずに立ち去ったこと

マガダ国を転々としてウルヴェーラー (Uruvelā) のセーナーニガマ (Senānigama)に入って無上安穩の涅槃を得たこと

この法 (此縁性である縁起) は見難いので、他の人々に説いても了解されないと考えたが、梵天サハンパティ (Sahampati) の勧請によって説法する決意をしたこと

アーラーラ・カーラーマとウツダカ・ラーマプッタがすでに亡くなっていたので、五比丘に説法するためにバーラーナシー (Bārānaśi)へ向ったこと

その途上のガヤー (Gayā) と菩提樹 (Bodhirukkha)の間の街道でアージーヴィカ教徒のウパカ (Upaka)と出会ったこと

バーラーナシーのイシパタナ (Isipatana) ・ミガダーヤ (Migadāya)で五比丘を教化したこと (以上、回想経)

などである。比丘らはこれを聞いて歓喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』204「羅摩経」 : あるとき世尊は舎衛国の東園鹿子母講堂に住された。そのとき世尊は晡時に宴坐より出定して、阿難に「一緒に阿夷羅河 (Aciravati)で沐浴をしよう」と告げられた。阿難は房房を回って比丘らに「羅摩という梵志の家へ行くように」と知らせた。

沐浴ののち世尊が阿難を連れて羅摩梵志の家に赴かれると、多数の比丘らが集まって説法していた。そこで世尊は門外で比丘らの説法が終るのを待ってからその家に入られた。世尊は比丘らに「聖求と非聖求とがある。非聖求とは穢汚法を求めることで、聖求とは無穢汚法無上安穩の涅槃を求めることである」と語りかけられ、出家から初

転法輪までのいきさつを語られた。

29 歳のとき父母の反対を押しきって出家したこと

阿羅羅伽羅摩のところで無所有処を得、鬱陀羅羅摩子のところで非有想非無想
処を得たが満足できなかったこと

象頂山の南、斯那と名づけられた鬱鞞羅梵志の村へ行き、尼連禪河のほとりの菩
提樹の下で結跏趺坐して無上正等覚を得たこと

この法を阿羅羅伽羅摩と鬱陀羅羅摩子に説こうと考えたが彼らはすでに命終して
いたこと

五比丘に説こうと波羅捺という迦尸の都邑へ向う道中で**優陀**と出会ったこと

波羅捺の仙人住处・鹿野苑で**五比丘**らに法輪を転じて、彼らは「更有を受けず」
と如実に知ったこと（以上、回想経）

である。阿難および比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処を MN.026 は舍衛城の祇樹給孤独園とし、『中阿含』204 は舍衛国
の東園鹿子母講堂とする。しかし MN.026 も昼日住は東園鹿子母講堂で過ごされたとするか
ら大きな違いはない。

登場人物は回想の部分を除けばアーナンダのみである。「ランマカ婆羅門の庵」「羅摩と
いう梵志の家」という場所が示され、ランマカ婆羅門という人物がいたらしいことが窺える
が詳細は不明である。

[3] この経はもっとも早い仏伝のようなものと考えられているが、五比丘に対する初転
法輪のところで終わっているので仏伝と称するに値するほどの内容は具えていない。

この経の説時としては、秘書室長としてのアーナンダが登場するから、アーナンダが秘書
室長に任命された釈尊 54 歳の雨安居後よりも以降である。

そして東園鹿子母講堂が舞台となっているから、それが釈尊教団に寄進された釈尊 68 歳
の雨安居前よりも以降ということになる。しかしパ・漢の記述からは東園鹿子母講堂が特別
に意識されているように感じられるから、説時はその当年と考えておきたい。

ところでこの経の時節は、プッパコッタカ河（Pubbakoṭṭhaka）あるいは阿夷羅河
（Aciravati）での沐浴についての記述から雨期であることが想像される。とするならその説
時は東園鹿子母講堂が寄進された釈尊 68 歳＝成道 34 年の雨安居中ということになる。

【027】 MN.027 *Cūlahatthipadopama-s.* (象跡喩小経 vol.I p.175、南伝 09 p.314)
『中阿含』 146 「象跡喩経」 (大正 01 p.656 上、国訳 05 p.297)

[1] この経はすでに【研究ノート 10】「原始仏教聖典における『高名な婆羅門』たち」において経の概要も紹介しながら、釈尊 48 歳＝成道 14 年の「ジャーヌッソーニ婆羅門が釈尊に帰依する（優婆塞となる）の当該経」という結論を得ている。

【028】 MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (象跡喻大経 vol.I p.184、南伝 09 p.329)
『中阿含』 030 「象跡喻経」 (大正 01 p.464 中、国訳 04 p.140)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.028 *Mahāhatthipadopama-s.* (象跡喻大経) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときサーリプッタは比丘らに、「この世に生息する動物の中で象の足跡はすべての動物の足跡を包み込んでしまうように、一切の善法は四諦に包摂される。四諦とは苦聖諦と苦集聖諦と苦滅聖諦と苦滅道聖諦である。略して言えば、苦とは五取蘊、苦集とは五取蘊に於ける貪欲や執着、苦滅とはこの貪欲や執着を捨離することである」と説いた。比丘らは歡喜してサーリプッタの所説を信受した。

『中阿含』 030 「象跡喻経」 : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき舎梨子は比丘らに、「無量の善法は四諦の中に摂せられる。あたかも象の足跡が諸の畜類の足跡の中で第一であるように、四諦が一切法の中で第一である。そのうち苦諦に四苦八苦(生、老、病、死、怨憎会、愛別離、所求不得、五盛陰)がある。一切の色法は四大(地界、水界、火界、風界)仮和合のものである。この四大には各内外の2つがある。また一切法、とりわけ“この身は四大仮和合のもので因縁により成就したものである”と観じて、どのような苦難にもよく堪え、四無量心に住して一切の有を捨て、愛を離れ、欲を滅すべきである。世尊は『若し縁起を見れば、即ち法を見、法を見れば、即ち縁起を見る』と説かれた。それ故に因縁より生ずる五盛陰を厭離して解脱に至るのである」と説いた。比丘らは舎梨子の所説を聞いて歡喜奉行した。

[2] この経は舎衛城の祇樹給孤独園という仏在処は示されているが釈尊は登場せず、サーリプッタが主役で釈尊の基本的な教えである四諦を解説するという内容である。これと同様の形式と内容をもつ経に MN.009 *Sammādiṭṭhi-s.* (正見経) があり、これは釈尊が背痛などの事由によってサーリプッタに説法を代らせたと仮定してその説時を釈尊が背痛を理由に仏弟子に説法を委ねるようになった釈尊 66 歳=成道 32 年以降としてある。この経もこれに倣うことにしたい。

[029] MN.029 Mahāsāropama-s. (心材喩大経 vol. I p.192、南伝 09 p.340)

[1] この経には漢訳の対応経はない。この内容概略は下記のとおりである。

あるとき世尊はデーヴァダッタが去って間もないころに (acirapakkante Devadatto) 、王舎城の靈鷲山 (Gijjhakūṭa pabbata) に住された。そのとき世尊はデーヴァダッタにちなんで次のように説かれた。

1人の善男子が苦しみを尽すために出家したとしよう。彼は出家して利養・名声を得たのでそれで満足してしまった。それは心材 (sāra 樹木の中心の堅いところ) を求めようとするのに枝葉を心材だと思ふのと同じである。

あるいは戒成就 (silasampadā) を得ただけで、あるいは定成就 (samādhisampadā) を得ただけで、あるいは知見 (ñāṇadassana) を成就しただけで満足してしまったとしよう。それは薄皮を、皮を、膚材を心材だと思ふのと同じである。不動の心解脱を得ることこそ心材を得ることである、と。

比丘らは歡喜して信受した。

[2] この経は説時を経自身が語る珍しい経である。註釈⁽¹⁾によれば、「デーヴァダッタが去って間もないころ」というのは、「サンガを破壊し、仏身より血を流させた業を作り、去って間もないころ、外相をそなえるだけで剃髪と黄衣をもって自己の以前の外相によって独り他の外道のようになつての意」とされている。

われわれはデーヴァダッタが五事を主張して破僧したのは釈尊 72 歳 = 成道 38 年の雨安居後のことであると考えている。彼は破僧した後、仲間たちを引連れてガヤーシーサに去つたとされているが、この経はまさしくその時点の経ということになる。

この同じ時点を説時とする経は外にもある。以下の経である。

SN.006-002-002 (vol. I p.153、南伝 12 p.260) : あるときデーヴァダッタが去つて間もないころ、世尊は王舎城の靈鷲山に住された。夜更けに梵天サハンプティが全山を輝かせて現れ、デーヴァダッタにちなんで「悪人はその名誉に殺される」という偈を唱えた。

AN.004-007-068 (vol. II p.073、南伝 18 p.126) : あるときデーヴァダッタが去つて間もないころ、世尊は王舎城の靈鷲山に住された。そのとき比丘らに「デーヴァダッタが得た利養と恭敬と名聞は、自己をそこない自己をやぶる」と説かれた。

AN.008-001-007 (vol. IV p.160、南伝 21 p.015) : あるとき世尊は王舎城の耆闍崛山に住された。デーヴァダッタが去つて間もないころであった。世尊はデーヴァダッタにちなんで比丘らに、「彼は八非法 (利、衰、称、譏、敬、不敬、悪欲、悪友) にとらわれて地獄に落ちた。それを打ち破つて住すべし」と説かれた。

次の経にはこのことが明示されているわけではないが、このときのことと理解してよいであろう。

『増一阿含』 011-009 (大正 02 p.567 上、国訳 08 p.077) : あるとき世尊は 500 人の比丘らと共に羅闍城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「提婆達

兜は諸罪の原首であって治らず。利養心に執着し、五逆罪をなし、命終すれば悪趣に生ずるであろう。それ故に利養心を捨離すべし」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

また次の経はこの時を回想する回想経である。この経そのものには釈尊は登場しないから、その説時は釈尊滅後であろう。

AN.008-001-008 (vol.IV p.162、南伝 21 p.017) : [釈尊は登場しない] あるとき尊者ウッタラ (Āyasmant Uttara) はマヒサヴァットウのサンケツヤカ山のダヴァジャーリカー (Mahisavatthu Samkheyyaka Dhavajālikā) に住し、比丘らに「時々自の失と他の失、自の得と他の得を観察すべきである」と説いた。そのとき毘沙門天 (Vessavaṇa) は所用で北方 (uttara disa) より南方 (dakkhiṇa disa) に行き、このウッタラの説法を聞いた。毘沙門天は力士の腕を屈伸するがごとき間に三十三天に行き、帝釈天 (Sakka deva) にこのことを報告した。帝釈天は力士の腕を屈伸するがごとき間にマヒサヴァットウ、サンケツヤカ山のダヴァジャーリカーに現れ、「あるとき世尊は王舎城の耆闍崛山に住された。デーヴァダッタが去って間もないころであった。世尊はデーヴァダッタにちなんで比丘らに、あなたと同じことを説き、彼は八非法 (利、衰、称、譏、敬、不敬、悪欲、悪友) にとらわれて地獄に落ちた。それを打ち破って住すべしと教誡された (以上、回想経)」と告げ、「大徳ウッタラよ、この法門を護持したまえ、この法門は根本梵行である」と語った。

(1) MN.-A. vol.II p.231

【030】 MN.030 *Cūḷasāropama-s.* (心材喩小経 vol. I p.198、南伝 09 p.350)

[1] この経には漢訳の対応経はない。その経の概要は次のとおりである。

あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときピンガラコッチャ婆羅門 (Piṅgalakoccha brāhmaṇa) が世尊のもとにやって来て、「これらの沙門婆羅門はサンガ (saṅgha) やガナ (gaṇa) をもち、衆の師 (gaṇācariya) であり、世に知られ、尊崇されている六師外道 (6人の名前が挙げられている) です。彼らは自分が言うように証知している (abbhaññamsu) のでしょうか」と質問した。世尊は「その答えは暫く措くとして、心材を求める者は樹木の部位を熟知して切り出すからこそ心材が得られる。そのように信を以て出家修行者となり、利養や恭敬や名声などに一喜一憂せず、四禪、四無色定、想受滅を成就してこそ、その目的が達成される」と説かれた。ピンガラコッチャ婆羅門はこの教えを聞き、三宝に帰依して優婆塞となった。

[2] この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園で、登場人物はピンガラコッチャ婆羅門である。ピンガラコッチャ婆羅門はこの経にしか登場しない。

ところでここに登場する婆羅門のピンガラコッチャはあまり抵抗もなく釈尊のところに教えを請いに訪れ、素直にその教えを受け入れて優婆塞となったとされている。旧来の宗教であるバラモン教の担い手である婆羅門と、新興宗教である宗教の担い手である沙門の垣根がそれほど高くなっていないのであって、このような雰囲気からこの経の説時は、本稿の【007】のスンドリカ・バーラドヴァーージャ婆羅門が登場する MN.007 *Vatthūpama-s.*と同様に、【研究ノート10】に書いた5人の高名な婆羅門のうちで最後に釈尊の教えに帰依したチャンキン婆羅門の帰依年の釈尊 53 歳＝成道 49 年以降としておきたい。

- [031] MN.031 *Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小経 vol. I p.205、南伝 09 p.362)
 『中阿含』185「牛角婆羅林経」下 (大正 01 p.729 中、国訳 06 p.163)
 『増一阿含』024-008 の後半部 (大正 02 p.629 上、国訳 08 p.277)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.031 *Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小経) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂 (Nādika Giṅjakāvasatha) に住された。そのとき尊者**アヌルッダ (Anuruddha)** と尊者**ナンディヤ (Nandiya)** と尊者**キンピラ (Kimbila)** の 3 人がゴーシंगा・サーラ林 (Gosiṅgasālayanadāya) に住していた。その夕方に世尊は独坐より起ってゴーシंगा・サーラ林に赴かれた。守園者が世尊の来るの見て「3 人の邪魔をするな」と言って拒んだが、アヌルッダが「私たちの師、世尊である」と制し、ナンディヤとキンピラを呼んで世尊を出迎えた。世尊が 3 人の暮らしぶりを尋ねられると、アヌルッダは「私たちは食に欠乏なく、乳と水が溶け合うように相和し、心を 1 つにして暮らしています」答えた。世尊は彼らの修行態度を賞賛された。

世尊が 3 人のもとから戻られると、**ディーガ・パラジャナ夜叉 (Dīgha parajana yakkha)** をはじめ多くの神々が世尊のもとに現れて、「アヌルッダ、ナンディヤ、キンピラが住していることはヴァッジの人々にとっての幸せである」と語った。世尊は「ヴァッジの人々のみでなく、彼らの出自である家、親族、村・町・城、四姓など、多くの人々にとっての幸せである」と語られた。ディーガ悪鬼夜叉は歡喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』185「牛角婆羅林経」下 : あるとき世尊は那摩提瘦の捷祁精舎 に住された。そのとき世尊は那摩提に入って乞食されたあと牛角婆羅林 に赴かれた。ここには尊者**阿那律陀**、尊者**難提**、尊者**金毘羅** の 3 人がいて、彼らは各自に修行に励み、5 日に 1 度集っていた。守林人がやってくる世尊の姿を見て、「この林に入ってはならない」と制止したが、阿那律陀が駆け寄って「世尊を止めてはならない」と告げて世尊を出迎え、難提は牀を敷き、金毘羅は水を用意した。世尊が彼らに安否を尋ねると阿那律陀は、「私たちは一心一師に水乳が合一するごとく、上人法を得て安楽に住しています」と答えた。世尊は彼らに教えを説かれた後、その場を立ち去られた。

夜を過ぎて朝を迎えようとするとき**長鬼天** が世尊のもとに現れて、「跋耆の人々は善利を得ている。現に世尊と阿那律陀、難提、金毘羅の 3 人がいる」と告げた。これを聞いた地神が同じことを大声で繰り返したので、地居天乃至梵天にその声が響きわたった。世尊は長鬼天の言葉を是認して、「彼らの家、彼らの村・邑、沙門・梵志、人より天に至るまで長夜に利益を得る」と告げられた。この三族姓子と長鬼天は仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』024-008 の後半部 :

(前半部=大正 02 p.626 中、国訳 08 p.268 : あるとき世尊は拘睺弥城の瞿師羅園 に住された。そのとき拘深弥の比丘らが鬪諍を好み、悪行を犯して争っていたので、世尊は彼らを諫め、過去世の**長寿王** の因縁譚を説かれた後、「怨みと怨みは休息しな

い。闘うことなく諍いあることなく、慈しみの心をもって一切を慙れみ、一切に患いなくば諸仏の歎譽するところとならん」と偈を唱えられた。しかし彼らは聞き入れず、拘睺弥城は破僧した。世尊はこの地を捨て去って跋耆国へと向われた)

跋耆国には阿那律と難提と金毘羅の3人の族姓子⁽¹⁾がいて、乞食に出る者がいれば他の者は掃除をし、食を得れば他の者に分配してその得た食事で満足していた。また閑静な処で瞑想するにも互いに語ることなく、寂然として禅定に入っていた。このとき世尊がそこへ赴かれると守園人が門を入るのを拒んだ。これを知った阿那律が守園人を制して3人で出迎えた。世尊は「あなた方3人は和合して住しているか」と尋ねられた。3人を代表して阿那律が「私たちは四禅四無色定を得て住しています」と答えた。そこへ長寿大将がやって来て、「3人がいるお陰で跋耆大国は利を得ている」と語ると、世尊は「彼ら3人がいる都市や町村の人々は長夜に安穩を得るであろうし、彼らの生家、父母、親族をはじめ、天・竜・鬼神も大利を得るであろう」と讃歎された。大将は仏の所説を歡喜奉行した。

(1) 族姓子はふつう男性の在家信者を意味するが、ここでは3人は「尊者」と称されている。

[2] この経の仏在処はナーディカの煉瓦堂＝那摩提の捷祁精舎で、説処はゴーシंगा・サーラ林＝牛角娑羅林である。『増一阿含』は跋耆国とするのみである。

ヴァッジ国のナーディカ(ニャーティカとも)は、「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート9】「『涅槃経』の遊行ルートー特にガンガー河とガンダク河の渡河地点についてー」(森章司)で考察したように、現在のガンダク河を挟んでヴェーサーリーの対岸(ガンダク河右岸)にあったコーティ村(Koṭigāma)の中心地ともいえるべき渡し場であり、そこに煉瓦堂が建てられていた。ゴーシंगा・サーラ林はその郊外にあった園林であろう。この園林は禅定するに最適な静かなところであったようである。

登場人物はアヌルッダ(Anuruddha)とナンディヤ(Nandiya)とキンピラ3人とディーガ悪鬼夜叉＝長鬼天＝長寿大将である。長寿大将はその表現による限り人間のようと思われるが、長寿大将なる人物は他のいかなる文献にも見いだされない。他の文献がいうように夜叉(天)であったのであろう。

[3] ところで『増一阿含』の前半部はコーサンビーの破僧事件を記述しており、その後半部で釈尊はヴァッジ国を訪れたことになっている。

[3-1] しかし以下に紹介するコーサンビーの破僧を伝える文献では、コーサンビーの破僧の後には釈尊はバーラカローナカーラガーマ(Bālakaloṇakāragāma)、パーチーナヴァンサ林(Pācīnavamsadāya)、パーリレツヤカ(Pārileyayaka)などを經由して舎衛城の祇樹給孤独園に行かれたことになっている。すなわち他の文献では釈尊は舎衛城に行かれたのであって、ヴァッジ国に行かれたのではない。

なおこのなかのパーチーナヴァンサ林での状況が今のこの経と瓜二つであるので、この部分を詳しく紹介する。

MN.128 *Upakkilesa-s.* (随煩惱経) 後半部 (vol.III p.155、南伝11下 p.196) :

(前半部=vol.III p.152、南伝11下 p.191 : 世尊がコーサンビーのゴーシタ園

に住されていたときコーサンビーのサンガが破僧した。))

(中間部=vol.Ⅲ p.154、南伝 11 下 p.196 : 世尊はコーサンビーからバーラカローナカーラ村 (Bālakalonakāragāma) に赴かれた。そこで世尊は法尊者**バグ (Bhagu)** に法説 (dhammiyā kathā) をもって教誡された。)

世尊はバーラカローナカーラ村からパーチーナヴァンサ林 (Pācīnavamsadāya) に至られた。このとき**アヌルッダ**と**ナンディヤ**と**キンピラ**がそこに住していた。森の番人 (dāya-pāla) は遠方より来られる世尊を見て、「沙門よ、この林 (dāya) に入ってはならない。ここには 3 人の善男子がいるからその邪魔をしてはいけない」と告げたが、これを聞いたアヌルッダが世尊であることを伝え、ナンディヤとキンピラと共に世尊を出迎えた。世尊はアヌルッダに「争うことなく乳と水のように和合して住していたか」と尋ねられ、彼が「和合していました」と答えると、世尊は「どのように和合していたのか」と尋ねられた。彼らは「己の心を捨て、‘身は異なるとも心は一つ’と考えていました」と答えた。さらに世尊は「どのように不放逸に住していたか」と尋ねられた。彼らは「先に乞食から帰った者が臥坐具などを用意し、5 日ごとに座を共にし説法して不放逸に住していましたが、光明を認めるもまたすぐに消え、その相が充分に見通せません」と答えた。そこで世尊は「私も未だ正覚を成ずる前の菩薩であったときは同様であった」と告げ、随煩惱などが起らない三昧の修習について自らの体験を説かれた。尊者アヌルッダは世尊の所説を歓喜し信受した。

『中阿含』072「長寿王本起経」後半部 (大正 02 p.536 上、国訳 04 p.351) :

(前半部=大正 01 p.532 下、国訳 04 p.342 : 世尊は拘舍弥の瞿師羅園に住された。そのときコーサンビーのサンガが破僧した。)

(中間部=大正 01 p.535 下、国訳 04 p.351 : 世尊は拘舍弥から如意足をもって虚に乗じて婆羅楼羅村に行かれ、そこで尊者**婆咎**に法を説かれた。それから婆羅楼羅村から護寺林に行かれて一樹下に坐された。そのとき象の群れを離れた大象が世尊のもとに来て、賢婆羅樹 (Bhaddasāla) に寄り添っていた。世尊は「一象は象に等しく身を成し牙を具足す、[その] 心は [わが] 心と等しきを以て独り林に住するを楽しむがごとし」と、偈を唱えられた。)

世尊は衣と鉢を持して護寺林から般那蔓闍寺林に赴かれた。そこには**阿那律陀**と**難提**と**金毘羅**の 3 人の比丘が住していた。守林人が世尊の姿を見て、「この林には入ってはならない。この林には 3 人の比丘らがいるから」と拒んだが、これを聞きつけた阿那律陀がその守林人を制して世尊を出迎えた。世尊は彼らに安穩に暮らしているとすればどのように安穩に暮らしているのか、と尋ねられた。彼らは「常に和合し、争うことなく、一心一師にして水乳を合一するように暮らしています。しかし光明を見てもすぐに滅します」と答えた。世尊は自らの正覚前の体験を踏まえて、安樂を失わせる十一患 (疑患、無念患、身病想患、睡眠患、過精勤患、太懈怠患、恐怖患、喜悅患、自高心患、若干想患、不観色患) を詳説された後、「三昧 (有覚有観定、無覚少観定、無覚無観定、一向定、雑定、少定、広無量定) を修すれば阿羅漢を得る」と説かれた。尊者阿那律と難提と金毘羅は仏の所説を歓喜奉行した。

Vinaya Kosambakkhandhaka (コーサンビー韃度) 後半部 (vol. I p.350、南伝 03

p.608) :

(前半部=vol. I p.337、南伝 03 p.587 : そのとき世尊はコーサンビーのゴーシ夕園に住されていた。このとき時コーサンビーのサンガが破僧した。)

(中間部=vol. I p.350、南伝 03 p.607 : 世尊はコーサンビーを去りパーラカローナカーラ村 (Bālakalonakāragāma) へ行かれ、そこに住むバグ (Bhagu) に法を説かれた。)

世尊はパーラカローナカーラ村からパーチーナヴァンサ林 (Pācīnavamsadāya) に至られた。そこにはアヌルッダとナンディヤとキンピラが住していた。この森の番人は遠方より来られる世尊を見て、「沙門よ、この林に入ってはならない。3人の善男子の邪魔をしてはいけない」と告げた。これを聞いたアヌルッダが世尊であることを伝え、ナンディヤとキンピラと共に世尊を出迎えた。世尊はアヌルッダに「争うことなく乳と水のように和合して住していたか」と尋ねられた。彼が「和合していました」と答えると、世尊は「どのように和合していたのか」と尋ねられた。彼が「己の心を捨て、‘身は異なるとも心は一つ’と考えていました」と答えると、他の2人も同様に答えた。さらに世尊は「どのように不放逸に住していたか」と尋ねられた。彼らは「先に乞食から帰った者が臥坐具などを用意し、5日ごとに座を共にして法について語り合いました」と答えた。世尊は彼らに教えを説かれた後、パーリレツヤカへと向けて遊行に出られ、そこで大象に説法された後、さらに遊行して舎衛城の祇樹給孤独園に住された。

『十誦律』「俱舎弥法」⁽¹⁾は、コーサンビーのサンガが破僧した後、「即從座起往支提国漸漸遊行到舎衛国」とするのみであるが、この支提 (Ceti) 国がパーラカローナカーラ村あるいはパーチーナヴァンサ林に相当するであろう。なお「コーサンビー健度」では、コーサンビーの人々は比丘らが釈尊が調停したにもかかわらず破僧してしまったので供養をやめてしまった。そこで比丘らは後悔して釈尊の後を追って舎衛城に行ったとしている。そのとき比丘、比丘尼や優婆塞、優婆夷が彼らをどう迎えるべきかを釈尊に尋ねたとしているが、『十誦律』はこの部分の比丘の名として舍利弗と目連と阿那律・難提・金毘羅を掲げるから、これには上述のような背景が影響しているとも考えられる⁽²⁾。

『五分律』「羯磨法」⁽³⁾はコーサンビーのサンガが破僧した後、釈尊は拘舎弥城から波羅聚落と跋陀婆羅 (Bhaddasāla) 樹下を經由して舎衛城へ行かれたとし、『四分律』「拘睺弥健度」⁽⁴⁾はコーサンビーのサンガが破僧した後、拘睺弥から舎衛城へ行かれたとしている。

(1) 大正 23 p.215 下、国訳 06 p.225

(2) 『パーリ律』(p.355、南伝 03 p.614) は比丘として『パーリ律』はそのときサーリプッタを初めマハーモッガッラーナ、マハーカッサバ、マハーカッチャーナ、マハーコッティタなど 12 人の名を出す、『四分律』(大正 22 p.883 上) と『五分律』(大正 22 p.160 中) は舍利弗のみである。

(3) 大正 22 p.161 上、国訳 14 p.214

(4) 大正 22 p.884 下、国訳 03 p.287

[3-2] 以上のようにコーサンビーの破僧を伝える文献は、コーサンビーの破僧の後に行

かれた最終地点は舎衛城とするのであり、その途中でアヌルッダら 3 人と会った場所をパーチーナヴァンサ林＝護寺林とするのであるから、『増一阿含』024-008 がヴァッジ国に行かれたというのはこの誤伝とするべきであろう。

とはいいいながら釈尊がナーディカのゴーシंगा・サーラ林（牛角沙羅林）にアヌルッダら 3 人に会いに行き、そのとき森の番人に行く手を遮られ、3 人とは和合して暮らしていたかどうかという問答を交わしたというのは、MN.031 や『中阿含』185 の内容でもあるから、あなたが『増一阿含』024-008 の全部が誤伝と決めつけることはできない。もしこれら文献の記述を信じるとするなら、このような状況はゴーシंगा・サーラ林とパーチーナヴァンサ林の 2 個所で繰り返されたということになる。そしてナーディカにおける問答では、この 3 人が「ヴァッジ国の幸せ」と讃えられることがつけ加わる。

[3-3] この 2 つのシチュエーションをつなぎ合わせるように解釈するとすれば次のようになるであろう。釈尊はコーサンビーでの雨安居中にサンガの紛争に遭遇されたがその調停に失敗され、雨安居が明けた後にバーラカローナカーラ村を經由してパーチーナヴァンサ林に行かれ、アヌルッダら 3 人と会われた。そしてその後パーリレツヤカを經由して舎衛城に行かれ、そこで次の年の雨安居を過ごされた。

そしてこの雨安居を過ごされた後、釈尊は次の雨安居地として予定されていたヴェーサーリーに向けて出発し、そこに到着する寸前のナーディカ村において、再びパーチーナヴァンサ林からゴーシंगा・サーラ林に遊行してきていたアヌルッダ、ナンディヤ、キンピラの 3 人に会ったのである。この経によれば釈尊はわざわざナーディカの煉瓦堂から彼らに会いにゴーシंगा・サーラ林まで行かれたのであって、それは彼らの和合ぶりを確認されたかったものと想像される。

われわれはコーサンビーの破僧事件が起ったのは釈尊 69 歳＝成道 35 年の雨安居後のことであると考えている。そしてその足で釈尊は舎衛城に向けてたった 1 人で出立された。このようなたった 1 人での遊行は釈尊の生涯でもこのときだけであろう⁽¹⁾。釈尊の心証はいかばかりのものであったであろうか。このあと釈尊はこの舎衛城で反省したコーサンビーの比丘たちを迎え、そのサンガは再び和合した。そしてその年、すなわち釈尊 70 歳＝成道 36 年の雨安居をサーヴァッティで過ごされたが、実はわれわれはさらにその翌年の釈尊 71 歳＝成道 37 年の雨安居地がどこであったのか決めかねていた。しかし先の『増一阿含』の記述を参考にして、コーサンビーの破僧事件とナーディカ村のゴーシंगा・サーラ林での事績をつなぎ合わせると、その年の雨安居地はヴェーサーリーであったことになる。現時点ではわれわれが考えている釈尊のヴェーサーリーでの雨安居年は、釈尊の 51 歳、57 歳、79 歳の 3 回だけで、大都市であって交通の要衝でもあったヴェーサーリーとしては少ない。このような状況証拠もあるから、釈尊 71 歳の雨安居地はヴェーサーリーであったと考えておきたい。

このように考えると、この節の主題とする MN.031 *Cūḷagosiṅga-s.* と『中阿含』185、『増一阿含』024-008 の後半部の説時は釈尊 71 歳＝成道 37 年の雨安居前ということになる。

(1) ただしまだ和尚と弟子の制が定められていない釈尊の生涯の最初期にはこのようなこともあったようである。MN.140 *Dhātuvibhaṅga-s.* (界分別経 vol.Ⅲ p.237、南伝 11 下 p.332) 参照

[4] ゴーシंगा・サーラ林を「仏在処」「仏説処」とする経は他にもある。仏在処というのは経の冒頭に記述される「如是我聞。一時仏在○○」とされるその場所(○○)のことである。一方の「仏説処」はこの仏在処から釈尊が他に移動されて説法されるその場所のことである⁽¹⁾。今の一連の説時推定論文では仏在処には実線の下線を施し、説処ないしは関連の場所には破線の下線を施している。

(1) 詳しくは「モノグラフ」第2号(2000年7月)に掲載した金子芳夫編【資料集2-1】『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧—マガダ国篇』の「作成の目的と意図」および「凡例」を参照されたい。

[4-1] まずゴーシंगा・サーラ林を「仏在処」とする経である。

MN.032 *Mahāgosīṅga-s.* (牛角林大経 vol. I p.212、南伝 09 p.371、『片山・中部』2 p.139) : あるとき世尊はゴーシंगा・サーラ林に住された。多くの高名な長老弟子たち (*sambahulā abhiññātā abhiññātā therā sāvakā*)、すなわちサーリプッタ、マハーモッガッラーナ、マハーカッサパ、アヌルッタ、レーヴァタ、アーナンダたちと共であった。

そのときマハーモッガッラーナは夕方に独坐より起って、マハーカッサパとアヌルッタの3人で法談をしにサーリプッタのもとを訪ねた。3人を見かけたアーナンダはレーヴァタを誘って彼らも合流した。サーリプッタを交えた6人は、「どのような比丘がゴーシंगा・サーラ林を輝かすのか」と話しあった。アーナンダは多聞にしてよく説示する比丘、レーヴァタは独座して空閑処を楽しむ比丘、アヌルッタは天眼を具えて千世界を見る比丘、マハーカッサパは林住し・乞食に生き・糞掃衣を着・三衣を持し・小欲知足して五分法身(戒・定・慧・解脱・解脱知見)を成就する比丘、マハーモッガッラーナは法談をよくする比丘、サーリプッタは心を征服し心に征服されない比丘を称賛した。そののち彼らは世尊のもとを訪れ、世尊に事の次第を報告し、サーリプッタが世尊に「誰がよく説いたか」と尋ねた。世尊は「それぞれよく説いた」とほめられた後、「乞食後、‘心解脱を得るまで結跏趺坐を解かない’²と決意する比丘がゴーシंगा・サーラ樹林を輝かすであろう」と説かれた。彼らは歓喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』184「牛角娑羅林経」(大正 01 p.726 下、国訳 06 p.156) : あるとき世尊は跋耆瘦の牛角娑羅林に住された。舍利子、大目犍連、大迦葉、大迦旃延、阿那律陀、離越哆、阿難らの多数の知識上尊比丘大弟子らも世尊の居られた葉屋の近くに住した。そのとき目連、摩訶迦葉、摩訶迦旃延、阿那律の4人が舍利弗のもとを訪れるのを阿難と離越が見て、一緒に舍利弗のもとへやって来た。彼らは「どのような比丘が牛角娑羅林を起発させるか」を話しあった。阿難は多聞を成就する比丘、離越は坐禅を楽しむ比丘、阿那律は天眼を成就する比丘、摩訶迦旃延は法師を分別する比丘、摩訶迦葉は常に無事を行ずる比丘、目連は如意足を有する比丘、舍利弗は心の自在な比丘を挙げた。そこで舍利弗が「誰が善説であるかを世尊に尋ねよう」と提案して7人で世尊のもとを訪ねた。世尊は各々の説を是認された後、「依止する村での乞食を終え、静かな樹下で結跏趺坐を解かずして漏尽に至る比丘は牛角娑羅林を起発さ

せる」と説かれた。これら諸々の比丘は世尊の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』037-003 (大正02 p.710下、国訳09 p.123) : あるとき世尊は神足高德比丘の賢者舍利弗、大目乾連、大迦葉、離越、阿難など500人の比丘らと共に跋耆国の牛師子園中に住された。そのとき大目乾連、大迦葉、阿那律が早朝に舍利弗を訪ねると、それを見た阿難も離越を誘って一緒に行った。彼らは「どのようにして比丘は牛師子園を楽しませるか」を話しあった。阿難は聞法、離越は坐禅、阿那律は天眼、大迦葉は阿練若行、大目乾連は神足、舍利弗は心の降伏を挙げた。そののち彼ら6人は世尊のもとを訪れて報告した。世尊は各自の説を是認された上で、「村落での乞食後、一樹下で結跏趺坐し、『我、いま坐を破らず。かならずや有漏を尽して無漏を成就する』という思いを抱く比丘は心解脱を得る。そのような比丘こそ牛角娑羅園にいるのに相応しい」と説かれた。比丘らは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

これらは経名からしても、また登場人物は全同であるわけではないが著名な釈尊の直弟子であるという点からも、本節の主題とする経の姉妹経というべきであろう。

[4-2] ゴーシंगा・サーラ林を「仏説処」とする経は次の経である。

『中阿含』084「無刺経」(大正01 p.560中、国訳05 p.013) : あるとき世尊は鞞舍離の獼猴江辺にある高樓台觀に住された。名徳の長老太尊大弟子の遮羅、優簸遮羅、賢善、賢患、無患、耶舍、上称らも世尊の葉屋近くに住していた。そのとき大勢の鞞舍離の麗掣(リッチャヴィ)族たちが高唱宣伝して世尊のもとを訪れようとした。長老比丘らは世尊の「禅は声を以て刺となす」という教えにより、牛角娑羅林へ避難した。世尊は麗掣族たちに説法された後、比丘らに「長老比丘らはどこに行ったのか」と尋ねられた。比丘らが事の次第を告げると、世尊は彼ら長老比丘らを大いに褒め称え、「持戒は犯戒をもって刺となし、諸根を護るは身を嚴飾するを刺となし、不浄想を修するは浄想をもって刺となし、慈心を修するは瞋恚をもって刺となすなど、四禅の刺、四無色定の刺、三刺(欲刺、恚刺、愚痴刺)の教えを説かれ、漏尽の阿羅漢は三刺を抜きすでに刺はない」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

AN.010-008-072 (vol.V p.133、南伝22下 p.028) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に多くの高名なる長老弟子(sambahulā abhiññātā abhiññātā therā sāvakā) チャーラ(Cāla)、ウパチャーラ(Upacāla)、ラッカタ(Lakkata)、カリンバ(Kaḷimbha)、ニカタ(Nikaṭa)、カティッサハ(Kaṭissaha)と、その他多数の弟子たちと共に住された。そのとき多数の有名なりッチャヴィ族の人々が世尊に会うために、大声をあげながら大林へとやって来た。そこで弟子たちは喧騒を避けてゴースィンガ・サーラ樹林(Gosīngasālayanadāya)へ避難した。説法ののち世尊は比丘らに「長老弟子たちはどこにいるのか」と尋ねられた。委細を知ると世尊は比丘らに、「禅定には声を棘とし、棘には10がある。①遠離を楽しむ者には人々の集まりを楽しむことが刺であり、②不浄相を修する者には浄相の実践が刺であり、③根門を護る者には観劇が刺であり、④梵行者には女性に心を傾けることが刺であり、⑤初禅には声が刺であり、⑥第二禅には尋伺が刺であり、⑦第三禅には喜が刺であり、⑧第四禅には入出息が刺であり、⑨想受滅定には想と受が刺であり、⑩貪欲・瞋恚・愚痴は刺である。比丘らよ刺を離れて住せよ。阿羅漢は刺なく刺を離れて住する」と

説かれた。

ここにも「多くの高名な長老弟子たち」と称される仏弟子たちが登場する。ただしここに上げられるチャーラ（遮羅）、ウパチャーラ（優簸遮羅）などの大徳たちは、「高名な」と謳われるにかかわらず、原始聖典にはほとんど登場することがなく、わずかに *Theragāthā* v.042 (1) のカディラ林住長老 (Khadiravaniya therā) = レーヴァタの偈にチャーラとウパチャーラが

チャーラーよ (Cāle)、ウパチャーラーよ (Upacāle)、シースーパーチャーラーよ (Sisūpacāle)、あなたたちは意を用いて住せよ、あなたたちのところに来るのは毛髪を貫くがごとき人 (vo vālaṃ viya vedhi) である。

として登場するのみである。註釈書 (2) によれば、「毛髪を貫くがごとき人」というのはサーリプッタのことであるとするが、チャーラーたちは女性形で呼ばれる沙弥であるとされる (3)。これを信じるとすれば、彼らは高名で高德な長老比丘ではないということになるが、聖典の記述を尊重すべきであろう。

(1) p.007、南伝 25 p.119

(2) 『仏弟子達の言葉註』1 p.255

(3) ‘Cāle’ などは女性名詞の呼格である。

[4-3] ゴーシンガ・サーラ林を仏在処ないしは仏説処とする経は、以上に紹介した経である。これらには高名な釈尊の直弟子たちが登場するという共通点がある。

また本節の主題とする経の経番・経名は *MN.031 Cūḷagosiṅga-s.* (牛角林小経) と『中阿含』185「牛角婆羅林経」であり、上記 [4-1] に紹介したゴーシンガ・サーラ林を仏在処とする経は *MN.032 Mahāgosiṅga-s.* (牛角林大経) と『中阿含』184「牛角婆羅林経」であって、経名を等しくした経番がつながっているから聖典の編集者たちはこれを互に関連するものと認識していたのであろう。

このように本経の主題とする経と [4-1] と [4-2] に紹介した経は互に関連しあっており、これらの経はすべて同一時のものであると考えてよいであろう。しかし [4-1] に紹介した経の仏在処はゴーシンガ・サーラ林であり、[4-2] に紹介した経の仏在処はヴェーサーリーの大林重閣講堂とされているから、前者は釈尊が舎衛城からヴェーサーリーに向われる途中、後者はゴーシンガ・サーラ林はヴェーサーリーと同じ界 (sīmā) であったと理解して、[4-1] の説時は釈尊 71 歳 = 成道 37 年の雨安居前、[4-2] の説時は釈尊 71 歳 = 成道 37 年の雨安居中と考えておきたい。

B 文献の『生経』「比丘各言志経第 16」(1) は *MN.032* = 『中阿含』184 を下敷きにしたものである。

(1) 大正 03 p.080 下

[5] 本節の主題とする経とその関連経の説時については上記のような結論が得られたが、ついでに仏在処をナーディカとする他の経を調査しておきたい。

ヴァッジ国のナーディカは記憶に留めておいてもよい場所で、「涅槃経」では釈尊はその最後の旅の途次にここからガンダク河を渡ってヴェーサーリーのアンバーパーリ園に行かれた。すなわちナーディカはガンダク河の対岸にあったヴェーサーリーに行くための渡し場

であった。

当時の 2 大都市といえばマガダ国の首都・王舎城とコーサラ国の首都・舎衛城である。したがって当時のインドのもっとも重要な幹線道路は王舎城と舎衛城を結ぶルートであった。ヴェーサーリーはその中継点にあったが、しかしこの幹線道路はガンダック河の西（右岸）を通過しており、ヴェーサーリーはこの河の東（左岸）にあったから、ヴェーサーリーに行くためにはガンダック河を渡らなければならない。その結節点の役割を果たしたのがコーティ村 (Koṭigāma) であり、その渡し場がナーディカであった。したがって「涅槃経」に描かれる釈尊の最後の旅では、釈尊は王舎城からヴェーサーリーに入るときにも、ヴェーサーリーを出てクシナーラーに行かれるときにもここを通られている⁽¹⁾。

このようにここは 3 大都市と称してもよい王舎城と舎衛城そしてヴェーサーリーを結ぶ結節点であったから、釈尊もしばしばここに滞在されたはずである。マハーパジャーパティー・ゴータミー (Mahāpajāpatī Gotamī) が初めて女性としての出家を許されたのもここであり、ここを仏在処とする文献はかなりの数に上る。

(1) 【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート」(森 章司、「モノグラフ」第 19 号 2014 年 9 月) p.212 以下参照

[5-1] まず先述の釈尊最後の旅を描く「涅槃経」では、ここで釈尊はサールハ (Sālha) 比丘、ナンダー (Nandā) 比丘尼、スダッタ (Sudatta) 優婆塞などたくさんの人々の死後を記別され、「法経 (Dhammādāsaṃ nāma dhamma-pariyāya)」と名づける教えを説かれたとされている。これに関連する経は「モノグラフ」の前号に掲載した【研究ノート 13】の【018】DN.018 Janavasabha-s. (闍尼沙経) のところで紹介し、説時推定も行った。

[5-2] またマハーパジャーパティー・ゴータミーの出家を記述する文献については「モノグラフ」第 10 号 (2005 年 4 月) 掲載した【論文 10】「Mahāpajāpatī Gotamī の生涯と比丘尼サンガの形成」(森章司) p.031 以下で紹介しておいた。これらはカピラヴァットゥにおいて釈尊がゴータミーの出家の願いを許さずそのままヴェーサーリーに向けて出発されたので、ゴータミーがその後を追いかけて、ここナーディカでアーナンダの執り成しによってその素懐を遂げたというものであり、この年代もそこですでに考察済みである。

[5-3] 以下には上記に取り上げなかった文献を紹介する。

次の経群は互いに関連する一連の経であると考えられる。

SN.014-013 (vol. II p.153、南伝 13 p.226) : あるとき世尊はニヤーティカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は比丘らに、「界 (dhātu) に縁って想 (saññā) が生じ、見 (diṭṭhi) が生じ、尋 (vitakka) が生じる」と説かれた。するとマハーカッチャーナ (Mahākaccāna) が「正等覚者にあらずして正等覚者であるという見解は何に縁って知られるか」と質問した。世尊は「この界は大きい。すなわち無明界である」と告げ、劣った界と中ぐらいの界と勝れた界とを説かれた。

『雑阿含』301 (大正 02 p.085 下、国訳 01 p.299) : あるとき世尊は那梨聚落の深林中にある待賓舎に住された。そのとき蹉陀迦旃延が世尊のもとにやって来て「正見とは何か」と質問した。世尊は「正見とは有無の二辺を離れた中道で、縁生縁滅を見ることである」と説かれた。蹉陀迦旃延は仏の所説を聞いて漏を尽くし心に解脱を得て阿羅漢を成じた。

『雑阿含』926 (大正 02 p.235 下、国訳 03 p.447) : あるとき世尊は那梨聚落の深谷精舎に住された。そのとき世尊は説陀迦旃延に「真実の禪を修すべし」として良馬の喩えによって煩惱を断すべきことを説かれた後、「大士夫に南無し、土之上に南無す。我は何に依りて禪定するや、知る能わざるを以てなり」との偈を誦された。このとき跋迦利が世尊の背後にあって扇で風を送っており、「比丘がどのように禪を修すれば諸天主の伊湿波羅や波闍波提に恭敬されるか」と質問した。世尊は「四大、四無色定などに依らずに禪を修する者が恭敬される」と出離の禪を説かれた。この教えを聞いた説陀迦旃延は遠塵離垢して法眼淨を得、また跋迦梨も心に解脱を得た。

『別訳雑阿含』151 (大正 02 p.430 下) : あるとき世尊は那提迦国の窟窟迦精舎に住された。そのとき世尊は大迦旃延に「定意を乱してはならない。諸根を乱した馬にはうまく乗れないようなものである」と説かれた。このとき薄迦梨が世尊の背後にあって扇で風を送っており、「禪定を修するというのはどのようなことをいうのか」と質問した。世尊は「世界のすべては虚偽で実法ではないと観ずることである」と説かれた。これを聞いて大迦旃延は遠塵離垢の法眼淨を得、薄迦梨は煩惱を永滅して結を尽した。

AN.011-001-010 (vol.V p.322、南伝 22 下 p.294) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき尊者サンダ (Sandha) が世尊のもとを訪れた。世尊は「いまだ調えられていない馬を木桶に繋ぐと穀草を思念するが、よく整えられた馬を木桶に繋ぐと穀草を思念しないように、未調馬の禪定をなすな、良馬の禪定をなせ」と説かれ、「地水火風に依止して禪定をなさず、四無色定等に依止して禪定をなさず、地において地想を伏し、……非想非非想処において非想非非想処想を伏して禪定をなす。そのような禪定にある賢き人、良馬はインドラ (帝釈天)、梵天、プラジャーパティと共なる人々も礼拝する」と説かれた。

これらには跋陀迦旃延、マハーカッチャーヤナ (大迦旃延)、説陀迦旃延、サンダが登場する。

跋陀迦旃延と説陀迦旃延は同一人物の異訳語であることは明らかであり、おそらく AN.011-001-010 に登場する尊者サンダも同一人物であろう。対応する『雑阿含』926 では説陀迦旃延とするからである。おそらくサンダは具名を Sandha-kaccāyana といったのであろう。さらに SN.014-013 と『別訳雑阿含』151 に登場するマハーカッチャーヤナ＝大迦旃延もこの Sandha-kaccāyana の誤りであろう。釈尊の背後にあって扇で風を送る跋迦利＝薄迦梨が阿羅漢果を得たのに、大迦旃延が法眼淨しか得なかったというのは理にあわない。

なお SN.012-015 ⁽¹⁾ にはカッチャーヤナ姓の尊者 (āyasmant Kaccāyana-gotta) が登場する。この概要は次の通りである、

あるとき世尊は舎衛城に住された。そのときカッチャーヤナ姓の尊者 (āyasmant Kaccāyana-gotta) が世尊のもとにやって来て「正見とは何か」と質問した。世尊は「この世の人々は多くは有と無との両極端に依止している。正慧によって如実に世間の集や滅を観ずることが正見である。『一切は有である』というのは極端であり、『一切は無である』というのも極端である。如来はこの両極端を離れ中によって法を

説くのである」と答えられたのち、「無明に縁りて行あり、乃至生に縁りて老死あり。これが苦蘊の集である。また無明の無余と離貪と滅に縁りて行の滅あり、乃至生の滅に縁りて老死の滅あり。これが苦蘊の滅である」と説かれた。

これは『雑阿含』301に対応することは明らかである。とするならばここに登場するカッチャーナ姓の尊者も Sandha-kaccāyana と同一人物であろう。したがってここにあげたすべての経はひとまとまりの経と考えてよいであろう。対応経という処理をしてもよいくらいである。したがって SN.012-015 は仏在処を舎衛城とするが、ナーディカの誤伝であると考えておく。

このひとまとまりの経（対応経）のなかに、釈尊の背後にあって風を送るヴァッカリ (Vakkali 跋迦利=薄迦梨) が登場するものがある。

ヴァッカリは「信勝解中の（第一）」⁽²⁾、「信解脱を得た者の最勝」⁽³⁾、「信解脱の者」⁽⁴⁾、「信解脱を得て意に猶予なき者」⁽⁵⁾として称賛される比丘である。一方では病に苦しんだあげくに自ら命を断つたとされる人物⁽⁶⁾であるが、釈尊は彼を「般涅槃した」と記別され⁽⁷⁾、また彼に「第1記」を与えた⁽⁸⁾とされるから、同一人物と考えてよいであろう。したがって彼は釈尊の在世中に入滅したことになる。とするならばこれらナーディカを仏在処とし Sandha-kaccāyana が登場する一まとまりの経は少なくとも『涅槃経』に描かれる釈尊最後の旅の途次にここに寄られた時のものではないであろう。ということになればこれら1群の経はナーディカを仏在処とするのであるから、これらも今まで検討してきた経と同様に、釈尊がヴェーサーリーで雨安居を過ごされた釈尊71歳=成道37年の雨安居前ということにしてよいであろう。

(1) vol. II p.016、南伝 13 p.023

(2) AN.001-014-001~007 (vol. I p.023)

(3) 『増一阿含』026-010 (大正 02 p.642 中)

(4) 『増一阿含』051-008 (大正 02 p.819 中)

(5) 『増一阿含』004-005 (大正 02 p.557 下)

(6) SN.022-087 (vol. III p.119、南伝 14 p.188)、『雑阿含』1265 (大正 02 p.346 中、国訳 03 p.034)、『増一阿含』026-010 (大正 02 p.642 中、国訳 08 p.318)

(7) 上記 SN.022-087、『増一阿含』026-010

(8) 『雑阿含』1265 (大正 02 p.346 中)

[5-4] また念死 (maraṇasati) について語られるナーディカを仏在処とする経がいくつかある。

AN.006-002-019 (vol. III p.303、南伝 20 p.035) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は比丘らに「どのように念死を修するか」と問われた。一人の比丘は「一日一夜生きる (rattindivam jiveyyam) という思いで修する」と答え、他の比丘たちは「一日」、「一鉢の食を食する間」、「4~5口を食する間」、「1口を食する間」、「出息と入息の間」と答えた。世尊は前の4人に対して「放逸にして緩慢である」と、また後の2人に対して「不放逸にして敏捷である」と告げ、「不放逸にて念死を修せよ」と教誡された。

AN.008-008-073 (vol. IV p.316、南伝 21 p.269) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は比丘らに「念死を修すれば果が多い」と説かれた。

すると比丘らは私は念死を修していますというので、世尊は「どのように修しているか」と問われた。一人の比丘は「一日一夜生きるという思いで修する」と答え、また他の比丘たちは「一日」、「半日」、「一鉢の食を食する間」、「半分の鉢食を食する間」、「4～5口を食する間」、「1口を食する間」、「出息と入息の間」などと答えた。世尊は前の6人に対して「放逸にして緩慢である」と、また後の2人に対して「不放逸にして敏捷である」と告げ、「不放逸にて死念を修せよ」と教誡された。

AN.006-002-020 (vol. III p.306、南伝 20 p.039) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は比丘たちに、念死を修すれば大果がある、どのように修すれば大果があるかを説かれた。

AN.008-008-074 (vol. IV p.320、南伝 21 p.274) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は「念死を修すれば果が多い」と説かれた。そして「人には多くの死の縁があり、いつ死ぬかも知れないと観じて、正念・正知を起こすべきである」と説かれた。

これらには固有名詞を有する特定の比丘は登場せず、説時を推定する手掛かりとなる情報は含まれない。しかしこれらはナーディカのたくさんの人々の死後の記別を与えられ、「法鏡経」を説かれたとする『涅槃経』のエピソードに関連するかも知れない。そのように考えて、これらの説時は釈尊 79 歳＝成道 45 年の雨安居前ということとしたい。

[5-5] ナーディカを仏在処とする経には、さらに次のようなものがある。

SN.035-113 (vol. IV p.090、南伝 15 p.146) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき世尊は独坐してこの法門を説かれた。すなわち「眼乃至意と色乃至法に縁りて眼識乃至意識が生じ、この3つが和合して触があり、触に縁りて受があり、受に縁りて愛があり、愛に縁りて取があり、云々。これが全苦蘊の集である。眼乃至意と色乃至法に縁りて眼識乃至意識が生じ、この3つが和合して触があり、触に縁りて受があり、受に縁りて愛がある。その愛の無余と離貪と滅に縁りて取の滅があり、取の滅に縁りて有の滅があり、云々。これが全苦蘊の滅である」と。そのとき一人の比丘が立って聞いていたので、世尊は「聞いたか」と尋ねられた。彼が「聞いた」と答えると、世尊は「この法門は初梵行なるもの (*ādibrahmacariyaka*) である」と告げられた。

SN.012-045 (vol. II p.074、南伝 13 p.109) : あるとき世尊はナーティカの煉瓦堂 (*Ñātika Giṇṇakāvasatha*) に住された。そのとき世尊は独坐してこの法門を語られた (*imaṃ dhammapariyāyaṃ abhāsi*)。すなわち「眼乃至意と色乃至法に縁りて眼識乃至意識が生じ、この3つが和合して触があり、触に縁りて受があり、受に縁りて愛があり、愛に縁りて取があり、云々。これが全苦蘊の集である。眼乃至意と色乃至法に縁りて眼識乃至意識が生じ、この3つが和合して触があり、触に縁りて受があり、受に縁りて愛がある。その愛の無余と離貪と滅に縁りて取の滅があり、取の滅に縁りて有の滅があり、これが全苦蘊の滅である」と。

『雑阿含』1037 (大正 02 p.270 下、国訳 03 p.053) : あるとき世尊は那梨聚落の曲谷精舎に住された。そのとき耶輸長者の病気が重かった。このようにして阿那含

果の記別を得ること、「達摩提那修多羅」に広説されているごとくである。

AN.006-006-059 (vol. III p.391、南伝 20 p.149) : あるとき世尊はナーディカの煉瓦堂に住された。そのとき材木商の居士が世尊のもとにやって来て、「私は阿羅漢を得た比丘衆に布施をする」と語った。世尊は居士に、「あなたが阿羅漢の比丘であるかどうかを見極めるのは難しい。林住の比丘、村の近辺に住する比丘、常乞食者の比丘、受請者の比丘、糞掃衣者の比丘、居士衣を着る比丘であれ、それらの中には非難されるべき者もいれば称賛されるべき者もいる。それ故にサンガに布施しなさい」と説かれた。

これらの経には説時を推定するような情報がなく、また教えの内容にも特徴がない。『雑阿含』1037に登場する耶輸長者はこの経にしか見いだせない。なおこの経が参照せよという「達摩提那修多羅」は『雑阿含』1033 (1)、1034 (2)、1035 (3)、1036 (4) のようで、これらは仏在処も区々であり、それぞれ重篤なる病気の人物が登場するが、人物はこれまた区々であるから、これらが説時の参考になるということもない。

このようにこれらの経にはこれとって説時を特定する材料は含まれないから、これらの説時は釈尊 71 歳の雨安居前とした「[釈尊] ナーディカの煉瓦堂においてマハーカッチャーヤナ、サンダ・カッチャーヤナ、ヴァッカリ、サンダなどと問答する。」の同時経としておきたい。

(1) 大正 02 p.270 上

(2) 大正 02 p.270 上

(3) 大正 02 p.270 中

(4) 大正 02 p.270 上

[6] 次にアヌルッダとナンディヤとキンピラの 3 人が一緒に住していたとする経を検討する。この 3 人はあたかも 3 人組と称してもよいように 3 人で一緒に暮らしていることが多かったようで、3 人が一緒に登場する経がいくつか存在する。

なお『パーリ律』の「破僧鞞度」では、このアヌルッダとキンピラとそれにバディヤ (Bhaddiya)、アーナンダ、バグ (Bhagu)、デーヴァダッタとウパーリの 7 人は一緒に出家したとされる釈迦族の青年たちであり (1)、このなかにはナンディヤは含まれていない。しかしこれに相応する『四分律』「僧残」010 (2) では阿那律、跋提、難提、金毘羅、難陀、跋難陀、阿難陀、提婆達、優波離の 9 人とされ、『五分律』「僧残」010 (3) では跋提、阿那律、阿難、難提、調達、婆婆、金鞞盧、優波離の 8 人とされ、このなかにナンディヤも含まれている。以下に紹介する経にもこの 3 人ないしはグループがイメージされているのであろう。さらにいえば 3 人組ではアヌルッダが代表して答えるという本節の主題たる経のイメージにも重なるものがある。

このような経には次のものがある。

MN.068 *Naḷakapāna-s.* (那羅伽波寧村経 vol. I p.462、南伝 10 p.277) : あるとき世尊はコーサラ国のナラカパーナ (Naḷakapāna) にあるパラサ林 (Palāsavana)に住された。このとき高名な善男子 (abhiññātā abhiññātā kulaputtā) すなわちアヌルッダ、ナンディヤ、キンピラ、バグ、クンダダーナ (Kuṇḍadhāna)、レーヴァ

タ (Revata) 、アーナンダなどが在家より出家者となった (agārasmā anagāriyam pabbajitā honti)。世尊は彼らに、「梵行を楽しむか」と3度尋ねられたが誰も答えなかった。アヌルッダに向かって問われると、「私たちは梵行を楽しんでいる」と答えた。世尊は「それはよいことだ。誰かに命じられたり、生活のためではなく、人生の春において漆黒の髪を有しつつ、『苦の終焉を遂げよう』と思い立ちって出家者となったのである。しからば出家者のなすべきことは欲や不善法を離れて喜樂を得ることである。如来は未来の生老死を有する諸漏を捨て、根の切られたターラ樹のように未来に生じない。また比丘や比丘尼や優婆塞や優婆夷が命終して、『彼は不還者となるか、一來者となるか、預流者となる』と弟子を記別するのは、信ある者がそれを聞いて如性のために心が集中し (tathattāya cittaṃ upasaṃharati)、幸福となるからである」と説かれた。尊者アヌルッダは歡喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』077「娑鷄帝三族姓子経」(大正01 p.544中、国訳04 p.376)：あるとき世尊は娑鷄帝 (Sāketa) の青林 (Palāsavana) に住された。このとき娑鷄帝に3人の族生子尊者がいた。阿那律陀と難提と金毘羅である。彼らは年少で出家して正法に入ってから久しくなかった。世尊が彼らに「梵行を楽しんでいるか」と尋ねられると、彼らが黙っていたので、阿那律陀に直接尋ねられた。阿那律陀は「その通り梵行を楽しんでおります」と答えた。そこで世尊は漏尽の比丘と比丘尼、五下分結を断じた比丘と比丘尼と優婆塞と優婆夷、三結を断じた比丘と比丘尼と優婆塞と優婆夷、人天七往來の比丘と比丘尼と優婆塞と優婆夷について説かれた⁽⁴⁾。尊者阿那律陀と諸々の比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』035(大正02 p.008上、国訳01 p.054)：あるとき世尊は支提 (Ceti) の竹園精舎に住された。そのとき阿那律陀、難陀、金毘羅の3人がいて、彼らは出家して久しくなかった。世尊は彼らが心の中で思っていることを知って、「色乃至識が無常であり苦であり、變異の法である」と説かれた。3正士はこれを聞いて心に解脱を得た。諸々の比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

なお

『雜阿含』082(大正02 p.021上、国訳01 p.048)：あるとき世尊は支提の竹園精舎に住された。そのとき世尊は比丘らに「あなた方は何のところにおいて無常・苦を見るか」と問いかけられ、「色乃至識において無常であると見、無常であれば苦であると見る苦を見る。このように見れば色乃至識を厭離し解脱する」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

は、阿那律陀、難陀、金毘羅という名は記されないが、仏在処と説法の内容から『雜阿含』035の同時経と考えてよいであろう。

これらには、「彼らは年少で出家して正法に入ってから久しくなかった」「彼らは出家して久しくなかった」とされている。しかし前の2経には比丘、優婆塞、優婆夷と並べて「比丘尼」という言葉も出る。しかしこれは形式的な決まり文句のようなものであろう。アヌルッダたちが出家したのは前述したように提婆達多と一緒にあって釈尊47歳の雨安居後のことであり、マハーパジャーパティー・ゴータミーを縁として女性の出家が認められたのは釈尊

58歳の雨安居後のことであるから、けっしてアヌルッダたちが出家して久しからざる時ではないからである。

またアヌルッダたちが出家した場所は釈尊がマッラ国のアヌピヤー（Anupiyā）におられた時であったから、これらの経の仏在処とは異なる。したがってこれらの経は彼らが出家したまさにそのときのものではないということになる。しかしそれからあまり年数がたっていないころのことであったのであろう。出家後5年以内のことで、この3人組はこの時点では「仏を上首とするサンガ」の一員として修行していたと考えてよいのではなかろうか。しかしそれから少なくとも20年くらい後にコーサンビーの破僧が起こったときには、彼らはすでに長老比丘になっていて、自分たちの弟子をもつサンガのリーダーであったであろう。このサンガはこの3人組の集団指導態勢であって、その中心的な存在はアヌルッダであったであろう。それは上述の釈迦族の青年たちの出家はアヌルッダがリードしたという因縁からも納得されうる。

ところでこれらの経の仏在処は娑鷄帝（Sāketa）、支提（Ceti）、コーサラ国のナラカパーナ（Nalākapaṇa）とされておりバラバラである。娑鷄帝（Sāketa）は舎衛城の南にあったコーサラ国の大都市であり、舎衛城との間に駅伝の駅が7つ作られていた⁽⁵⁾。またチェーティ国はコーサンビーを首都とするヴァンサ（Vamsa）国の西南隣にあった国である。コーサラ国のナラカパーナの詳細は知られない。ところでアヌルッダたちが出家した世尊47歳から5年の間に世尊がサーケータやチェーティを通られた可能性のある年は、世尊が52歳＝成道18年のアンガ国のチャンパーで雨安居を過ごされ、次の年、世尊53歳＝成道19年の雨安居を舎衛城で過ごされるために遊行された途中である。この間なら釈尊はガンジス河にそって西上され、途中でチェーティ国に立ち寄ってから、サーケータを經由してサーヴァッティまで行かれるのは、少々遠回りの感はあるが不可能ではない。ということでこれらの経の説時は釈尊53歳＝成道19年の雨安居前としておく。

なおコーサラ国のナラカパーナを仏在処とする経が他にもある。AN.010-007-067⁽⁶⁾とAN.010-007-068⁽⁷⁾の2経である。これらは本稿の【003】MN.003 *Dhammadāyāda-s.*（法嗣経）の説時を検討したところで経の概要も紹介した上で釈尊77歳＝成道43年の雨安居前という結論を得ている。

(1) *Vinaya* vol. II p.180

(2) 大正22 p.591上

(3) 大正22 017上

(4) 漏尽は阿羅漢果、五下分結の断は不還果、三結の断は一来果、人天七往来は預流果をさす。

(5) 【論文26】「原始仏教時代の通商・遊行ルート」（「モノグラフ」第20号 2015年11月）p.042参照

(6) vol.V p.122、南伝22下 p.014

(7) vol.V p.125、南伝22下 p.018

- 【032】 MN.032 *Mahāgosīṅga-s.* (牛角林大経 vol. I p.212、南伝09 p.371)
『中阿含』184「牛角娑羅林経」(大正01 p.726下、国訳06 p.156)
『増一阿含』037-003(大正02 p.710下、国訳09 p.123)

[1] これらはすでに前節の【031】 MN.031 *Cūḷagosīṅga-s.* (牛角林小経)において検討し、経の概要も紹介した。ちなみにその説時は釈尊71歳=成道37年の雨安居前としている。

[033] MN.033 *Mahāgopālaka-s.* (牧牛者大経 vol. I p.220、南伝 09 p.383)

『雑阿含』1249 (大正 02 p.342 下、国訳 03 p.022)

AN.011-002-018 (vol.V p.347、南伝 22 下 p.329)

『増一阿含』049-001 (大正 02 p.794 上、国訳 10 p.001)

鳩摩羅什訳『放牛経』(大正 02 p.546 上)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.033 *Mahāgopālaka-s.* (牧牛者大経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「牧牛者が 11 種の教え (色を知り、相に通じ、虫卵を除き、瘡を処置し、烟を起し、飲まれるべきものを知り、河を渡す場所や道順や悪路を熟知し、搾乳のときは子牛の為に乳を残し、群れのリーダーを恭敬すること) を守って牛を飼育すれば繁栄するように、比丘も四大よりなる色を如実に知り、業相、欲と瞋と害を除き、六根を防護し、広く他に説法し、法や律に通じ、利養と法に対する信受を得、八聖道や四念処を如実に知り、施物の受ける限度を知り、サンガの指導者を恭敬するならば繁栄するであろう」と説かれた。

『雑阿含』1249 : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「牧牛者が十一法 (色、相、害虫、瘡、烟、正路、止処、度処、放牧処、搾乳、群れを領すること) を成就するならば群牛を飼育できるように、比丘も十一法 (四大、業相、欲害、六根、法の分別顯示、八聖道、歡喜乃至饒益、経律論、四念処、施与の限量、承望奉事) を成就するならば、自らを安樂にし他を安樂にさせることができる」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

AN.011-002-018 : [仏在処不記載] 世尊は 11 支を成就する牧牛者 (*gopālaka*) は牛群をよく養護する。このように 11 法を成就する比丘はこの法・律においてよく増大することができる」と説かれた。11 法とは…… (略)。

『増一阿含』049-001 : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「牧牛人が牛を擁護して饒益するように、比丘も、①四大の色と四大所造の色を知り、②愚相と智相を実の如くに知り、③欲想、恚想、害想及び諸悪不善の想が起れば念じて捨離することを知り、④眼が色を見るも、耳が声を聞くも、鼻が香を嗅ぐも、舌が味を知るも、身が細滑を知るも、意が法を知るも想を起さず、染著せず、諸根を淨め、⑤所聞の法を広く人のために説き、⑥賢聖八品道を知り、⑦如来所説の法宝を聞いて心が愛樂し、⑧十二部経を撰んで行じ、⑨四念処を知り、⑩飲食を食らずに節度を保ち、⑪身口意に善行を以て長老の比丘に向えば、現法中に饒益するところが多いであろう」と説かれ、「牧牛にして放逸ならずんば、其の主其の福を獲ん。六牛は六年中に展転して六十牛とならん。比丘にして戒を成就せば、禪において自在を得ん。六根寂然として六年に六通を成ぜん」と偈を頌された。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

鳩摩羅什訳『放牛経』 : ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに牧牛児が 11 法を知ればよく牛を養えるように、比丘も 11 法を知れば 6 年

で阿羅漢を得ることができると説かれた。11 法とは……（略）。
比丘らは所説を歡喜受行した。

[2] この経には仏在処を舍衛城・祇樹給孤独園とするのみ（ただし AN.011-002-018 には仏在処が記されていない）であって、固有名詞を有する人物は登場しない。したがってこの経の説時は祇樹給孤独園が寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居前以降とする漠然とした結論とするしかない。

[034] MN.034 *Cūḷagopālaka-s.* (牧牛者小経 vol. I p.225、南伝 09 p.390)

『増一阿含』 043-006 (大正 02 p.761 中、国訳 09 p.288)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.034 *Cūḷagopālaka-s.* (牧牛者小経) : あるとき世尊はヴァッジ国 (Vajji) のウッカーチェーラー (Ukkācelā) のガンガー河の岸边に住された。そのとき世尊は比丘らに、「昔、マガダ人 (Māgadhaka) で智慧のない牧牛者がいて、雨期の最後の月に此岸と彼岸を観察せずに、渡し場でない所で牛の群れを対岸のスヴィデーハ族の地域 (uttaramtiraṃ Suvidehaṃ) へ渡らせようとして、河の真ん中で不運に遭遇した。そのように沙門や婆羅門は此岸や彼岸、魔の領域や非魔の領域、死の領域や非死の領域に精通しない者に導かれると不幸をもたらす。その一方で、昔、マガダ人で智慧のある牧牛者がいて、雨期の最後の月に此岸と彼岸を観察し、牛の群れを渡し場から対岸のスヴィデーハ族の地域へ渡らせようとして、まず牛王、父牛といった群れのリーダーを渡らせ、次に力強くて馴らされた牛、離乳牝牛、離乳牝牛、力弱き子牛を渡した。そのように沙門や婆羅門は此岸や彼岸、魔の領域や非魔の領域、死の領域や非死の領域に精通した者に導かれると幸福をもたらす」と説き、リーダー格の牛を諸漏を尽した阿羅漢、力強くて馴らされた牛を五下分結を断じた不還者、離乳牝牛と離乳牝牛を三結を断じて貪瞋痴を薄くした一來者、力弱き子牛を三結を断じた預流者、母牛に従う子牛を随信者・随法者に喩えられた。

『増一阿含』 043-006 : ある時世尊は摩竭国の神祇恒水の側に 500 人の比丘らと共に住された。そのとき世尊は比丘らに、「あたかも摩竭国の愚かな牧牛人がガンジス河の此岸から彼岸へと牛を渡そうとして、河の深淺を観察せずに追いたてて河の流れで失うように、外道梵志は自ら罪業をつくり、また他人を罪の中に陥れてしまう。しかるに智慧ある牧牛人は河の深淺をよく観察して牛を彼岸に導くように、如来は生死の海に魔の徑路を観察して、八正道によってこの生死の難を渡す」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] 仏在処については、MN.034 はヴァッジ国 (Vajji) のウッカーチェーラー (Ukkācelā) とするが、『増一阿含』は摩竭国の神祇恒水の側とするから場所が異なる。

なお MN.034 の牧牛者はマガダ人であり、MN.の註釈書 *Papañca-sūdanī* (1) は、「『対岸のスヴィデーハ族の地域 (uttaramtiraṃ Suvidehānaṃ) 』については、ガンガー河のこちら岸にマガダ国 (Magadharatṭha) があり、向こう岸にヴィデーハ国 (Videharatṭha) があって、牛たちをマガダ国からヴィデーハ国へ導き守ろうと向こう岸に渡そうとした」という意味であるとしているから、もし仏在処がヴァッジ国 (Vajji) のウッカーチェーラー (Ukkācelā) のガンガー河の岸边だとすれば、例話の牧牛者の所住地は右岸であり、仏在処は左岸であって、所在は異なることになる。

ここには固有名詞をもつ登場人物は登場しない。

(1) vol. II p.265、片山・中部 2 p.166

[2-1] ヴァッジ国 (Vajji) のウッカーチェーラー (Ukkacelā と綴られることもある) を
 仏在処とする経には他に次のものがある。

『中阿含』076「郁伽支羅経」(大正01 p.543下、国訳04 p.374) : あるとき世尊
 は郁伽支羅の恒水の池岸に住された。そのとき一人の比丘が晡時に燕坐より立って世
 尊のもとを訪れ「教えを説いて下さい」と願い出た。世尊は四念処、三定(有覚有観
 定、無覚少観定、無覚無観定)、四無量心の教えを説かれた。この教えを聞いた比丘
 は後に阿羅漢を得た。また諸々の比丘は仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

SN.039-001 (vol.IV p.261、南伝15 p.402) : [釈尊は登場しない] あるときサー
 リプッタはヴァッジ族のウッカーチェーラーのガンガー河の辺 (Ukkacelāyaṃ
 Gaṅgāya nadiyā tīre) ⁽¹⁾ に住していた。ときにサーマダカという遊行者
 (Sāmaṇḍaka pribbājaka) がやって来て「涅槃とは何か」と質問した。サーリプッ
 タは「貪欲と瞋恚と愚痴の滅が涅槃である。その涅槃への道は八正道である」と答え
 た。

SN.039-002~16 (vol.IV p.262、南伝15 p.402) : 本文は省略されている。
 038-002~016と同じだからであって、これらの主人公もサーリプッタであり、釈
 尊は登場しない、と理解する。

SN.047-014 (vol.V p.163、南伝16上 p.387) : あるとき世尊はヴァッジ国のウッ
 カチェーラーのガンガー河の岸辺 (Vajjisū Ukkacelāyaṃ Gaṅgāya nadiyā tīra) に
 大比丘サンガと共に住された。サーリプッタとモツガッラーナが般涅槃して久しか
 らざる時 (acirapariniibbutesu) であった。そのとき世尊は比丘らに、「サーリプッ
 タとモツガッラーナが般涅槃してからこの衆会 (parisā) は空虚に感じられる。しか
 し過去の諸仏にも未来の諸仏にもこのような1双の弟子が般涅槃しても憂い (soka)
 や悲しみ (parideva) はない。大樹もいつかは倒れる。だから自らを島とし、自らを
 帰依処とし、他を帰依処とせず、法を島とし、法を帰依処として、他を帰依処とせず、
 身・受・心・法に思いを凝らして住しなさい。私の滅度した後もそうすれば、最上の
 比丘である」と説かれた。

ところでSN.039-001に登場するサーマダカという遊行者 (Sāmaṇḍaka pribbājaka)
 は次の経にも登場する。

AN.010-007-065~066 (vol.V p.120、南伝22下 p.012) : [釈尊は登場しない]
 あるときサーリプッタはマガダ国のナーラカ村 (Nālakagāṃmaka) に住していた。とき
 にサーマダカという遊行者 (Sāmaṇḍaka paribbājaka) がサーリプッタのもとにやっ
 て来て、「法と律において何を樂となし、何を苦となすか」と質問した。サーリプッタ
 は「不歡喜を苦とし、歡喜を樂とする。不歡喜のときには行、住、坐、臥、村、阿練若、
 樹下、空屋、露処にあっても喜ばず。このようなときを苦となす。歡喜のときにはこれ
 らにあっても喜ぶ。このようなときを樂となす」と答えた。

なおナーラカ村はサーリプッタの生地とされるところである ⁽²⁾。

(1) パーリは 'Ukkavelāyaṃ' とするが 'Ukkacelayaṃ' とする写本 (B1,2) もあり、
 Chatṭha Saṅgāyana 版も 'Ukkacelāyaṃ' とする。これを採用する。

(2) Therag. v.981 の註

[2-2] ところでヴァッジ国 (Vajji) のウッカーチェーラー (Ukkācelā) というのはどの辺りにあったのであろうか。ガンガー河の岸边とされ、ここにおいてマガダ国からスヴィデーハ族の地域へ牛を渡そうとした牧牛者のことが語られるから、ガンジス河を挟んでマガダ国の対岸にあったヴァッジ国の土地であったのであろう。釈尊時代のヴィデーハ国はヴェーサーリーよりも北にあって、ガンジスを挟んでマガダと対峙するような位置にあったとは考えられないが、ヴァッジ国はリッチャビ族やヴィデーハ族を主とする8つの部族から構成されていたから、マガダの対岸にヴィデーハ族の住む村があったと考えることはそれほど無理ではない。

釈尊は最後の旅で、パータリ村でガンジス河を渡られ、コーティ村 (Koṭigāma) に至られたとされている。したがってパータリ村の対岸にはコーティ村があったのであろう。一方 DN.026 *Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経) の関連経には、ガンジス河のマガダ国側にはマートゥラー (Mātulā) というナガラがあったとされているから、ウッカーチェーラーの対岸はこのマートゥラーだったのではなかろうか。マガダ国からガンジス河を渡ってヴァッジ国側に至るルートには、パータリ村からコーティ村に至るルートと、マートゥラーからウッカーチェーラーに渡るルートの2本があったということになる (1)。

(1) 【研究ノート13】の【026】「*Cakkavattisihanāda-s.* (転輪聖王師子吼経)」を参照。

[2-3] ところで先に紹介した経 (AN.010-007-065~066 も含める) を整理してみると次のようになる。

	釈尊が登場するもの (仏在処)	釈尊が登場しないもの (舍利弗在処)
舍利弗が登場するもの		SN.039-001 (ヴァッジ国のウッカーチェーラー)、SN.039-002~16 (ヴァッジ国のウッカーチェーラー)、AN.010-007-065~066 (マガダ国のナーラカ村)
舍利弗が登場しないもの	MN.034 (ヴァッジ国のウッカーチェーラー)、『増一』043-006 (摩竭国の神祇恒水の側)、『中阿含』076 (郁伽支羅の恒水の池岸)、SN.047-014 (ヴァッジ国のウッカーチェーラー)	

要するに釈尊が登場するものにはサーリプッタは登場しないし、サーリプッタが登場するものには釈尊が登場しないということになる。そしてサーリプッタが登場しない SN.047-014 には「サーリプッタとモッガッラーナが般涅槃して間もない頃であった」とされている。ちなみにこの註釈書では、サーリプッタの入滅は Kattika 月の満月の日であったとされており、マハーモッガッラーナの死はその半月後の黒分の布薩の日とされている (1)。
Kattika 月の満月の日は古代中国暦の8月15日であって後安居が終る日にあたる。しかしこれは釈尊は竹林村 (Beluva 村) で生涯最後の雨安居を過ごされたあと、サーヴァッティに赴くという奇妙な伝承に基づくものである。

ところで竹林村での雨安居ののちに釈尊はクシナーラーに赴かれ、そこで般涅槃されたと

する普通の伝承にしたがってということであるが、サーリプッタが登場しないからといって彼が入滅した後の経だとは限らない。しかしウッカーチェーラーというところは、おそらくガンジス河の岸辺の片田舎であったであろうから、そうたびたび釈尊が訪れて事績を残すような場所ではないであろうことを考えると、ウッカーチェーラーを仏在処とし、釈尊のみが登場するものは SN.047-014 がいうようにサーリプッタの入滅直後の経であると考えてよいのではないであろうか。

われわれはサーリプッタの死を釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨期であったと考えているから、そうするとこれら釈尊が登場してサーリプッタの登場しない経の説時は釈尊は 77 歳の雨安居をサーヴァッティで過ごされ、78 歳の雨安居を王舎城で過ごすために遊行されていたその途中ということになる。すなわち MN.034 の仏在処を尊重すれば釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居後に王舎城に赴かれるためにガンガー河を渡る前ということになる。

これに対してサーリプッタが登場するものは、いうまでもなく彼の入滅前でなければならぬ。実は先に紹介したサーリプッタが主人公で釈尊が登場しない経のすべてはパーリであって、他の「涅槃経」には登場しないすでに死んでいるはずのサーリプッタが、パーリの『涅槃経』のみには登場するという不可解な伝承が存するからこれに関係するかとも思われるが、今の場合はこれには関係がないであろう。

しかしながらウッカーチェーラーという場所つながりを考えれば、これら 2 つのグループの経には何らかの関係がありそうに思える。とするならばサーリプッタが登場する経は釈尊が登場する経と時間的にはそれほど隔たっていなかったのではなかろうか。このように考えてサーリプッタが主人公の経の説時は 釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居前であると考えておきたい。サーリプッタはそれから間もなく入滅したのである。

なお細かなことをいえば、AN.010-007-065～066 のサーリプッタの所在地はマガダ国のナーラカ村であるが、SN.047-013 (2) によればサーリプッタはナーラ村 (Nālagāma) (3) で入滅したとされている。もしこれらを同一地であると解釈すれば AN.010-007-065～066 はサーリプッタが自身の入滅直前に説いたとしてよいかもしれない。

- (1) 岩井昌悟「舍利弗の入滅をめぐる諸伝承について」(『印度学仏教学研究』54-1 平成 17 年 12 月) p.419 参照。
- (2) vol.V p.161、南伝 16 上 p.384
- (3) Malalasekera は Nālā と読んでいる。vol.II p.057

[035] MN.035 *Cūḷa saccaka-s.* (薩遮迦小経 vol. I p.227、南伝 09 p.394)

『雑阿含』110 (大正 02 p.035 上、国訳 01 p.117)

『増一阿含』037-010 (大正 02 p.715 上、国訳 09 p.138)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.035 *Cūḷa saccaka-s.* (薩遮迦小経) : あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂 (Mahāvane Kūtāgārasālā)に住された。そのときニガンタ派のサッチャカ (Saccaka Nigaṇṭhaputta) もヴェーサーリーに住んでおり、論議を挑む者・論議に巧みな者ということで多くの人々に尊敬されていた。彼は、「サンガを持ち、ガナを持ち、衆の師であって (saṃghim, gaṇim, gaṇācariyam) 阿羅漢であって正等覚者と称する者も自分に勝つ者はいない」と豪語していた。そこへ尊者アッサジ (Assaji) が乞食にやって来たので、「沙門ゴータマはどのように弟子を教導するのか」と質問した。アッサジが「世尊は『色・受・想・行・識は無常であり、無我である。諸行は無常であり (sabbe saṃkhārā aniccā)、諸法は無我である (sabbe dhammā anattā)』と教導される」と答えると、彼は不快の念をあらわにして「沙門ゴータマを邪見より離脱させる」と息巻いた。

そのとき 500 人のリッチャヴィ族たちが集会堂 (santhāgāra) に集まっていたので彼はそこへ行って彼らを引き連れ、大林の重閣講堂におられた世尊のところへやってきた。世尊はサッチャカに、「あなたはどのような論を立てているのですか」と尋ねられた。彼は「色は私のアートマン (me attā) であると説いている」と答えた。世尊は「コーサラ国王のパーセーナジ (rañño Pasenadissa Kosalassa) におけるように、マガダ国王のアジャータサットウ王 (rañño Magadhassa Ajātasattussa Vedehiputtassa) におけるように、灌頂された王は自分の領土において殺されるべき者を殺す権利を有すると思いますか」と質問された。彼は「その通り」と答えた。そこで世尊は「あなたは色は私のアートマンであるといいましたが、色をこのようであれ、このようであるなかれ、とすることができますか」と問い詰めると、彼は黙り込んでしまった。このときヴァジラパーニ夜叉 (Vajirapāṇi yakkha) が彼の頭上に現れて諫めると、彼は怖れを感じて世尊の問いに答え始めた。こうして世尊が彼と五蘊についての論議を尽くされると、遂に彼は答えられずに沈黙してうな垂れてしまった。これを見たリッチャヴィ族のドゥムムカ (Dummukha Ricchaviputta) が「足を切られた蟹のようにサッチャカは身動きできない」と貶めた。

サッチャカは自分の軽率さを認め、世尊と比丘たちを翌日の食事に招待した。翌日、世尊は比丘らと共にニガンタ派のサッチャカの園 (ārāma) に赴かれた。世尊が食事の供養を受け終わると、サッチャカは低い座を携えて世尊の傍に坐し、「この布施に功德があるならば、施主 (dāyaka) たちの安楽のためになりますように」⁽¹⁾ と言った。世尊は「あなたのように食欲・瞋恚・愚痴を断じていない者によって生ずるものは、それは施主たちのためになるであろう。しかし私のように食欲・瞋恚・愚痴を断じている応供者に由って生ずるものは、あなたのためになるだろう」と告げられた。

『雑阿含』110：ある時世尊は毘舍離の彌猴池に住された。そのとき毘舍離国に論議を自慢とする薩遮尼犍子がいて、所用の途中に阿湿波誓比丘を見かけて、「沙門瞿曇は弟子たちにどんな法を説いているのか」と尋ねた。阿湿波誓は「世尊は色・受・想・行・識は無常・苦・空・非我であると観ぜよと説かれている」と答えた。

薩遮尼犍子は集会所に集まっていた500人の離車を引連れて大林におられた世尊のところへ行き、「色は我である」と反論した。そこで世尊は「もしそうなら色を随意自在にこのようにならしめ、このようにならしめざるを得るか」と質問された。薩遮尼犍子は黙ってしまったので金剛力の鬼神が現れて、「もし答えなければ金剛杵をもって頭を七分してしまうぞ」と脅かした。彼はしぶしぶ世尊の所説を認めた。そのとき衆中に突目佉という者がおり、「薩遮尼犍子は巨万の富を持つ長者が罪を犯してすべてを失うようなものだ」と揶揄した。薩遮尼犍子は服して、「この毘舍離は豊楽の国土であって、遮波梨支提、漆菴羅樹支提、多子支提、拘楼陀支提、婆羅受持支提、捨重擔支提。力士宝冠支提があります。世尊よ、この毘舍離国の天魔沙門婆羅門を安樂にしてください」と、世尊と比丘らを翌日の食事に招待した。

翌朝、食事を終えたあと、比丘らは「500の離車は薩遮尼犍子のために飲食を供弁し、薩遮尼犍子は世尊と比丘らに供養した。500の離車と薩遮尼犍子はどのような福を得たのであろうか」と話しあった。世尊は「離車たちは貪瞋痴ある因縁果報を得、薩遮尼犍子は貪瞋痴なき因縁果報を得た」と答えられた。

『増一阿含』037-010：あるとき世尊は毘舍離城外の林中に500人の比丘らと共に住された。そのとき尊者馬師が城内で乞食していると、薩遮尼犍子が「汝の師はどのような教を説くのか」と尋ねた。馬師が「色・受・想・行・識は無常、苦、無我、空であると説く」と答えると、彼は両手で耳を押さえて、「そのような教を聞きたくない。いつの日か沙門瞿曇と議論して沙門瞿曇の顛倒の心を除くであろう」と豪語した。

そのとき毘舍離城の500人の童子が講堂に集っていたので、薩遮尼犍子は彼らを引き連れて世尊のもとを訪れ、「色・受・想・行・識は常である」と反論した。世尊は「転輪聖王は自分の国で自在を得るか」と尋ねられた。彼は「この聖王には殺すべからざるも殺し、繫ぐべからざるも繫ぐことができる」と答えた。世尊はさらに「転輪聖王は老いるか」と尋ねられると、薩遮尼犍子は「そうであっても色は常である」と言い張った。そこで世尊は「転輪聖王は自在なのにどうして老いを斥けることができぬのか」と詰問された。薩遮尼犍子は答えることができず黙ってしまった。そのとき密迹金剛力士が虚空にあって、「汝が応えなければ汝の頭を破って七分とする」と威嚇した。それでも彼は自説を曲げず、再び世尊に問い質されると、冷や汗を流して倒れ込んだ。このとき頭摩という童子が彼の不甲斐なさを非難すると、彼は「汝と議論しているのではない。沙門瞿曇と議論しているのだ」と言い返した。しかしついに彼は世尊に教化されて三宝に帰依して優婆塞となり、翌日の食事に招待して、食後に世尊の説法を聞いた。

薩遮尼犍子の弟子たちは薩遮尼犍子が沙門瞿曇の弟子となったので怒って、瓦石を取って殺してしまった。諸々の童子はこのことを聞いて、世尊に「彼は弟子のために

殺されたが、命終して何処に生まれたのか」と質問した。世尊は「今、彼は三十三天に生れ、**弥勒仏**を見終わって苦際を尽すであろう」と告げられた。このとき童子たち「**薩遮尼健子**は世尊のもとで論議して己の論に縛られたが世尊の教化を受けた。このように世尊のもとに至る者は必ず法の宝を得てついに空しく還らないのである」と言った。童子たちは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

- (1) 「施主」とはリッチャヴィ族のこと。註釈書は、サッチャカも出家者であり、出家者たるものが自分で布施をすることはふさわしくないので、リッチャヴィ族によって送られた食事をもって私は給仕している。だから功德はリッチャヴィ族に生じるから、「施主の安楽のためになれ」といったのであるとしている。片山・中部2 p.445 参照。

[2] この経の仏在処はヴェーサーリーの大林重閣講堂＝毘舍離の獼猴池＝毘舍離城外の林中である。

登場人物は、

MN.035	ニガンタ派のサッチャカ	アッサジ	ヴァジラパー二夜叉	ドゥムムカ
雑阿含	薩遮尼健子	阿湿波誓	金剛力の鬼神	突目佉
増一阿含	薩遮尼健子	馬師	密迹金剛力士	頭摩

であって3経がよく一致する。

尊者アッサジは初転法輪の五比丘のうちの1人のアッサジであろう。このアッサジの生涯の詳細はよく解らないが、釈尊がガヤーシーサから王舎城に来て、サーリプッタとモッガッラーナが釈尊に帰信したのは、サーリプッタが乞食に歩いている落ち着いて威厳のある態度のアッサジを見て、アッサジが釈尊の弟子であることを知り、サーリプッタが「あなたの師はどのような説をなし、何を説くか (kimvādi panāyasmato satthā kimakkhāyi)」と尋ねたということが縁となったとされているから、ここではこれがイメージされているかも知れない。

なおドゥムムカ＝突目佉＝頭摩はこの経にしか現れないし、ヴァジラパー二夜叉＝金剛力の鬼神＝密迹金剛力士は鬼神であって現実の人物ではないから、説時の検討には役立たない。

ただしMN.035には話題としてコーサラ国王のパーセーナディとマガダ国王のアジャータサットゥがあげられている。これに対して『増一阿含』は転輪聖王として固有名詞はあげない。

ちなみにこのように話題の中でパーセーナディ王と、ビンビサーラ王ではなくアジャータサットゥ王の2人が上げられる例はこれしかない⁽¹⁾。

あるいは『増一阿含』の方が古形であったかも知れないが、しかしMN.035がパーセーナジ王とビンビサーラ王とするのではなく、マガダ国王をアジャータサットゥとするのは、この経の編集者たちがこの経の説かれた時点にはすでにマガダ国の国王はビンビサーラからアジャータサットゥに変わっていたことを意識していたということを表わすであろう。

- (1) パーセーナディ王とビンビサーラ王の2人が話題の中で形式的に並記される例は、次のような経に見いだされる。

DN.004 *Sopadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.111、南伝06 p.165)

『長阿含』022「種徳経」(大正01 p.094上、国訳07 p.323)

DN.005 *Kūṭadanta-s.* (究羅壇頭経 vol. I p.127、南伝06 p.189)

『長阿含』023「究羅檀頭経」（大正01 p.096下、国訳07 p.331）
MN.095 Caṅkī-s.（商伽経 vol.II p.164、南伝11上 p.217）
『雑阿含』413（大正02 p.110上、国訳02 p.031）
Udāna 002-002（p.010、南伝23 p.099）

[3] この経の釈尊以外の主人公はニガント派のサッチャカ=薩遮尼犍子であり、彼はこの経において釈尊の教えに帰依したとされている。しかしこのために『増一阿含』037-010では弟子のために殺されたとしている。

[3-1] この人物が登場する文献には他に以下のようなものがある。

MN.036 Mahāsaccaka-s.（薩遮迦大経 vol.I p.237、南伝09 p.409、、『片山・中部』2 p.193）：あるとき世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂に住された。そのとき世尊が早朝にヴェーサーリーでの乞食へ赴こうとされていたとき、**ニガント派のサッチャカ**（Saccaka Nigaṅṭhaputta）が世尊のもとにやって来た。これを見た**アーナンダ**が世尊に、「彼は論議を挑む者であり、論議に巧みな者ということで多くの人々に尊敬されている。しかも彼は仏・法・僧を誹謗しようとする者であるからしばらく世尊はお坐りください」と言った。サッチャカも傍らに坐ると、世尊に身修習と心修習について質問した。世尊が「身修習とはどのようなものと聞いているか」と尋ねられると、サッチャカは「例えば、**ナンダ・ヴァッチャ**（Nanda Vaccha）、**キサ・サンキッチャ**（Kisa Saṅkicca）、**マッカリ・ゴースーラ**（Makkhali Gosāla）がいます。彼らは裸形であって、『来てください』というを受けず、『留まってください』というを受けず、……」⁽¹⁾とニガント派の修行者が実践する身修習を事細かに述べた。世尊は「それは聖者の律における如法の身修習ではない」と説かれ、さらに「如法の身修習さえ知らないのに、どうして心修習を説明できようか」と告げ、身不修習と心不修習、身修習と心修習について解説された。サッチャカは「私は尊者ゴータマを信じます（evaṃ pasanno ahaṃ bhoto Gotamassa）。実にゴータマは修習された身と心を有されている」といった。そして「尊者ゴータマには楽受とか苦受とかは生じていないのでしょうか」と質問した。

世尊は、「私がかつて未だ正覚を成ずる前の菩薩であったとき、無上なる寂静の道を求めて出家し、**アーラーラ・カーラーマ**（Ālāra Kālāma）のもとを訪れて無所有処定を、次に**ウッタカ・ラーマプッタ**（Uddaka Rāmaputta）のもとで非想非非想処定を得たが、これに満足できずに立ち去った。そしてマガダ国の中で転々と遊行し、**ウルヴェーラー**（Uruvelā）のセナーニガマ（Senānigama）に至った。この地で水に浸かった樹液のある生木と、水には浸かっていないが樹液のある生木と、乾燥した木を鑽木で火を起そうとする3つの喩え（tisso upamā）が現われたり、無息禅や断食などの苦行を行じたが、最勝智見を得られなかった。そこで他に菩提に至る道はないかと求めていたとき、かつて釈迦族の行事中にジャンプ樹の蔭で体験した初禅を思い出し、「これこそ菩提に至る道である」と確信した。そこで体力を回復するために粗食を摂ると、私に仕えてくれていた**五比丘**（Pañca bhikkhū）が『沙門ゴータマは贅沢に陥った』と嫌悪して立ち去った。自分の体力が回復したところで、四禅を成

就し、初夜に憶宿命智、中夜に有情生死智、後夜に漏尽智を得たのである※回想経」と語られた。世尊はさらに苦を招く漏を捨てられない痴者とそれを捨てた非痴者について説かれると、ニガンタ派のサッチャカは驚嘆の声を上げ、「六師外道（6人の名が列記されている）は私と対論したときには忿怒や不満を現したが、ゴータマは私と対論しても皮膚の色も清まり、顔色も爽やかで、あたかも如来のようである。私は多忙なのでこれで失礼します」と言って、世尊の所説を信受して立ち去った。

『四分律』「雑毘度」（大正 22 p.952 上、国訳 04 p.102）：そのとき世尊は毘舍離に住されていた。諸の梨奢らが摩尼の鉢に梅檀末香を盛ってその鉢を世尊に布施しようとしたが、世尊は「その鉢は蓄えられない」と断られた。そこで彼らが「梅檀末香を受け取られたい」と願い出ると世尊はそれを受け取られた。

彼らは摩尼の鉢を誰に与えようかと相談した。**不蘭迦葉、末伽羅瞿舍羅、阿夷頭迦舍欽婆羅、波休迦旃延、訶若毘羅吒子、尼鞞那耶子、薩遮尼鞞子**という名前があがり薩遮尼鞞子に与えることにした。ところが薩遮尼鞞子は「先に瞿曇沙門に与えようとして受け取られなかったので自分に与えようとした」と聞いて、嫉妬と怒りで「梨奢子らの舌を切って鉢に満たせば受け取ろう」と暴言を吐いた。梨奢子らは「我が種族を傷毀せんとしている」と思い込み、彼を石で打ち殺した。

世尊は「もし語り合うことが出来ていれば必ずや解くことが出来たであろうに」と語られ、五法摂言（①善なるは便ち説き善ならざるは説かず、②如法なるは便ち説き如法ならざるは説かず、③愛言は便ち説き愛言ならざるは説かず、④実を以てするは説き虚詐をなさず、⑤利益の故に説き無利を以てせず）を説かれた。

『五分律』「雑法」（大正 22 p.170 上、国訳 14 p.249）：時に毘舍離の離車たちが梅檀鉢を手に入れたので、これを世尊に与えようかそれとも薩遮尼鞞子に与えようかと相談した。そして多数決で世尊に与えることに決し、そこに白石蜜歡喜丸を盛って世尊に奉上した。しかし世尊は白石蜜歡喜丸を受け、これは外道の鉢だからと鉢は受け取られなかった。

- (1) この詳細は次のごとくである。なおこれらは MN.012 *Mahāsīhanāda-s.* (師子吼大経) では釈尊自身が行った苦行として語られている。片山・中部 2 p.195 の訳を引用させていただく。「かれらは裸形者、不作者であり、手を舐める者であり、『尊者よ、来てください』と言われても来ない者、『尊者よ、止まってください』と言われても止まらない者です。運ばれたもの、指定して作られたもの、招待を受けません。瓶の口から、鍋の口からは受けません。闕の内で、棒の内で、杵の内では受けません。2人が食べているときは受けません。妊婦から、授乳者から、男性の内に入った女性からは受けません。集まり告げられた食べ物の中からは受けません。犬が近くにいる所で、蠅が群がっている所では受けません。魚、肉、穀酒、果酒は受けません。酸粥は飲みません。かれらは、1軒の者になり、1口の者になるとか、2軒の者になり、2口の者になるとか、7軒の者になり、7口の者になります。1つの施鉢によって生活し、2つの施鉢によっても生活し、7つの施鉢によっても生活します。1日措いて食べ物をとり、2日措いて食べ物をとり、7日措いて食べ物をとります。このようにして、半月に至るまでも措いて、回数食の実践に励み、住んでおります。（しかしそのようなことだけをもって生活しているのではなく）あるときはそれぞれの勝れた嘔むべきものを嘔み、それぞれの勝れた食べ物を食べ、それぞれの勝れた味わうべきものを味わい、そ

れぞれの勝れた飲み物を飲んでおります。かれらはこれらによって身に力をつけたり、増強したり、肥らせております」

[3-2] ここに紹介したサッチャカが登場する経と、前項に紹介した本節の主題である経から、ニガンタの徒のシャッチャカは初めは釈尊に敵対意識を持っていたが（『四分律』、『五分律』）、後に釈尊に折伏されて釈尊に帰依した（MN.035、『雑阿含』110、『増一阿含』037-010、MN.036）ということがわかる。しかしこの間にそれほどの時間的経過はなく、むしろ同一時と考えてよいであろう。

『増一阿含』037-010はそれによって彼の弟子たちに殺されたとする。『四分律』も石をもって殺されたとするが、そのきっかけは嫉妬と怒りに駆られたがゆえの悪態口をリッチャビ人が誤解したことによるとする。

[4] 上記の経の説時が同一時であったとして、それではこれらの経の説時はいつのことであったのであろうか。そのヒントはMN.035にマガダ国王のアジャータサットゥの名前が上がることである。ここからこれらの経はマガダの国王がピンピサーラからアジャータサットゥに代った後であるということが判る。われわれはデーヴァダッタが破僧したのは釈尊72歳の雨安居の後と考えている。

そしてここに取り上げたサッチャカ関連のすべての経の仏在処はヴェーサーリーであるから、これらの経は釈尊72歳以降に釈尊がヴェーサーリーに立ち寄られる可能性のある年ということになる。この可能性のある年は、

釈尊72歳の雨安居地・王舎城から、73歳の雨安居地・舎衛城に行く途中

釈尊73歳の雨安居地・舎衛城から、74歳の雨安居地・王舎城に行く途中

釈尊74歳の雨安居地・王舎城から、75歳の雨安居地・釈迦国に行く途中

釈尊77歳の雨安居地・舎衛城から、78歳の雨安居地・王舎城に行く途中

釈尊79歳の雨安居をヴェーサーリーの竹林村で過ごされたとき

である。

この中では釈尊74歳の雨安居地・王舎城から、75歳の雨安居地・釈迦国に行く途中の釈尊74歳＝成道40年の雨安居後（すなわち75歳＝成道41年の雨安居前）が有力である。

釈尊は75歳の雨安居を釈迦国で過ごされたがその雨安居が終ったとき、この雨期中にニガンタ・ナータプッタがナーランダラーのパーヴァーにおいて死去したことをチュンダ沙弥から知らされた。ニガンタ派はそのときナータプッタの弟子たちが2派に分かれて争ったとされる。

もしサッチャカに釈尊の教えへのシンパシーが芽生え始めていたとすれば、サッチャカはこのときニガンタ派から離脱しようとしていたことになるが、それが元で彼は殺された。それはナータプッタが死ぬ半年ほど前ということになるが、このころからニガンタ派にはごたごたが起り始めていて、サッチャカ事件はそれを象徴すると考えれば辻褄が合う。

【036】 *MN.036 Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大経 vol. I p.237、南伝 09 p.409)

[1] 前節の *MN.035 Cūlasaccaka-s.* (薩遮迦小経) において検討済みである。

- [037] MN.037 Cūḷataṇhāsāṅkhaya-s. (愛尽小経 vol. I p.251、南伝 09 p.438)
『雑阿含』505 (大正 02 p.133 中、国訳 02 p.105)
『増一阿含』019-003 (大正 02 p.593 下、国訳 08 p.162)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.037 Cūḷataṇhāsāṅkhaya-s (愛尽小経) : あるとき世尊は舎衛城の東園鹿子母講堂に住された。そのとき帝釈天 (Sakka devānam Inda) が世尊のもとに現れて、「どのようにすれば比丘は愛尽解脱者 (taṇhāsāṅkhayavimutta)、畢竟究竟者 (accantaniṭṭha) となれるのか」と質問した。世尊は「『一切法は貪著するに値しない』と聞いてそれを熟知し、三受の無常を随観して離貪、滅、捨離を随観すれば取がない。取がなければ涅槃する。これを略説すれば愛尽解脱者、畢竟究竟者である」と答えられた。

そのとき近くにいたマハーモッガッラーナは、夜叉 (帝釈天) は世尊の教えを了解したのか確認したいものだと力士の腕を屈伸する間に忉利天に行った。天の楽器をもって歓楽していた帝釈天は、かつて諸天が阿修羅との戦いに勝利して建設したヴェー・ジャヤンタ (Vejayanta) 宮殿に案内した。マハーモッガッラーナはこの葉叉らは放逸である、戦慄させてやろうと宮殿を揺れ動かした。帝釈天や毘沙門天、三十三天らは驚き、世尊の説かれた愛尽解脱の教えを復唱した。

力士の腕を屈伸する間に天から戻ったマハーモッガッラーナは世尊に帝釈天に対してどのような教えを説かれたのかを確認した。世尊は帝釈天が復唱したとおりのことを話された。マハーモッガッラーナは世尊の所説を歓喜して信受した。

『雑阿含』505 : ある時世尊は王舎城に住された。そのとき耆闍崛山にいた大目犍連は、かつて界隔山の石窟中において釈提桓因 (帝釈天) が世尊に愛尽解脱の義を問うたことを思いだし、そのとき世尊はどのような教えを説かれたのかを知りたいと思って三十三天に行った。釈提桓因は新築の好堂觀に案内した。大目犍連は釈提桓因が放逸に暮らしているのを見て、心に厭離を生ぜしめようとして堂觀を震動させた。天女たちは驚いて、「この人は橋戸迦 (1) の大師であるか」と質問した。釈提桓因は「そうではない。これは大師の弟子の大目犍連である」というと、天女たちは「釈提桓因の同学なのだ、とすれば大師の徳力はどんなだろう」と話しあった。

『増一阿含』019-003 : ある時世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき釈提桓因が世尊のもとに現れ、「比丘はどのように愛欲を断じて心解脱を得、究竟安穩の処に至るのか」と質問した。世尊は「拘翼 (釈提桓因) よ、空法を聞き、この身に於て無常を観じ、想を起さなければ恐怖なし。恐怖なければ般涅槃して更有を受けず」と説かれた。この教えを聞いて釈提桓因は還っていった。

このとき世尊の近くで結跏趺坐していた大目犍連は、釈提桓因が世尊の教えを理解したかどうかを試すために三十三天に行き、「世尊はあなたのために愛欲を断じる法を説かれた。その法を私も聞きたい」といった。釈提桓因は「忙しいので忘れてしまった」と上の空で、毘沙門天とともにむかし阿須倫と戦って勝った記念の最勝講堂

に案内した。大目犍連は彼らが放逸に暮らしていることを知って、講堂を震動させて彼らを驚ろかせた。そうしてもう一度世尊はどういう教えを説かれたのかと問うた。釈提桓因は世尊の教えを復唱した。

三十三天から帰った大目犍連は世尊のところに行き、釈提桓因が言ったことを報告した。世尊はその通りだと答えられた。大目犍連は世尊の所説を聞いて歓喜奉行した。

(1) Skt.:Kausika, P.:Kosika。釈提桓因の人間であったときの姓。

[2] この経の仏在処は

MN.037：舎衛城の東園鹿子母講堂

『雜阿含』505：王舎城

『増一阿含』019-003：舎衛城の祇樹給孤独園

であって一致しない。

登場人物はマハーモッガッラーナと帝釈天であって一致する。

ちなみにマハーモッガッラーナと帝釈天が同時に登場する経には次のようなものがある（その他の人物がからむものは除く）。

SN.040-010 (vol.IV p.269、南伝 15 p.415)：[仏在処不記載、釈尊も登場しない]

あるときマハーモッガッラーナは舎衛城の祇樹給孤独園に住していた。そのときマハーモッガッラーナは三十三天に行って帝釈天と天子らに会った。マハーモッガッラーナは、「仏と法と僧伽に帰依する因により、また三宝に対する絶対の浄信と戒を具足する因により、ある衆生は命終の後に天界に再生する。そして彼らは10種の事柄（寿命、容色、安楽、名声、主権、色、声、香、味、触）で他の天に勝れている」と説いた。

『雜阿含』504（大正 02 p.133 上、国訳 02 p.104）：[釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき耆闍崛山にいた大目犍連のもとに三十三天の上妙堂觀から釈提桓因（帝釈天）が現れ、「尊者はよく慳垢を伏し、時にしたがって施す。来世には殊勝を見るだろう」と偈を唱えた。大目犍連は釈提桓因に「橋戸迦よ、どうして慳垢を調伏すれば妙果を見るのか」と質問した。釈提桓因は「私は尊者や婆羅門・刹利の大姓、四王天、三十三天に恭敬され、この小千世界の中で希有な毘闍延堂觀に住んでいる。これが慳垢を伏したその妙果である」と答えた。これを聞いて大目犍連は「善い哉、善い哉」と褒めた。釈提桓因は大目犍連の所説に歓喜し、忽然として姿を消した。

また次の経の場合は2経を併せると、マハーモッガッラーナと帝釈天が同時に登場する経となる。しかもマハーモッガッラーナが世尊から帝釈天に語られた教えを確認するというシークエンスの設定は本節の主題経である MN.037 と同じである。むしろこの対応経として扱った方がよいかもしれない。

『雜阿含』988（大正 02 p.257 上、国訳 03 p.009）：ある時世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき釈提桓因が後夜にあたり一面を輝かせて世尊のもとに現れ、「かつて釈尊は隔界山の石窟で『無上愛尽解脱して垢の辺際を離れば梵行を究竟する』と説かれたが、どのように究竟するのか」と質問した。世尊は「三受（苦、

樂、不苦不樂)において諸の苦の集、滅、味、患、出を如実に知見するならば、梵行を究竟することができる」と説かれた。天帝釈は仏の所説を歡喜して作礼して去った。『雜阿含』989(大正02 p.257中、国訳03 p.009)：ある時世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。大目犍連は靈鷲山におり、後夜に經行しているとき迦蘭陀竹園が光明に照らされているのを見た。彼は晨朝、世尊のもとを訪ねてこれを伝えた。世尊は彼に「そのとき釈提桓因が現れたので上の經を説いたのだ」と語られた。

[3] 以上のように、仏在処は舍衛城と王舎城に限定はされているが、細部については区々である。しかしすべての經にはマハーモグッラーナと帝釈天が登場し、經の大体的内容は愛欲を断じれば解脱するというMN.037のテーマに共通しており、マハーモグッラーナが帝釈天に説かれた世尊の教えを確認するというシークエンスの設定にもそう大きな違いはない、ということができるであろう。

ということでまことに便宜的な処置であるが、これらの經の説時は同一時とし、仏在処としてMN.037の舍衛城の東園鹿子母講堂を採用するとすれば、鹿子母講堂の寄進年をわれわれは釈尊68年=成道34年の雨安居前と考えているので、これらの經の説時はこれ以降ということになる。

これ以降に釈尊が舍衛城において雨安居を過ごされたのは、この年と70歳、73歳、77歳の合計4回である。特に68歳の時には釈尊は新たに寄進された東園鹿子母講堂で雨安居を過ごされたと考えている。これもまたまことに便宜的であるが、このような状況を勘案して、これらの經の説時は釈尊68歳=成道34年の東園鹿子母講堂に雨安居中のこととしておきたい。

【038】 MN.038 *Mahātaṇhāsankhaya-s.* (愛尽大経 vol. I p.256、南伝 09 p.445)
『中阿含』 201 「唵帝経」 (大正 01 p.766 中、国訳 06 p.273)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.038 *Mahātaṇhāsankhaya-s.* (愛尽大経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき漁夫の子 (kevaṭṭaputta) であるサーティ (Sāti) と名づける比丘が「この識は流転するも自己同一性を保つ。これが世尊の所説である」という悪見を起した。彼に比丘たちがそれは悪見であると諫めたが、彼は聞き入れなかった。そこで比丘たちは世尊に報告した。世尊は彼を呼び寄せられ過ちを糾された上で、比丘らに、「縁を除いて識の生はない。眼により色において生じた識を眼識と名づけ乃至意識と名づける。それは食所成であり、この食には四食 (搏食、触食、思食、識食) があり、渴愛を因 (nidāna) ・集起 (samudaya) ・生 (jātika) ・根源 (pabhava) とし、渴愛は受、触、六処、名色、識、行、無明を因・集起・生・根源とする。このようにして無明に縁りて行乃至生に縁りて老死がある。これが苦蘊の集である。また合会する父母、経水ある母、ガンダッパ (gandhabba) の現前の3事が和合すれば入胎がある、人は如来の教えによって信を以て出家修行者となり、戒を具足し、六根を防護し、五蓋を捨て、四禪を成就して、心解脱・慧解脱を如実に知れば、苦蘊の滅がある」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜して信受した。

『中阿含』 201 「唵帝経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき唵帝比丘鷄和哆子は「世尊の教えではこの識は往生しても異ならない」という悪見を生じた。比丘たちが諫めても彼が聞き入れないので世尊に報告した。世尊は彼を呼び出された後、比丘らに「識は縁に因るが故に起る。識は縁あれば生じ、縁なければ滅す。眼色によって眼識乃至意識生ず、……」と説かれ、椀喩法、四食 (搏食、更樂、意念、識) の因縁、十二支縁起の生起門と還滅門、愛を尽して解脱を得る次第を説かれた。このとき三千大千世界が3返に震動した。この故にこの経を「愛尽解脱と称する。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園である。また登場人物はサーティ (Sāti) と名づける比丘=唵帝比丘鷄和哆子のみである。この人物はこの経以外には登場しない。

したがってこの経の説時を推定する材料としては、仏在処が祇樹給孤独園である以外にはない。したがって説時はこれが寄進された釈尊 48 歳=成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【039】 MN.039 *Mahā-assapura-s.* (馬邑大経 vol. I p.271、南伝 09 p.469)

『中阿含』182「馬邑経」(上) (大正 01 p.724 下、国訳 06 p.150)

『増一阿含』049-008 (大正 02 p.801 下、国訳 10 p.027)

[1] これらはアンガ国のアッサプラという町 (*Assapura nāma Aṅgānaṃ nigama*) を仏在処とする経であり、すでに「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 1】「釈尊のアンガ (*Aṅga*) 国訪問年の推定」(森章司) に、経の概要も紹介した上でその説時にも検討し、釈尊が釈尊 52 歳 = 成道 18 年に初めてアンガ国を訪問し、チャンパー (*Campā*) のガーガラ池のほとりにおいて (*Gaggarāya Pokkharaniyā tīre*) 雨安居を過ごされた年としてある。

釈尊はその前の年にヴェーサーリーで雨安居を過ごされ、そこから東行されてアングッタラーパ (*Aṅguttarāpa*) 国の *Bhaddiya* と *Āpana* を経由してガンジス河を渡り、アンガ国の首都であったチャンパーでその年の雨安居を過ごされたのであった。この経の仏在処であるアッサプラという町 (*nigama*) がどこにあったのかは詳らかではないが、「アンガ国の」とされている限りガンジス河の右岸 (南岸) にあったのであろう。

釈尊は *Bhaddiya* ではメンダカ (*Mendaka*) という長者を、アーパナではケーニヤという螺髻梵志 (*Keniya jaṭila*) とセーラ (*Sela*) という婆羅門を、そしてチャンパーではソーナダダ婆羅門 (*Soṇadaṇḍa brāhmaṇa*) を教化されたが、それによって初めて仏の教えがインド中央部では東辺に当たるアンガ、ウッタラーアンガにもたらされたのであった。

ところで MN.039 は、片山訳⁽¹⁾ をそのまま紹介すれば、経の冒頭において釈尊は比丘らに次のように語りかけられたとされている。

比丘たちよ、人びとは、そなたたちのことを『沙門たち、沙門たち』と呼んでいます。また、そなたたちも、『あなた方は何者か』と尋ねられると、『われわれは沙門である』と自認しています。比丘たちよ、それゆえ、そなたたちは、そのような呼び名があり、そのような自認があるかぎり、〈われわれは、沙門となりバラモンとなるもろもろの法をよく保ち、実践しよう。そのようにすれば、われわれに対するこの呼び名も正しいものになり、自認も真実のものになるであろう。また、われわれはかれらの衣・托鉢食・臥坐具・医薬品を受用しているが、そのかれらのわれわれに対するもろもろの行為も大きな果報のあるもの、大きな功德のあるものになるであろう。また、われわれのこの出家生活も空虚なものにならず、実りのある、向上のあるものになるであろう〉とこのように、比丘たちよ、そなたたちは学ぶべきです。

と。

そして『中阿含』182 は次のように語りかけられたとしている。

比丘たちよ、「人びとが汝らを見て沙門なりこれ沙門なりとし、人びとが汝らは沙門なりやと問うならば、汝らは自ら沙門と称するか」と質問された。諸比丘はその通りですと答えた。そこで仏はさらに告げられた。このように沙門と呼ばれるのであるから、汝らは沙門の法のごとく学びまた梵志の法のごとく学ばなければならない。沙門の法のごとくまた梵志の法のごとく学ばば、要らずこれ真諦の沙門にして虚の沙門ではない。も

し衣被・飲食・床榻・湯薬及び若干種の諸生活具を受ければ、それらが供給されるところのものも大福を得、大果を得、大功德を得、大広報を得なければならない。だからこのように学すべきである。

と。

さらに『増一阿含』049-008 は次のように語りかけられたとする。

比丘らよ、もろもろの人民は皆汝らを称して沙門というであろう。またもし汝らも「これ沙門なりや」と問われれば、汝らもまた「これ沙門なり」というであろう。だから今私は汝らに告げる。沙門の行・婆羅門の行を、汝らは当に念じて修習すべきである。後に必ず果を成じ、実のごとくにして異なることはない。

と。

このようにこれらの経は、まさしく仏の教えがアング国に根付こうとしている状況にあったことを手に取るように伝えている。

先にこの経は釈尊が初めてアング国に布教に赴かれた釈尊 52 歳＝成道 18 年のときのものであったのであるが、この経には初めて仏の教えが伝えられて、人びとやバラモン教との間に何らかの葛藤が生じたという様子はないから、人びとやバラモンたちの中で仏の教えが沙門教として認知されて以降の状況を伝えているのであろう。アッサプラという町はチャンパーとは界 (sīmā) を異にしたであろうから、これはチャンパーで雨安居過ごされた時ではなく、釈尊がチャンパーでの雨安居を過ごされてから、次の雨安居地である舎衛城に向かおうとされた時のことであると考えておきたい。すなわちこの説時は釈尊 52 歳＝成道 18 年の雨安居後ということになる。

(1) 中部・2 p.267

【040】 MN.040 *Cūla-assapura-s.* (馬邑小経 vol. I p.281、南伝 09 p.286)

『中阿含』183「馬邑経」下 (大正 01 p.725 下、国訳 06 p.153)

[1] この経もすでに【研究ノート 1】「釈尊のアンガ (*Anṅa*) 国訪問年の推定」において扱った。またこの経の仏在処もアンガ国のアッサプラという町であり、主題も沙門としての正しい修道のあり方であり、前経と同じ軌のうちにあるものであることは確実である。したがって説時は MN.039 *Mahā-assapura-s.* (馬邑大経) と同様に釈尊 52 歳 = 成道 18 年の雨安居後ということになる。

[041] MN.041 *Sāleyyaka-s.* (薩羅村婆羅門経 vol. I p.285、南伝 10 p.001)

[1] これには漢訳の対応経は見いだされない。この経の概要は次のとおりである。

あるとき世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行してサーラーというコーサラの婆羅門村 (*Sālā nāma Kosalānaṃ brāhmaṇagāma*) に住された。このとき村の婆羅門や居士たちが、「釈迦族の子で出家した沙門ゴータマが来た、ゴータマは仏・世尊であり、自ら悟ったすばらしい法を説くという評判である」と聞いて世尊のもとへやって来て、「どのような因と縁で死後に悪趣や善趣に生れるのか」と質問した。世尊は「非法を行ずれば悪趣に生まれ、法を行ずれば善趣に生まれる」と説かれ、非法と法について詳説された。すなわち「身による3種の非法行(殺生、不与取、欲邪行)、口による4種の非法行(妄語、離間語、僞悪語、綺語)、意による3種の非法行(貪欲、瞋恚、邪見)があって、これを行ずれば悪趣に生れる。身による3種の法行(殺生の断、不与取の断、欲邪行の断)、口による4種の法行(妄語の断、離間語の断、僞悪語の断、綺語の断)、意による3種の法行(貪欲の断、瞋恚の断、邪見の断)があって、これを行ずれば善趣に生れることができる」と説かれた。村の婆羅門や居士たちはこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。

なおここに説かれる「身の三法行(不殺生、不偷盗、不邪淫)」「口の四法行(不妄語、不兩舌、不悪口、不綺語)」「意の三法行(不貪欲、不瞋恚、正見)」というのは「十善業道 (*dasā kusala-kammaṭṭhā*)」のことである。

[2] このようにこの経には固有名詞を有した登場人物はない。

仏在処はサーラーというコーサラの婆羅門村とされるが、この村の詳細は判らない。しかしここを仏在処とする経が外にもある。

[2-1] 以下の経である。

MN.060 *Apaṇṇaka-s.* (無戲論経 vol. I p.400、南伝 10 p.183、、『片山・中部』 3

p.163) : あるとき世尊は大比丘サンガと共にコーサラ国を遊行してサーラーというコーサラの婆羅門村に住された。このとき村の婆羅門や居士たちが、「釈迦族の子で出家した沙門ゴータマが来た、ゴータマは仏・世尊であり、自ら悟ったすばらしい法を説くという評判である」と聞いて世尊のもとへやって来た。世尊は彼らに「好ましき師があるか」と尋ねると、彼らは「ありません」と答えた。そこで世尊は「好ましき師がないなら無戲論法 (*apaṇṇaka dhamma*) を修しなさい。沙門や婆羅門の中には『善行や悪行による業の果報がない』とか、『因も縁もなく煩惱に汚されたり清浄となったりする』などと説く者があり、このような見解で身と口と意において悪行をなす者は、邪見を縁として悪趣に墮す。しかし『善行や悪行による業の果報がある』

『因や縁があって煩惱に汚されたり清浄となる』などと説く者があり、このような見解で身と口と意において善行をなす者は、正見を縁として善趣に生れる。また世間には4種の人がある。すなわち、①自分を苦しめる人(苦行者)、②他を苦しめる人(屠羊者)、③自他を苦しめる人(王族)、④自他を苦しめない人(如来)である。

そのうち第4の如来は自他を苦しめる行をせず、四禪を成就し、三明（憶宿命智、有情生死智、漏尽智）を得て解脱している」と説かれた。村の婆羅門や居士たちはこの教えを聞いて三宝に帰依して優婆塞となった。

SN.047-004 (vol.V p.144、南伝 16 上 p.361) : あるとき世尊はサーラーというコーサラの婆羅門村に住された。そのとき世尊は比丘らに「新参の比丘には四念処（身念処、受念処、心念処、法念処）を修習させなさい」と説かれた⁽¹⁾。

『雑阿含』053 (大正 02 p.012 下、国訳 01 p.070) : あるとき世尊は拘薩羅国の人間を遊行して薩羅聚落村の北にある申愁林の中に住された。このとき聚落主の大姓婆羅門が、釈迦族出身の無上正等覚を成じた名声ある沙門瞿曇が来ておられるのを聞いてやって来た。世尊は「因と縁が有って世間の集と滅がある。凡夫は五蘊の集と滅と味と患と離を如実に知らず、五蘊を愛樂して染著心に住する。五蘊において愛樂するが故に取があり、取に縁りて有があり、有に縁りて生があり、生に縁りて老死憂悲悩苦がある。これが苦の集である。多聞の聖弟子は五蘊の集と滅と味と患と離を如実に知り、五蘊を愛樂せざるが故に愛滅す、愛滅すれば取滅す、乃至生滅すれば老死憂悲悩苦が滅する。これが苦の滅である」と説かれた。婆羅門はこの教えを聞いて歓喜し、作礼して去った。

(1) 内容的にこれと対応する漢訳経は『雑阿含』621 (大詔 2 p.173 下) であるが、この仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であり、阿難が登場する。

[2-2] 以上のようにコーサラ国のサーラー婆羅門村を仏在処とする経は、SN.047-004 は特殊であるが、他は名を知られている釈尊がやってきたので、地元の婆羅門や居士たちが会いに行ったとされている。彼らは釈尊と会うのはこれが初めてであったわけである。しかしすでに釈尊の評判は聞いていて、関心を持っていた。このような状況から以上に紹介した経の説時は同一時と考えてよいであろう。そしてそれは、コーサラ国のサーラー村がどこにあったのか詳らかにしないが、ここに住む人々が世尊を噂でしか知らなかったとすれば、世尊の布教活動における初期であったであろう。

[3] 本節の主題とする経の経番は MN. の第 41 経であるが、続く MN.042 *Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経 vol. I p.290、南伝 10 p.009、、『片山・中部』2 p.313) は仏在処を舍衛城の祇樹給孤独園とし、登場する婆羅門居士を「ヴェーランジャー村の婆羅門居士たち」とするところが異なるだけで、これら 2 経の内容は全く同じである。すなわちこの経の冒頭部分は、

あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときヴェーランジャー村の婆羅門居士たち (Verañjakā brāhmaṇagahapatikā) が所用のため舍衛城にいた。彼らは「釈迦族の子で出家した沙門ゴータマが来た、ゴータマは仏・世尊であり、自ら悟ったすばらしい法を説くという評判である」と聞いて世尊のもとへやって来て、「どのような因と縁で死後に悪趣や善趣に生れるのか」と質問した。

とされるが、これ以下の文章は MN.041 *Sāleyyaka-s.* と全同で、最後に「三宝に帰依して優

婆塞となった」というところまで同じである。明らかにパーリ聖典の編集者たちはこの2つの経は相応していると考えていたのであろう。対応する漢訳経がないというのも共通しているし、経名も類似している。とするならばこの両経の説時は同一時ではないとしても同時期であったと考えてよいであろう。

ところでここに登場する「ヴェーランジャー村の婆羅門居士たち」は、波羅夷罪の第1条「姪戒」制定の因縁譚で語られる、釈尊が馬麦を食して雨期をすごされたとされるヴェーランジャー (Verañjā) の人々の意であろう⁽¹⁾。

波羅夷罪の第1条「姪戒」の制定因縁譚をわれわれは次のように理解している。このとき釈尊はコーサンビーを出発されて、布教のためにスーラセーナ国に赴かれたがその年は折悪しく飢饉であって、その首都であるマドゥラーの町で雨安居を過ごすことができず、緊急避難的にヴェーランジャーまでたどり着いてそこで雨期を過ごさざるをえないことになった。そのときいったんはその間の世話を買って出たヴェーランジャー婆羅門が約束を放念してしまって、釈尊と弟子たちはたまたまこの地で雨期をすごしていた北路の馬商人たちが提供してくれた馬麦を食して飢えをしのがなければならなかった、と⁽²⁾。

しかし『十誦律』「波夜提 044」⁽³⁾においては、釈尊がヴェーランジャーに行かれたのは、舍衛城に来ていた毘羅然国の阿耆達という婆羅門王が釈尊を招待したことになる。阿耆達は国に帰って4ヵ月の雨安居のための食事を用意したにもかかわらず、その時期がきたときそれを忘れてしまって、守門者に「夏を1人で安楽に過ごしたいので客は一切断れ」と命じたため、この国の人々は邪を信じており精舎がなかったため、釈尊一行は食を得るにも苦労したとされている。一方は『十誦律』の記述であり、他方はパーリの記述であって、この両者を結びつけるのは危険であるが、もし『十誦律』の伝承を尊重するならば、毘羅然国の阿耆達という婆羅門王はこの経に語られる「ヴェーランジャカ村の婆羅門居士たち」の1人であったのかもしれない。

そしてこのように考えるなら MN.042 *Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経) の説時は波羅夷法の制定のそれほど遠くない前であることになる。われわれは釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされたのは釈尊 56 歳＝成道 22 年であると考えている。初めてコーサラ国に釈尊の教えがもたらされたのは祇樹給孤独園が釈尊教団に寄進された釈尊 48 歳＝成道 14 年のことであるから、これは釈尊の布教活動の初期に属するといつてよいであろう。

このような状況から考え、以上に紹介した経の説時を釈尊 56 歳よりも前の直近に釈尊が舍衛城において雨安居を過ごされたと推定すると、それは釈尊 53 歳の時ということになる。MN.041 は「コーサラ国を遊行して、サーラーというコーサラの婆羅門村に至られた」とするから、けっして雨期中のことではない。ということでサーラー婆羅門村を仏在処とする経の説時は釈尊 53 歳＝成道 19 年の雨安居後ということにしておきたい。しかし MN.042 *Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経) の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園なのであるから、この経の説時は釈尊 53 歳＝成道 19 年の雨安居中ということになる。

(1) Malalasekera p.929 は 'Verañjakā' を 'The brahmins of Verañjā' と解説している。

(2) この逸話については「モノグラフ」第 18 号 (2013 年 11 月) p.212 以下を参照されたい。

(3) 大正 23 p.098 中、国訳 05 p.309

【042】 *MN.042 Verañjaka-s.* (鞞蘭若村婆羅門経 vol. I p.290、南伝 10 p.009)

[1] これについては、前節の【041】 *MN.041 Sāleyyaka-s.* (薩羅村婆羅門経) において検討済みで、説時は釈尊 53 歳＝成道 19 年の雨安居中としてある。

[043] MN.043 Mahāvedalla-s. (有明大経 vol. I p.292、南伝 10 p.011)

『中阿含』029「大拘絺羅経」(大正 01 p.461 中、国訳 04 p.132)

『中阿含』211「大拘絺羅経」(大正 01 p.790 中、国訳 06 p.344)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.043 Mahāvedalla-s. (有明大経) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき夕方に、尊者マハーコッティタ (Mahākoṭṭhita) が尊者サーリプッタのもとを訪れて問答した。マハーコッティタが「無慧 (duppañña) とはどういうことか」と尋ねると、サーリプッタは「四諦を知らないことである。これを知れば有慧 (paññavant) という」と答えた。続いてマハーコッティタの識、受、想、清浄なる意識により導き出せるもの(空無辺処、識無辺処、無所有処)、正見を援護する五支、三有(欲、色、無色)、無明から生じる未来の再生などの問いに、サーリプッタが答えた。マハーコッティタは歡喜してサーリプッタの所説を信受した。

『中阿含』029「大拘絺羅経」 : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園に住された。そのとき尊者舎梨子は晡時に宴坐より起って尊者大拘絺羅のもとを訪れ、「どのようにすれば正見を得、法において不壊浄を得、正法に入ることができるか」と質問した。大拘絺羅は「不善(身口意の悪行)と不善根(貪、瞋、痴)を知り、善(身口意の妙行)と善根(無貪、無瞋、無痴)を知って、四食、漏(欲漏、有漏、無明漏)、苦、老、生、有(欲有、色有、無色有)、受(欲受、戒受、見受、我受)、愛(欲愛、色愛、無色愛)、覺(受すなわち樂受、苦受、不苦不樂受)、更樂(触すなわち樂触、苦触、不苦不樂触)、六処、名色、識、行(身行、口行、意行)の四諦を知れば、正見を得、法において不壊浄を得、正法に入ることができる」と答えた。舎梨子は大拘絺羅の所説を善哉と褒め、2人は互いに義を説いて歡喜奉行して分かれた。

『中阿含』211「大拘絺羅経」 : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園に住された。そのとき尊者舎梨子は晡時に宴坐より起ち、尊者大拘絺羅のもとを訪れ、「何が不善で、何が不善根なのか」と質問した。大拘絺羅は「身・口・意の悪行が不善であり、貪・恚・痴が不善根である」と答えた。舎梨子は善哉と歎じ、歡喜奉行した。さらに舎梨子は、「何が智慧か」「何が智慧か」「智慧と識は1つか別か」「知はどのようにして知るか」「智慧にはどのような功德があるか」「何が正見か」「どのような因・縁があって正見が生じるか」「どのようなものが当來の有を生じるか」など数多くの質問をし、大拘絺羅はこれに答えた。舎梨子は善哉と歎じ、歡喜奉行した。このように2人は互いの所説を褒めあい、互いの説くところを歡喜奉行しあって座を起って去った。

[2] この経の仏在処は、MN.043は舎衛城の祇樹給孤独園とするが、漢訳の2経は王舎城の竹林迦蘭哆園とするから一致しない。しかしこの経に釈尊は登場しない。

またこの経の主人公はマハーコッティタとサーリプッタの2人であるが、パーリではマハーコッティタがサーリプッタに質問する形になっているに対し、2つの漢訳は逆にサーリプッタがマハーコッティタに質問する形になっている。だからであろう、漢訳の経名は2経ともに「大拘絺羅経」であるが、パーリの経名は‘Mahāvedalla’である。

水野弘元『パーリ語辞典』では‘vedalla’という語に、「毘陀羅、智解、有明、重層の教理問答 [九分教の一]」という訳語をつけている。この経名は九分教の1つの形式として認識されていたかどうかは判らないが、内容としてはまさしく「重層の教理問答」である。

[3] この経の主人公の1人はマハーコッティタ（マハーコッティカと表記されることもある。以下経の内容の紹介にあたっては元のテキストの表記を採用する）である。マハーコッティタは釈迦仏教においては「得無礙解中の（第一）」⁽¹⁾「四弁才を得て難に触れて答対するもの」⁽²⁾と称される人物である。

Apadāna 03-54-534⁽³⁾ はマハーコッティタを、「舎衛城の婆羅門の大家に生まれ、母をチャンダヴァティー（Candavatī）、父をアッサラーヤナ（Assalāyana）といった。その父が仏の化導を受けた時に浄心を起こして、モッガッラーナを阿闍梨（ācariya）とし、サーリプッタを和尚（upajjhāya）として出家し、剃髪している間に煩惱が断たれ、袈裟衣を着けたとき阿羅漢を得た。私の慧（mati）は義と法と詞と弁才において（attha-dhamma-niruttisu paṭibhāne）開花したので仏は私を第1に置き、サーリプッタの質問に応じて未了解（asandiṭṭham）を問われて説明したので、無礙解において第1（paṭisambhidāsu aggo）といわれる」（趣意）とする。

以下に紹介するようにマハーコッティタはサーリプッタとは特別の関係にあったようであるが、しかし上記の2つの漢訳はサーリプッタがマハーコッティタに質問する形になっているのであるから、むしろマハーコッティタの方が師匠格のような形になっている。その質問は教師が学生に対する試問とも理解できなくはないが、「互いの説くところを歓喜奉行しあって」いるのであるから、サーリプッタが和尚であってマハーコッティタがその弟子であったとは考えにくい。以下に紹介するように、この2人は互いに質問しあい互いに答えあって讚嘆しあう仲間というべきであり、したがって同輩というべきであろう。*Theragāthā* のアッタカターでも⁽⁴⁾ マハーコッティタについて、「舎衛城の婆羅門の大家に生まれ、成年に達すると三ヴェーダを学んで婆羅門の技芸において完成の域に達してのち、釈尊のもとで出家・具足戒を得て、今のこの経によって釈尊は無礙偈を得た第一の位に立たしめた」（趣意）とするのみである。

以下にマハーコッティタが登場する他の経を紹介する。かなりたくさんあるので整理しながら紹介する。

(1) AN.001-014-001~007 (vol. I p.023、南伝 17 p.033)

(2) 増一阿含 004-003 (大正 02 p.557 中、国訳 08 p.045)

(3) p.479、南伝 27 p.301

(4) 『仏弟子達のことば註』1 p.064

[4] まず最初に気がつくのは、マハーコッティタとサーリプッタの問答を主題とする本

経のような形式を内容とするタイプの経がたくさんあることである。いわば本経は、以下の短いたくさんの経の内容を1つにまとめたという感がある。

[4-1] 以下にこれを紹介する。このタイプはマハーコッティタとサーリプッタが互いに質問しあいまた互いに答えあうのであるが、紹介するにあたっては、マハーコッティタが質問してサーリプッタが答える型の冒頭には○を付し、サーリプッタが質問してマハーコッティタが答える型の経の冒頭には●を付す。ちなみに本節の主題である MN.043 は○型であり、対応漢訳の『中阿含』029 と『中阿含』211 は●型である。

○SN.012-067 (vol. II p.112、南伝 13 p.163) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑 (Isipatana Migadāya) に住していた。そのときマハーコッティタが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ねて、「老死乃至識は自作なのか、他作なのか、自作にして他作なのか、自作でもなく他作でもないのか」と質問した。サーリプッタは老死乃至識が縁によりてあることを束蘆の喩えで説いた。

●『雑阿含』288 (大正 02 p.081 上、国訳 01 p.285) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき舍利弗と摩訶俱絺羅は耆闍崛山にいた。舍利弗が摩訶俱絺羅のもとを訪れ、「老死乃至識は自作なのか、他作なのか、自作にして他作なのか、自作でもなく他作でもないのか」と質問した。摩訶俱絺羅は「三本の蘆が相依って立つように、識は名色に縁りて生ずる」と答えた。2人は随喜しあい、それぞれの住処に還った。

○SN.022-122 (vol. III p.167、南伝 14 p.262) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときにマハーコッティタが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪れ、「戒を具足した比丘はどのような法を如理作意すべきか」と質問した。サーリプッタは、「五取蘊は無常・苦・無我であると如理作意すべきである」と答えた。

○SN.022-123 (vol. III p.169、南伝 14 p.264) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタがバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティタが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ね、「有聞の比丘はどのような法を如理作意すべきなのか」と質問した。サーリプッタは、「五取蘊は無常・苦・無我であると如理作意すべきである」と答えた。

○『雑阿含』259 (大正 02 p.065 中、国訳 01 p.025) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき舍利弗と摩訶俱絺羅は靈鷲山にいた。摩訶俱絺羅は舍利弗のもとを訪ね、舍利弗に「無間等の法を求めるにはどのような法を思惟すればよいのであろうか」と質問した。舍利弗は「五受陰は無常、苦、空、非我と思惟すべきである」と答えた。2人はそれぞれの所説を聞き、歡喜して去った。

○SN.022-127 (vol. III p.172、南伝 14 p.269) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタがバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティタが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ね、

「無明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊は集法であり、滅法であり、集滅の法であるのに、これを如実に知らないことである」と説いた。

- SN.022-128 (vol.Ⅲ p.173、南伝 14 p.270) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] バーラーナシー因縁 (Bārānasi nidānam)。マハーコッティタがサーリプッタに「明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊は集法であり、滅法であり、集滅法であると如実に知ることである」と説いた。
- SN.022-129 (vol.Ⅲ p.173、南伝 14 p.271) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタがバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。マハーコッティタがサーリプッタに「無明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊の味・過患・出離を如実に知らないことである」と説いた。
- SN.022-130 (vol.Ⅲ p.173、南伝 14 p.271) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティタがサーリプッタに「明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊の味・過患・出離を如実に知ることである」と説いた。
- SN.022-131 (vol.Ⅲ p.174、南伝 14 p.272) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティタがサーリプッタを訪ね、「無明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊の集・滅・味・過患・出離を如実に知らないことである」と説いた。
- SN.022-132 (vol.Ⅲ p.174、南伝 14 p.272) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティタはサーリプッタを訪ね、「明とは何か」と質問した。サーリプッタは「五蘊の集・滅・味・過患・出離を如実に知ることである」と説いた。
- SN.022-133 (vol.Ⅲ p.175、南伝 14 p.273) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときサーリプッタが夕暮れ時にマハーコッティタのもとを訪ね、「無明とは何か」と質問した。マハーコッティタは「五蘊の味・過患・出離を如実に知らないことである」と答えた。さらにサーリプッタは「明とは何か」と質問した。マハーコッティタは「五蘊の味・過患・出離を如実に知ることである」と答えた。
- SN.022-134 (vol.Ⅲ p.175、南伝 14 p.274) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティタはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときサーリプッタがマハーコッティタのもとを訪ね、「無明とは何か」と質問した。マハーコッティタは「五蘊の集・滅・味・過患・出離を如実に知らないことである」と答えた。さらにサーリプッタは「明とは何か」と質問した。マハーコッティタは「五蘊の集・滅・味・過患・出離を如実に知ることである」と答えた。
- SN.022-135 (vol.Ⅲ p.176、南伝 14 p.275) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] 因縁は前に同じ。サーリプッタがマハーコッティタに「無明とは何か」と質問

- した。マハーコッティカは「五蘊とその集・滅・滅に至らしめる道を如実に知らないことである」と答えた。さらにサーリプッタは「明とは何か」と質問した。マハーコッティカは「五蘊とその集・滅・滅に至らしめる道を如実に知ることである」と答えた。
- 『雑阿含』257 (大正 02 p.064 下、国訳 01 p.024) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**舍利弗**と**摩訶俱絺羅**は耆闍崛山にいた。摩訶俱絺羅が舍利弗のもとを訪れ、「無明とは何か。明とは何か」と質問した。舍利弗は「五受陰とその集、滅、滅道跡を如実に知らないことが無明で、知ることが明である」と説いた。2人は互いに随喜しあい、それぞれ本処に還った。
- 『雑阿含』258 (大正 02 p.065 上、国訳 01 p.025) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**舍利弗**と**摩訶俱絺羅**は耆闍崛山にいた。摩訶俱絺羅が舍利弗のもとを訪れ、「無明とは何か、明とは何か」と質問した。舍利弗は「五受陰とその集、滅、味、患、離を如実に知らないことが無明で、知ることが明である」と説いた。2人は互いに随喜しあい、それぞれ本処に還った。
- 『雑阿含』256 (大正 02 p.064 中、国訳 01 p.023) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**舍利弗**と**摩訶俱絺羅**は耆闍崛山にいた。摩訶俱絺羅が舍利弗のもとを訪れ、「無明とは何か、明とは何か」と質問した。舍利弗は「五受陰が無常であり、磨滅の法であると如実に知らないことが無明であり、如実に知ることが明である」と説いた。2人は随喜しあい、本処に還った。
- SN.035-191 (vol.IV p.162、南伝 15 p.259) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるとき**サーリプッタ**と**マハーコッティカ**はバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティカが夕暮れ時に舍利弗のもとにやって来て、「眼乃至意は諸色乃至諸法の繫縛であるか、あるいは諸色乃至諸法は眼乃至意の繫縛であるか」と質問した。サーリプッタは「その両者を縁として生ずる欲貪が繫縛である」などと、一本の縄や紐で繋がれた黒牛と白牛とに喩えて説いた。
- 『雑阿含』250 (大正 02 p.060 上、国訳 01 p.203) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**舍利弗**と**摩訶俱絺羅**は耆闍崛山にいた。摩訶俱絺羅が舍利弗のもとにやって来て、「眼が色に繫ずるのか、色が眼に繫ずるのか」と質問した。舍利弗は黒白の牛の喩えを以て「六内処と六外処を繫ぐのは欲貪であり、これを断ずれば心解脱を得る」と説いた。2人は互いに随喜しあい、それぞれの本処に還った。
- SN.044-003 (vol.IV p.384、南伝 16 上 p.112) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるとき**サーリプッタ**と**マハーコッティカ**はバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティカが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ね、「世尊は如来の死後の有無について記別されなかったが、それはどのような因・縁によるのか」と質問した。サーリプッタは「それを記別すれば五蘊にとらわれることになるからである」と答えた。
- SN.044-004 (vol.IV p.386、南伝 16 上 p.113) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない]) あるとき**サーリプッタ**と**マハーコッティカ**はバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑

野苑に住していた。そのときマハーコッティカが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ね、「世尊は如来の死後の有無について記別されなかったが、それはどのような因・縁によるのか」と質問した。サーリプッタは「五蘊とその集・滅・滅に至る道を如実に知らないものは、それにとらわれるからである」と答えた。

- SN.044-005 (vol.IV p.387、南伝 16 上 p.115) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティカはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。そのときマハーコッティカが夕暮れ時にサーリプッタのもとを訪ね、「世尊は如来の死後の有無について記別されなかったが、それはどのような因・縁によるのか」と質問した。サーリプッタは「五蘊に対して貪や欲などを離れてないものには『如来の死後が存在する』とか、あるいは『存在しない』とか、あるいは『存在し存在しない』とか、あるいは『存在しないのでも存在しないのでもない』とが、五蘊に対して貪等々を離れているものにはそれはないからである」と答えた。
- SN.044-006 (vol.IV p.388、南伝 16 上 p.116) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときサーリプッタとマハーコッティカはバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑に住していた。ときにサーリプッタが夕暮れ時にマハーコッティカのもとを訪ね、「世尊は如来の死後の有無について記別されなかったが、それはどのような因・縁によるのか」と質問した。マハーコッティカは「五蘊を楽しむなどして、五蘊の滅を如実に知らないものには『如来の死後が存在する』とか、あるいは『存在しない』とか、あるいは『存在し存在しない』とか、あるいは『存在しないのでも存在しないのでもない』というが、五蘊を楽しむなどせず、五蘊の滅を如実に知るものにはそれはないからである」と答えた。サーリプッタがさらに「その他にもまだ事由があるか」と質問すると、マハーコッティカは有と取と愛についても同様に答えた。さらにサーリプッタが「その他にもまだあるか」と質問すると、マハーコッティカは「愛尽解脱を得た比丘にはもうない」と答えた。
- 『雑阿含』251 (大正 02 p.060 中、国訳 01 p.204) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき舍利弗と摩訶俱絺羅は耆闍崛山にいた。そのとき摩訶俱絺羅が舍利弗のもとを訪ね、「無明とは何か」と質問した。舍利弗は「六入処が無常であり生滅の法であることを如実に知らないのが無明で、知るのが明である」と説いた。2人は互いに随喜しあい、それぞれの本処に還った。
- 『雑阿含』344 (大正 02 p.094 中、国訳 01 p.305) : [釈尊は登場しない] ある時世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき舍利弗と摩訶俱絺羅は耆闍崛山に住していた。摩訶俱絺羅は舍利弗のもとを訪ね、「この法律においてどんな法を具足すれば見具足というのか」と質問した。そして長い問答の後、舍利弗は「論議は窮め尽くせない。もし無明を断じて明が生じるならば、さらに求める必要はない」と説いた。2人は論議し終わって、それぞれの本処に還った。
- AN.004-018-174⁽¹⁾ (vol.II p.160、南伝 18 p.283) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときマハーコッティカはサーリプッタのもとを訪ね、「六触処を

残りなく離貪し滅すれば、その後に何があるのか、……（四句分別）……」と質問した。サーリプッタは「そのように言うてはならない。そのように質問するのは無戯論を戯論するのであって、六触処が残りなく離貪し滅すれば戯論が滅する」と答えた。

○AN.009-002-013 (vol.IV p.382、南伝 22 上 p.044) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるときマハーコッティタはサーリプッタのもとを訪ね、「現法受の業をして後世受の業たらしめんと世尊のもとで梵行を修するのか……」と質問した。サーリプッタはことごとく「そうではない。未知・未見のものを現証し、現観するために世尊のもとで梵行を修するのである」と答えた。

(1) 南伝は 173 とする。

[4-2] 上に紹介したサーリプッタとマハーコッティタが問答するタイプの経には次のような特徴がある。

- ①このタイプの経には釈尊が登場しない。
- ②仏在処を記すパーリ聖典はない。しかし漢訳は釈尊が登場しないに拘わらず仏在処が記される。そしてそのすべては王舎城の迦蘭陀竹園である。
ただし概していえば、パーリの SN. と AN. には釈尊が登場しても仏在処を記さない（省略されている）経が多く、また釈尊が登場しないに拘わらず仏在処を記すのは『雑阿含』の特徴であって、このタイプの経についてのみの特徴ではない⁽¹⁾。
- ③サーリプッタとマハーコッティタの在処については、パーリがパーラーナシーの仙人墮処鹿野苑とし、漢訳は耆闍崛山とする。ただしパーリの AN. の 2 経はその所在を記さない。
- ④なおこれらの経はその冒頭においてサーリプッタとマハーコッティタの 2 人がどこそこにいたと記述されるが、常にサーリプッタが先に記される。ただし AN. の 2 経はこのような形式をとっていない。

なおマハーコッティタが質問してサーリプッタが答える○型と、サーリプッタが質問してマハーコッティタが答える●型の割合は次のとおりである。

	○型		●型		計	
パーリ	15	68.2%	4	80%	19	70.4%
漢訳	7	31.8%	1	20%	8	29.6%
計	22	100%	5	100%	27	100%

この表からパ・漢両方とも○型が大多数を占めることがわかる。ということは本節の主題である MN.043 は○型であるに拘わらず、対応漢訳の『中阿含』029 と『中阿含』211 が●型であるのは、パ・漢の傾向を反映しているのではなく、たまたまこうなっているだけであって、この違いが何らかの意味を示すということではなさそうである。

なおこのタイプの文献はパーリ聖典に多く、パーリ中でも SN. が多く、AN. には 2 経だけである。漢訳の用例は少なくそのすべてが『雑阿含』である。

[4-3] サーリプッタとマハーコッティタが問答するタイプの経には上記のような特徴があるのであるが、取りあえず思いついたところのみを記すとすると次のようになる。

- ①サーリプッタとマハーコッティタは同輩であるとしても、サーリプッタの方が先輩格でマハーコッティタの方が後輩格であろう。
- ②サーリプッタとマハーコッティタの2人は特別の関係があって、2人だけで法談を楽しむというような独自の世界が形成されていたように思われる。おそらく2人はこのような問答を機会があるごとにどこでも行っていたのであって、パーリがその場所をパーラーナシーの仙人墮処鹿野苑とし、漢訳が耆闍崛山とすることにこだわる必要はないように思われる。ただ多くの場合その法談は自ずからにマハーコッティタが問いかけ、サーリプッタが答えるという形になったのであろう。
- ③ここに釈尊が登場しないのは、この法談は上記のような2人の世界で行われたからではなかろうか。

(1) 「六事資料集」「有偈篇の神たち」を参照

[5] 次に釈尊が登場し、サーリプッタとマハーコッティタの外に、他の人物が登場する経を紹介する。

[5-1] 次はチャンナの自死を主題とした経である。

『雑阿含』1266 (大正 02 p.347 中、国訳 03 p.038) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者闍陀は那羅聚落の好衣菴羅林 (Pāvārikambavana) に住し、病に罹り苦しんでいた。これを聞いた舍利弗は摩訶俱絺羅を誘って見舞いに行った。舍利弗は「色……は我ならず、異我ならず、相在せず」と説き、摩訶拘絺羅は「所依なければ動揺せず、生老病死はない」と説いた。闍陀は舍利弗には「自分は無我を観じている」と答え、摩訶俱絺羅には「世尊に随順することはすでに終わった、もう苦しき生を願わない」と刀をとって自殺した。

舍利弗はその後世尊を訪ね、「闍陀はどのような生を受けるのでしょうか」と質問した。世尊は「闍陀は世尊に随順して今それが終わる」と自ら記説しなかったかと尋ねられ、「闍陀はこの身を捨て終わって余身は相続しないから大過はない。だから自殺したのだ」と第1の記を説かれた。舍利弗は世尊の所説を歡喜奉行した。

このようにこの経はサーリプッタとマハーコッティタの2人がチャンナの病気を見舞って説得したにもかかわらず、チャンナが自死してしまったとするのであるが、同じ内容を記す経がパーリにもある。ただしパーリではマハーコッティタの代りにマハーチュンダの名が上げられる。

MN.144 Channovāda-s. (教闍陀経 vol. III p.263、南伝 11 下 p.374、、『片山・中部』6 p.320) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのときサーリプッタとマハーチュンダ (Mahācunda) とチャンナ (Channa) は靈鷲山に住していた。夕刻にサーリプッタはマハーチュンダを誘って、病気で苦しんでいるチャンナを見舞った。チャンナは2人に「生きたくない。刀をとりたい (自死したい)」と語った。サーリプッタは十二処の無我なることを説いたが、チャンナはこれを観察していると応えた。次にマハーチュンダが「無依 (anissita) には動揺なく、死生もなく、此世もなく他生もない」と説いた。しかし2人が去って間もなくチャンナは刀をとった。

サーリプッタは世尊のもとを訪ね、「刀をとった彼はどのようなところに生まれるのでしょうか」と質問した。世尊は「あなたはチャンナに咎のないことを記別しましたか」と尋ねられた。サーリプッタは「プッバジラ (Pubbajira) なるヴァッジ族の村があり、そこにあるチャンナの友人や知己たちは咎のある者です」と答えた。世尊は「この身を捨てて他身に執着するなら咎があるけれども、チャンナはこの咎なく刀をとった」と説かれた。満足したサーリプッタは世尊の所説を喜んだ。

SN.035-087 (vol.IV p.055、南伝 15 p.091) : 前経に同じ。

以上のように漢訳もパーリも経の内容はまったく同じであるが、ただパーリ文献はサーリプッタと一緒に登場する人物をマハーコッティタではなくマハーチュンダとする。マハーチュンダについては「モノグラフ」第 11 号 (2006 年 10 月) に掲載した岩井昌悟の【論文 12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居地伝承」を参照されたい。

なおこれらの経の説時は、本稿の後述する【144】MN.144 *Channovāda-s.* (教闡陀経) において、釈尊 50 歳 = 成道 16 年の釈尊が王舎城で雨安居を過ごされたその雨安居中という結論を得ている。

[5-2] 他にも釈尊が登場し、サーリプッタとマハーコッティタとともにさらに他の人物 (サヴィッタ) が登場する経がある。

AN.003-003-021 (vol. I p.118、南伝 17 p.191) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給 孤独園 に住された。そのとき尊者サヴィッタ (Saviṭṭha) と尊者マハーコッティタがサーリプッタのもとにやって来た。サーリプッタはサヴィッタに、「世の中には身証 (kāyasakkhin) と見至 (diṭṭhippatta) と信解 (saddhāvimutta) の人がいるが、あなたはこれらの中でいずれを好み、優れていると考えるか」と質問した。サヴィッタは「信根が優れている信解の人である」と答えた。次にサーリプッタはマハーコッティタに同様の質問をした。彼は「定根が優れている身証の人である」と答えた。ときにマハーコッティタが逆にサーリプッタに同じ質問を返した。サーリプッタは「慧根が優れている見至の人である」と答えた。そこで 3 人は世尊のもとを訪れ、世尊に尋ねた。世尊は「この 3 人の人のなかでいずれがすぐれていると一向に記説することは容易ではない」と説かれた。

というものである。

マハーコッティタは登場しないが、この経に登場するサヴィッタが登場する他の経には次がある。

SN.012-068 (vol.II p.115、南伝 13 p.167) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるとき尊者ムシーラ (Musīla)、尊者サヴィッタ、尊者ナーラダ (Nārada)、尊者アーナンダは コーサンビーのゴーシタ園 に住していた。

そのときサヴィッタがムシーラに、「生に縁りて老死あり、乃至無明に縁りて行ありとの智 (nāṇa) がありますか」と質問した。彼は「ある」と答えた。さらに「生の滅に縁りて老死の滅あり、乃至無明の滅に縁りて行の滅ありとの智がありますか、有の滅は涅槃なりとの智がありますか」と質問した。彼は「ある」と答えた。そこでサヴィッタは「それなればムシーラは阿羅漢・漏尽者である」と言った。しかしムシーラは黙然としていた。

そのあとナーラダがサヴィッタに同じ質問をせよと促し、サヴィッタが問い、ナーラダが答える形で同様の問答が繰り返された。そして最後にサヴィッタが「それなればナーラダは阿羅漢・漏尽者である」と言った。ところがナーラダは「私は有の滅は涅槃なりと如実によく見ているが、私は阿羅漢・漏尽者ではない。荒野に井戸があつて水があるという智があつても、縄と缶がなくて飲めないようなものだ」と答えた。

この問答を聞いてアーナンダはサヴィッタに、「あなたはナーラダに何と言うか」と質問した。彼は「私はナーラダに、徳と善とを除いて (aññatra kalyāṇā aññatra lusalā) 何も言わない」と答えた。

『雑阿含』351 (大正 02 p.098 下、国訳 01 p.317) : [仏在処不記載、釈尊も登場しない] あるとき尊者**那羅**と尊者**茂師羅**と尊者**殊勝** (サヴィッタ) と尊者**阿難**の4人が舎衛国の象耳池の側にいた。

そのとき那羅が茂師羅に、「生あるがゆえに老死あり、生がなければ老死はないという知見があるか」と問うた。茂師羅は「ある」と答えた。さらに「有が滅すれば寂滅涅槃するという知見があるか」と問うと、「ある」と答えた。そこで那羅が「そのように説くとすれば、あなたは阿羅漢で諸漏を滅しているのか」と質すと、茂師羅は黙然として答えなかった。

そこで殊勝が「私が代って那羅に答えよう」と同じ質問を繰り返させ、そして「有が滅すれば寂滅涅槃するという知見はあるけれども私は漏尽の阿羅漢ではない。例えば広野の辺に井戸があつても縄や罐がなければ水を手に入れてないようなものだ」と答えた。

このとき阿難が那羅に「殊勝の所説をあなたはどのように思うか」と尋ねると、那羅は「殊勝はよく説き真実を知る」と告げた。

彼らは各々説き終わって、座より立って去った。

このようにこの2つの経はよく相応するが、ムシーラとサヴィッタとナーラダの役割は微妙に相違する。伝持される間にいずれかが誤伝が生じたのであろう。ところでこの2つのサヴィッタが登場する対応経には仏在処も記載されず釈尊も登場しない。したがって仏滅後の経であろう。

とするならばサヴィッタは釈尊が入滅された後も活躍した人物であるということになる。ただし AN.003-003-021 には釈尊も登場し、またサーリプッタも登場するから仏滅後の経ではない。しかしサヴィッタが仏滅後に活躍したとすれば、あるいは釈尊晩年の経かも知れない。われわれは舍利弗の入滅は釈尊 77 歳＝成道 43 年の雨安居中のことであると考えている。この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園であるから、この年にもっとも近いそれ以前に釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされたのは釈尊 73 歳＝成道 39 年であるから、AN.003-003-021 の説時は釈尊 73 歳＝成道 39 年の雨安居中としておく。

[5-3] また次の経も釈尊が登場し、サーリプッタとマハーコッティタとともにさらに他の人物 (チッタ・ハッティサーリプッタ) が登場するタイプに属する。

『中阿含』082「支離弥梨経」(大正 01 p.557 下、国訳 04 p.414) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき比丘らは食事を済ませた後で講堂に集まって諍事を断とうとしていた。この会合に**質多羅象子比丘**も

参加して、他の比丘らが語り終わらないうちに自分の説を述べたり、長老比丘を敬わずに質問したりした。大俱絺羅がこれを諫めると、質多羅象子比丘と親しい比丘らが異議を唱えた。そこで大俱絺羅は彼らに「世尊や長老比丘の前で教えの如くであろうとも、陰で放逸となるならばいずれは戒を放棄することになろう」と、種々の喩えを以て戒めた。

その後、質多羅象子比丘と親しい比丘らは質多羅象子比丘が還俗したことを知って大俱絺羅のもとを訪れ、「あなたは彼の心を知っていたのか」と質問した。大俱絺羅は「あなた方は如真を知らず、如真を見ないからである」と教誡した。比丘らは大俱絺羅の所説を聞いて歓喜奉行した。

AN.006-006-060 (vol. III p.392, 南伝 20 p.151) : あるとき世尊はバーラーナシーのイシパタナのミガダーヤ (仙人墮処鹿野苑)に住された。そのとき多数の長老比丘らが乞食を終えて食堂に集まってアビダンマ論を議論していた。尊者チッタ・ハッティサーリプッタは長老比丘たちの論説を遮ってしばしば自分の説を述べたのでマハーコッティカ (Mahākoṭṭhika) がこれを諫めた。ところが彼と馴染みの比丘たちがマハーコッティカに言い掛かりをつけた。マハーコッティカは「他心を知らないものには知りがたい」と告げ、六種の人 (①師の前では柔和であるも還俗する人、②③④⑤初禪乃至第四禪を得たと称するも還俗する人、⑥無相三昧を得たと称するも還俗する人) について説き、彼の還俗を予想した。

後にチッタ・ハッティサーリプッタが還俗すると、彼と馴染みの比丘らはマハーコッティカのもとにやって来て、「あのとき還俗を予想したのは彼の心を知っていたのか、それとも神々の告知か」と尋ねた。マハーコッティカは「彼の心を知ってあのように告げたのだ」と答えた。

ときに彼らは世尊のもとを訪れ、チッタ・ハッティサーリプッタが還俗したことを告げた。すると世尊は「チッタは久しからずして出家するだろう (na citto ciram padissati nekkhammassa)」と言われた。

久しからずしてチッタ・ハッティサーリプッタは再び出家して、不放逸に精進して阿羅漢となった。

これらはこの「モノグラフ」の前号に掲載した【研究ノート13】の【009】DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) の説時推定において検討し、その説時は釈尊54歳=成道20年の雨安居中という結論を得ている。これはチッタ・ハッティサーリプッタがかつては比丘であったがこの経典に記述されるようにいったん還俗し、そして在家者としてもう一度釈尊を訪ねて教えを受け、再び出家して阿羅漢果を得たという個人史をもとに推定したものである。なお仏在処については、『中阿含』082の王舎城の迦蘭陀竹園を採用し、AN.006-006-060のバーラーナシーの仙人墮処鹿野苑は採用していない。

[6] 次にサーリプッタが登場せずに、マハーコッティタのみが登場する経がある。

[6-1] 以下の経である。

SN.035-161 (vol. IV p.145, 南伝 15 p.231) : あるとき世尊は王舎城のジーヴァカのアンバ園 (Jivakambavana)に住された。そのときマハーコッティタは世尊に

「法を略説してください (saṅkhittena dhammaṃ desetu)」と願い出た。世尊は「無常なるものに対する欲を捨てなさい」と示され、十二処は無常であると説かれた。SN.035-162 (vol.IV p.146、南伝 15 p.232) : あるとき世尊は王舎城のジーヴァカのアンバ園に住された。そのときマハーコッティタは世尊に「法を略説してください」と願い出た。世尊は「無常なるものに対する欲を捨てなさい」と示され、六根は苦であると説かれた。

SN.035-163 (vol.IV p.146、南伝 15 p.233) : あるとき世尊は王舎城のジーヴァカのアンバ園に住された。そのときマハーコッティタは世尊に「法を略説してください」と願い出た。世尊は「無我なるものに対する欲を捨てなさい」と示され、六根は無我であると説かれた。

これらの仏在処は王舎城のジーヴァカのアンバ園である。釈尊がジーヴァカのアンバ園においてジーヴァカのために MN.055 *Jivaka-s.* を説かれた釈尊 46 歳＝成道 12 年頃には彼はまだ優婆塞にはなっていないが、この直後にこのアンバ園を釈尊教団に寄進したのかも知れない。しかしこれがいつのことかわからないので、これらの経は MN.055 *Jivaka-s.* を説かれた釈尊 46 歳＝成道 12 年以降としておく。

[6-2] 次の経には釈尊とマハーコッティタと他の人物が登場する。仏在処は記されているが、釈尊が在世されていたかどうかは微妙である。

『増一阿含』019-008 (大正 02 p.595 上、国訳 08 p.167) : [釈尊は登場しない]
ある時世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき須深という梵志女が大拘絺羅のもとにやって来て、「優闍藍弗 (Uddaka Rāmaputta) と羅勒迦藍 (Ālāra Kālāma) は世尊の教えを聞かずに命終した。世尊は彼らを『無所有処と非想非非想処をえて命終し、1 人は辺地の国王となって人民を数知れず傷害するものとなる。そして 1 人は著翅惡狸となり、さらに 2 人は命終して地獄の中に生まれる』と記別された。ところが世尊は彼らがいつ苦際を尽すかという記別をされなかった。それはどうしてなのか」と質問した。大拘絺羅は「そのような質問を受けなかったからである」と答えた。すると彼女は「すでに世尊は涅槃に趣かれ、今は世におられないので質問することができない。あなたが答えてほしい」と言った。そこで拘絺羅は「私にはこの弁説はない」と答え、具に法の要を説いた。須深は拘絺羅の所説を聞いて歡喜し奉行した。

このように仏在処が記載されるが、経文中に「すでに釈尊は涅槃に趣かれ、今は世におられない」とされている。したがって仏在処が記されるのは矛盾であるが、これは形式的に処理されたもので経文の語るところを信賴すべきであろう。ということになればこの経も仏滅後の経ということになる。

[7] 以上さまざまな文献を調査してきた。そこでいよいよ保留してあった事項の考察に移りたい。

[7-1] まずサーリプッタとマハーコッティタの関係についてである。[4-1] に紹介したこの 2 人が問答する形のたくさんの経によって、この 2 人が *Apadāna* 03-54-534 がいうようなサーリプッタが和尚でマハーコッティタはその共住弟子という関係ではなかったとす

べきであろう。

確かに並記される際の順序などによっても、またマハーコッティタがサーリプッタに質問する形が圧倒的に多いということからも、サーリプッタの方が先輩格あるいは兄貴分、マハーコッティタの方が後輩格あるいは弟分のような感じを受けるが、さりとて師と弟子という関係ではありえないであろう。とするならばマハーコッティタとサーリプッタは同輩であるとしなければならない。

サーリプッタと、*Apadāna* ではマハーコッティタのアーチャリヤ（阿闍梨）とされているマハーモッガッラーナはもとサンジャヤの弟子であって、釈尊が初めて王舎城のビンピサーラ王を教化したと同じ時に 250 人の仲間と一緒に釈尊に帰信したとされる。*Apadāna* などではマハーコッティタはサーヴァッティ出身とされるが、舎利弗と同輩としての特別な関係を考えて、マハーコッティタはその 250 人のうちの 1 人であったのではなかろうか。そのときサンジャヤは「行ってはならない。われわれはこの集団を統率して行こう（*imaṃ gaṇaṃ pariharissāmi*）」と引き止めたとされるし、サーリプッタとマハーモッガッラーナは「この 250 人の遊行者はわれらに依止し、われらに共感してここに住しているから（*amhe nissāya amhe sampassantā idha viharanti*）、彼らに黙って行くわけにはいかない」とも相談したとされるから、確かに 2 人は 250 人の中のリーダー格であったのであろうが、他の 248 人とは師弟の関係ではなかったわけである。

[7-2] 本節の一番の問題は、マハーコッティタとサーリプッタが問答するタイプのたぐさんの経の説時である。実はこれらの経には釈尊が登場しないという特徴がある。このように釈尊が登場しない経は仏滅後の経であるという傾向は存するのであるが、いま問題としていたる経は釈尊よりも先に亡くなっていたはずのサーリプッタが登場するのであるから仏滅後の経であるはずはない。しかしマハーコッティタとサーリプッタは 2 人だけで法談を楽しむという独特の世界をもっており、このような世界が許されるのは彼らの晩年であったであろう。釈尊とサーリプッタはそれほど年齢の差はなかったであろうから、釈尊も晩年のことだったということになる。

ところでマハーコッティタとサーリプッタが問答する場所は、本節の主題とする *MN.043* の仏在処は舎衛国の祇樹給孤独園であるが、その他の漢訳文献はすべて王舎城の迦蘭陀竹園である。またパーリの対応経は 2 人の所住処をパーラーナシーの仙人墮処鹿野苑とする。先述したように 2 人の法談はしばしば行われたであろうから、場所を特定することは難しいのであるが、『中阿含』029 と『中阿含』211 の 2 経のいう王舎城としたい。

以上のように本節の主題の経も含めてマハーコッティタとサーリプッタが問答する形体を持つ諸経の説時は釈尊の晩年であるが、いまだサーリプッタが存命の時、釈尊が王舎城において雨安居を過ごされた時とすると、これに合致するのは釈尊 74 歳＝成道 40 年である。したがってこれらマハーコッティタとサーリプッタが問答する形体を持つ諸経の説時は釈尊 74 歳＝成道 40 年の雨安居中であったとしておく。雨安居中としたのは、マハーコッティタとサーリプッタはしばしばその住処を互いに訪問しあっているから、雨安居を住している時であったと考えるからである。

【044】 MN.044 Cūḷavedalla-s. (有明小経 vol. I p.299、南伝 10 p.022)

『中阿含』 210 「法樂比丘尼経」 (大正 01 p.788 上、国訳 06 p.338)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.044 Cūḷavedalla-s. (有明小経) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。

そのとき**ヴィサーカ優婆塞** (Visākha upāsaka) が**ダンマディンナー比丘尼** (Dhammadinnā bhikkhuni) のもとを訪れ、「自身 (sakkāya)、自身といわれますが、世尊によって何が自身 (sakkāya) と説かれているのですか」と質問した。比丘尼は「世尊は五取蘊が自身であると説かれている」と答えた。さらにヴィサーカ優婆塞は自身とその集・滅・滅におもむく道、自身見、八正道、身口意の3行、相受滅、苦・樂・非苦非樂の3受などについて質問し、比丘尼は明確に答えた。

ヴィサーカ優婆塞はダンマディンナー比丘尼の所説を歡喜して、座より起って世尊のもとを訪れ、ダンマディンナー比丘尼との問答のすべてを告げた。世尊は比丘尼は賢者であると褒め、「自分が問われればその通りに答えるだろう」と比丘尼の説くところを是認された。ヴィサーカ優婆塞は世尊の所説を歡喜し信受した。

『中阿含』 210 「法樂比丘尼経」 : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。

そのとき**毘舍佉優婆夷**が**法樂比丘尼**のもとを訪れて、「自身とは何か」と質問した。比丘尼は「世尊は五盛陰 (=五取蘊) であると説いておられる」と答えた。そのあと比丘尼は優婆夷の問いに答えて、自身見とは五陰 (=五蘊) を神 (=我) と見ることであり、無身見とは五陰を神と見ないことであり、滅身見とは五盛陰を断ずることであり、また陰とは即ち盛陰のことで、『陰は盛陰に非ず』とは五陰に漏があり、受があれば五盛陰であり、五陰に漏がなければ『五陰は五盛陰ではない』ということであり、また八支聖道とは正見乃至正定でありこれは有為である。また三聚とは戒聚と定聚と慧聚であり、三聚は八支聖道を摂める。即ち、戒聚が正語と正業と正命を、定聚が正念と正定を、慧聚は正見と正思惟と正方便を摂める」などと答えた。

法樂比丘尼は毘舍佉優婆夷が去ったのち世尊のもとを訪れて、「自分の説法に誤りがなかったか」を確認した。世尊は「あなたは眞実・如法・法次法を説いた。自分もこのように説いたであろう」と是認された。法樂比丘尼と比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

[2] 仏在処は、MN.044は王舎城の迦蘭陀竹園とし、『中阿含』 210は舎衛国の祇樹給孤独園とするから違いがある。

登場人物は、ダンマディンナー比丘尼=法樂比丘尼は同じであるが、MN.044はヴィサーカ優婆塞 (男性) とするに対し、『中阿含』 210は毘舍佉優婆夷 (女性) とする違いがある。おそらく毘舍佉優婆夷はヴィサーカ・ミガーラマター (鹿子母) をイメージしたものであろうが、ミガーラマターは舎衛城の住人であるから、そこで仏在処も舎衛城になったのであろう⁽¹⁾。これに対するMN.044のヴィサーカ優婆塞は女性であるミガーラマターとは別の人物であることはいままでのまではない。次項以下に紹介する諸文献から、ヴィサーカ優婆

塞はダンマディンナーが出家する前の夫であったとされており、この経に登場する人物はヴィサーカ優婆塞（男性）が正しく、毘舍佉優婆夷は誤伝であると考えられる。

- (1) 岩井昌悟、本澤綱夫、カタプンニョー比丘【資料集 7】「*Visākhā Migāramātā* 関係資料」
 （「モノグラフ」第 12 号、2007 年 4 月）参照

[3] **ヴィサーカ優婆塞**は次の文献にも登場する。

『根本有部律・雑事』（大正 24 p.366 中、国訳 26 p.233）：縁処同前（=王舎城）。共に財富を誇っていた**天与**と**鹿子**という二人の長者があり、若し二家に男と女が生れたならば結婚させようと約束し合った。後に天与長者の妻は一女を生み、その子は**法与**と名づけられた。一方の鹿子長者の妻も久しからずして一男を生み、その子は**毘舍佉**と名づけられた。

法与は長大するにしたがって出家を樂うようになり父に許しを求めたが、鹿子長者の子（毘舍佉）に嫁与する約束があるからといって諾わなかった。法与は**蓮華色比丘尼**に相談し、蓮華色は世尊に相談した。世尊は**阿難陀**に命じて、蓮華比丘尼をして法与に先ず三帰並びに五学処を受けて近事女（優婆夷）とさせ、法与は預流果を得た。次いで六法・六随法を授けて式叉摩那とならせ法与は一來果を獲た。法与は二歳中において六法・六随法を学んでいたが、年漸く長大して容儀挺秀して常倫に超絶していたので、諸親族は共に来て瞻視した。鹿子長者は天与長者に「男女成立せり、宜しく共に親を成ずべし、可しく吉辰を選び盛礼を修すべし」と告げた。

明日が婚姻であるという時、法与は父に出家を懇願するが許されず、親族からも「汝既に盛年なれば梵行立し難からん」と諦めるよう諭された。世尊は阿難陀に命じ、蓮華色比丘尼を遣わして法与に近圓（具足戒）を受ける準備をさせた。法与は遣使得戒し近圓を受けて比丘尼となり、法を聞き已ると阿羅漢果を獲た。阿羅漢尼として諸漏已に尽きた上は白衣家に処し残宿食を食し俗法を受行することはあり得ず、法与は王園伽藍比丘尼処に詣らんことを両親に願い出た。婚娶の儀式が進む中で法与が神通を示したので、一同は皆希有を生じ身を挙げ地に投じた。法与は諸大衆のために妙法を宣説した。

彼女は声聞尼の中で善説法第一と称された。

このようにこの毘舍佉は男性であり、その住処は王舎城とされているから状況は MN.044 の方に合致する。

なお法与が具足戒を受けた後「王園伽藍比丘尼処」に詣りたいといったとされるこの寺は、コーサラ国王パセーナディが自分の王園内に比丘尼のために起てたという寺をさすのかもしれない。次項 [4-1] の最初に紹介した『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 026」がいう尼寺はこれをいう。しかしこれは舎衛城内に建てられたものであり、今の「王園伽藍比丘尼処」は王舎城内にあったものと考えられるから、あるいは王舎城にも城内に建てられた尼寺があったのかもしれない。

念のためにふれておくと、実は『根本有部律』の記述は東園鹿子母講堂と混同されている節があり、われわれは舎衛城内に建てられた「王園精舎」は釈尊 74 歳＝成道 40 年に、パセーナディ王がその後であったマツリカーの死を供養するためであったと考えている。もし「王

園尼寺」とするとこの経はそれよりも後ということになるが、これでは遅きに失する感がある。

[4] 次に**ダンマディンナー比丘尼**が登場する文献を紹介する。なおダンマディンナー比丘尼は、AN.001-014-005⁽¹⁾においては「(比丘尼中で)説法者中の第1 (aggam dhammakathikānaṃ)」とされ、『増一阿含』005-002⁽²⁾においては「(比丘尼中で)義趣を分別して広く分部を説く第1」とされている。

また Apadāna 04-03-022⁽³⁾においては、「私は最上の都である山谷城 (Giribbajapuruttama 王舎城) の長者の家に生まれ、青年の最初期に (paṭhame yobbane) 他家に嫁いで幸福に暮らした。私の夫は賢明で世尊の説法を聞いて不還果を得た。そのとき私は非家に出家して久しからずして (naciren' eva kālena) 阿羅漢果を得た。そのとき (tadā) かの優婆塞が私のところへ来て深甚微妙なる質問をし私はそれに答えた。仏はその徳をよしとして比丘尼中の説法第1の位に置かれた」(趣意)とする。Therīg.-A.はこの下線を付したところの消息を、「阿羅漢果を得たダンマディンナーは、『王舎城に行つて大師を礼拝しよう』と比丘尼たちと一緒に王舎城に行つて、そのときヴィサーカ長者の五蘊などについての質問に答えた」とする(趣意)⁽⁴⁾。この両者の伝承には若干の時間的な差異がある。なぜこのことにこだわるのかというと、前項の最後にもふれたように、王舎城においてダンマディンナーがヴィサーカ優婆塞に法を説いた時期が問題となるからである。

なお「かの優婆塞が私のところへ来て深甚微妙なる質問をし私はそれに答えた」というのはいま主題としているこの経をさす。

(1) vol. I p.025、南伝 17 p.036

(2) 大正 02 p.558 上

(3) p.567、南伝 27 p.443

(4) Therīg.-A. (Paramattha Dīpanī) vol. V p.15、『仏弟子達のことば註』4 p.031 参照。

[4-1] ダンマディンナー比丘尼が登場する文献は下記であり、すべて漢訳の「律蔵」文献である。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 026」(大正 23 p.752 中、国訳 20 p.142) : 世尊は室羅伐城の給孤独園逝多林に住された。そのとき城中の1つの寺に多くの比丘尼らが住して修行に差し障りがあったので、法与比丘尼は毘舍佉優婆夷のところに行つて寺を造ることを相談した。毘舍佉は快く引く受けたが、土地はすべて王に属するから如何ともしがたいと言った。そこで法与は勝鬘(マッリカー)夫人のところへ行き、その旨を伝えた。夫人はこれを勝軍(パセーナディ)王に伝え、王は王宮内に作ることを許可して寺は建造された。(急難施衣学処)

『十誦律』「尼薩耆 027」(大正 23 p.057 中、国訳 05 p.179) : そのとき世尊は舍衛城に住された。このとき舍衛城の商人があちこちの聚落を旅する途中、比丘らの少ない僧坊に立ち寄った。商人がその理由を尋ねると、比丘らは「檀越が少なく、衣や食などを施す者がいないからである」と答えた。そこで商人は彼らに衣や食などを施した。夏の初月、その比丘らは施物を分け合つて、他の地で安居に入った。

後にその商人は比丘らが施物を分けて他の場所で安居したことを知ると、「他の場

所で安居するために施物を与えたのではない。ここで安居を過させるためであった」と非難した。これを聞いた少欲知足の比丘が世尊に報告した。世尊は比丘僧を集め、その比丘らを呵責されたが、未だ結戒されなかった（「過前受急施衣過後畜戒」因縁）。

そのとき**波斯匿王**には1千人の鬪将がいて500人を一営としていた。彼らは衣服や寝具なども粗末で、彼らの婦人も装身具さえなかった。しかし彼らは飲食を喜びとし、来客があると酒を酌み交わして大騒ぎした。その近くに**曇摩提那比丘尼**が住していて彼らの大騒ぎで坐禅や読経を妨げられた。そこで彼女は婦人らのもとを訪れ、三宝（仏と法と僧）に帰依させ、彼らの生活を豊かにさせた。

ときに波斯匿王の小国に反乱があり、王は鬪将に命じて平定させた。この勲功によって鬪将らはますます豊かになり、王の威徳も増して人々から尊敬された。そこで鬪将らは曇摩提那比丘尼に舎衛国での3ヵ月の夏安居を要請したが、彼女は「世尊が夏安居されるところで私たちも行う」と断ったので、彼らは世尊のもとを訪れて願い出た。世尊はこれを黙然として受けられた。

自恣に至る10日目に波斯匿王の小国で反乱が起り、再び鬪将らに討伐の命が下った。彼らは「今度は命を失うかもしれない。比丘らに布施をしよう」と考え、多くの衣などの布施物を携えて**祇樹給孤独園**にやって来た。比丘らはどうしてよいか分らず世尊に告げた。世尊が阿難に「あと何日で自恣となるか」と尋ねられると、阿難は「10日です」と答えた。世尊は「自恣に至らないが、布施衣を失うことを恐れるならば受けてもよい」と許可されたのち、鬪将らに説法された。その後、世尊は比丘僧を集め、「自恣に至らずに10日急施衣があれば受けるべし。これを用いるに衣時を過ぎれば捨墮である」と「過前受急施衣過後畜戒」を制せられた。

『十誦律』 「(比丘尼) 尼薩耆 029」 (大正 23 p.316 下、国訳 07 p.048) : 世尊は**舎衛国**に住された。そのとき**曇摩提那**という比丘尼が冬の寒風吹きすさぶ中で単衣の薄い衣を着て乞食していた。ある商人が彼女を見て、鬪将らに「かの比丘尼のお陰で富樂を得ている。厚手の衣を贈ろう」と提案して与えることになった。ところが彼女は500銭もの値の衣を要求した。そこで鬪将らが高価な衣を買い与えると、彼女はそれを着て乞食した。それを見て居士らが「王の夫人や大臣の婦人のようだ」と非難した。これを聞いた少欲知足の比丘尼が彼女を非難して世尊に報告した。世尊は二部僧を集め、彼女を呵責されたのち、「比丘尼が重衣を乞うのに4銭を過ぎれば捨墮である」と「乞重衣戒」を制せられた。

『根本有部律』 「(比丘尼) 泥薩祇波逸底迦 032」 (大正 23 p.965 下、国訳 22 p.112) : 縁処は前に同じ(**舎衛城**)。そのとき拘薩羅の**勝光王**が執戟軍将に高価な重衣を贈った。彼はそれを**法与比丘尼**に施した。これを見た**珠髻難陀比丘尼**が欲しかったので法与は与えた。珠髻難陀はその高価な重衣を着て城内を乞食すると、人々がそれを見て譏った。そこで比丘尼が比丘に告げ、比丘が世尊に報告した。世尊は比丘尼を集めて呵責されたのち、「比丘尼が高価な重衣を持てば捨墮である」と「持貴値重衣学処」を制せられた。

『十誦律』 「(比丘尼) 尼薩耆 030」 (大正 23 p.316 下、国訳 07 p.049) : 世尊は

舎衛国に住された。そのとき曇摩提那比丘尼が夏の暑いとき、重衣を着て汗を流しながら乞食をしていた。一人の商人が彼女を見て、鬪将らに「かの比丘尼のお陰で富樂を得ている。軽衣を贈ろう」と提案して与えることになった。ところが彼女は250錢もの値の衣を要求した。そこで鬪将らが高価な衣を買い与えると彼女はそれを着て乞食した。これを見た居士らが「王の夫人や大臣の婦人のようだ」と非難した。これを聞いた少欲知足の比丘尼が彼女を非難して世尊に報告した。世尊は二部僧を集め、彼女を呵責されたのち、「比丘尼が軽衣を乞うのに2錢半を過ぎれば捨墮である」と「乞軽衣戒」を制せられた。

『根本有部律』 「(比丘尼)波逸底迦117」 (大正23 p.1006下、国訳22 p.226) : 縁処は前に同じ(舎衛城)。そのとき吐羅難陀比丘尼が舎衛城で乞食していると、怒りっぽく喧嘩好きで、頭髪がよだち、野干が鳴くような声の女性を見かけ、「この女性なら他の比丘尼と争ったときに力となる」と考えて具足戒を与えた。ところが吐羅難陀比丘尼が一人の比丘尼と争ったときその新比丘尼は黙って見守っていた。彼女が理由を尋ねると、新比丘尼が「比丘尼らの本事を知らなければ喧嘩にならない」と言うので、彼女は「大世主(マハーバジャーパティ)比丘尼と争う時には『自分で頭を剃った者よ』と、蓮華色比丘尼には『六大城で色を売って自活した者よ』と、法与比丘尼には『使者によって具足戒を受けた者よ』と、瘦喬吉答弥比丘尼には『他にせまられてその子の肉を食わされた者よ』と罵れ」と教えた。こうして比丘尼と争うときには一緒に争った。これを比丘尼らは比丘に告げ、比丘が世尊に報告した。世尊は吐羅難陀比丘尼を呵責されたのち、「比丘尼が悪性の女性と知りつつ出家具足戒を授ければ波逸提である」と「度悪性女人学処」を制せられた。

『僧祇律』 「雑誦跋渠法」 (大正22 p.416下、国訳10 p.017) : 世尊は毘舍離に住された。そのとき菴婆羅という離車族の童子が法予比丘尼の弟子を汚したので、法予は世尊のもとを訪れてそれを告げて去った。世尊は成道して以来、食後に城、邑、聚落に入られることはなかったにもかかわらず、阿難に「毘舍離城へ行こう」と告げ、阿難と共に城へ向われた。

そのとき500人の離車族らは論議堂に集って論議していた。彼らは遥かに世尊の姿を見て、「食後にわざわざ入城されるのは何か理由があつてのことだろう」と話し合った。このとき世尊が彼らに「欲心のあるなしにかかわらず梵行を汚せば、我が法では波羅夷である」と告げられると、彼らは「我らの俗法も同様で、共語せず、共住せず、共食しない」と答えた。世尊が彼らに教えを説き終え、その場を去られると間もなく、法予比丘尼が彼らのもとにやって来て、「菴婆羅という離車族の童子が私の弟子尼を汚した」と告げると、離車族らは世尊の言葉を思い起して大いに慚愧して、彼女に「どのような処罰を望むか」と聞いた。法予比丘尼が「姓を変え、非離車族と唱え、門を回って西に向い、その食厨を破壊し、云々」と言うと、彼らはその通りに実行した。

世尊は毘舍離城内の論議堂より比丘らのもとへ赴いて比丘らに、比丘尼の梵行を汚した者に対し、離車族は法予比丘尼のいう通りの処罰をしたことを告げ、比丘尼の浄

行について説かれた。

以上の仏在処は、最後のヴェーサーリーを除きすべて舎衛城である。

[4-2] ところで『十誦律』の曇摩提那比丘尼は悪比丘尼であり、確かに原語は‘dhammadinnā’であろうが、今の主題としているダンマディンナー比丘尼とはイメージがあまりにも違いすぎる。確たる証拠はないが、『根本有部律』「(比丘尼) 泥薩祇波逸底迦 032」のように、ダンマディンナー比丘尼自身は非難されるような行為はしていないと理解しておく。

なお『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 117」において悪比丘尼の代表格である吐羅難陀比丘尼が新比丘尼にダンマディンナー比丘尼に対しては「使者によって具足戒を受けた者」と罵れと命じたのは、ダンマディンナー比丘尼が「遣使具足戒」制定の因縁になったという伝承があるからである。「遣使具足戒」というのは賊などの妨害によって正規の女性の受具足戒である「二部僧具足戒」を受けられないときには使者による受具足戒が認められるというものである。そしてこのような事情を [3] に紹介した『根本有部律・雑事』は物語っているわけである。

[4-3] もしダンマディンナーが「遣使具足戒」の制提因縁に係わっているとすれば、本節の主題とする MN.044 *Cūlavedalla-s.* (有明小経) = 『中阿含』210「法樂比丘尼経」の説時推定の材料となるかもしれないので少々詳しく調べてみる。

「遣使具足戒」は「諸律」が等しく認める比丘尼の受具足戒法の 1 つであるが、それぞれの「律蔵」が伝えるこの制定因縁は必ずしも一定しない。この制定因縁となった人物と仏在処を表にしてみると次のようになる。

律蔵	比丘尼名	仏在処
『パーリ律』 (1)	姪女アツダカーシー	舎衛城
『四分律』 (2)	舎夷拘梨の諸比丘尼	—
『五分律』 (3)	姪女半迦尸	舎夷 (?)
『十誦律』 (4)	半迦尸尼	舎衛国
『僧祇律』 (5)	法与比丘尼の弟子	毘舎離大林重閣講堂
『根本有部律雑事』 (6)	法与比丘尼	王舎城

この表を見ればわかるように、この具足戒法の制定因縁としてダンマディンナーを上げるのは『根本有部律』のみである。『僧祇律』にもこの人物の名が上がるが、制定の因縁となった人物はその弟子であって、ダンマディンナー比丘はそれを世尊に請う立場として登場する。

これに対して『パーリ律』はアツダカーシー (Aḍḍhakāsi) とする。‘Aḍḍha’ は「半分」という意味であるから、『五分律』『十誦律』の「半迦尸」はこれに相当する。

アツダカーシー比丘尼は次の文献に登場する。

Therī-g. vs.025,026 (p.126、南伝 25 p.338、中村 p.013) : (アツダカーシー長老尼の偈) [遊女としての] 私の収入は、カーシ (ベナレス) 国 (全体) の収入ほどもありました。

私は自分の容色に嫌悪をいだいて欲を離れ三種の明智を覚り、ブツダの教えを成じ

ました。

Apadāna 04-04-037 (p.610、南伝 27 p.507) : (アッダカーシー長老尼の偈) 私は カーシ(国) の長者の家に天女のような美貌をもって生まれ、山谷最上城(王舎城) において娼婦となった。前世の熏習によって私は出家しようとしたが、道に悪人が立つのを見て私は使者具足戒を得 (labhiṃ dūto-pasamapadam)、三明に達した。

Vinaya Bhikkhunikkhandhaka (比丘尼韃度) (vol. II p.277、南伝 04 p.412) : そのとき娼婦のアッダカーシー (Aḍḍhakāsi) が舎衛城に行つて釈尊のもとで出家しようと考えた。ところが悪人たちがこれを聞いて道中で阻止したので、彼女は使者を釈尊のもとへ遣わした。世尊は比丘たちに「使者をもって具足戒を授けることを許す」と制せられた。そこで比丘らは比丘を使者として具足戒を授けた。釈尊は「比丘を使者として具足戒を授けてはならない。授ければ悪作である」と制戒された。ときに式叉摩那や沙弥や沙弥尼を使者として具足戒を授けた。釈尊は「そのような者を使者として具足戒を授けてはならない。授ければ悪作である。比丘尼を使者として具足戒を授けることを許す」と、その授け方を制定されるた。

『五分律』「比丘尼法」(大正 22 p.189 上、国訳 14 p.320) : 半迦尸という姪女が出家具足戒を受けようとして阿蘭若住処に行こうとしたが、賊がこれを聞きつけて阻んだ。比丘尼らはこれを世尊に報告した。世尊は「白四羯磨してはるかに具足戒を与えることを許す。その和尚・阿闍梨は十比丘尼僧を集めて別処において作法をなせ」と定められた。

『十誦律』「雑法」(大正 23 p.295 中、国訳 06 p.478) : 世尊は舎衛城に住された。そのとき迦尸国に婆羅門がいて一女を生んだ。その娘は端正であり、迦尸国の半分に値するということから半迦尸と呼ばれた。長じて嫁いだが久しからずして夫が死んだので大臣大官など多くの人が彼女を求めた。彼女は出家を願い、王園へ行って出家しようとした。これを聞いた賊が出家具足戒の時をねらって奪い去ろうとした。これを知った比丘尼らがどのようにすべきかを知らず世尊に告げた。釈尊は「半迦尸尼には使者を遣つて具足戒を受けてもよい」と許可し、その作法を制定された。

僧祇律「雑誦跋渠法」(大正 22 p.464 下、国訳 10 p.203) : 世尊は波羅奈城に住された。そのとき孫陀羅難陀は枳陀羅闍鉢精舎に住し、初夜・後夜に経行坐禅し、晨朝に結跏趺坐し、眠気で倒れ込んで身露にして形起こるままに眠ってしまった。このとき波羅奈城には加尸と半迦尸という2人姉妹の淫女がおり、夜に城外の園林で年少者らと過してのち晨朝に城内へ戻ろうとしたとき、妹の半迦尸が孫陀羅難陀を見つけた。彼女は姉の忠告も聞かずに孫陀羅難陀の上で世俗法を行じようとした。目覚めた孫陀羅難陀は心に疑いを生じて比丘らに告白すると、比丘らは「波羅夷罪を犯した」と世尊に報告した。世尊は「この比丘は阿羅漢であるからすでに貪欲・瞋恚・愚痴を除いている。無罪である」と判定された。

このようにアッダカーシー比丘尼は元はカーシ国の遊女であったとされている。

しかし『パーリ律』も『十誦律』も「遣使具足戒」制定時の仏在処は舎衛城としている。『五分律』の制定因縁の人物も半迦尸とされるが仏在処ははっきりしない。上記表では「比丘尼法」の冒頭に「世尊が舎夷に帰られ、未だ迦維羅衛城に至らずして尼拘類樹下に止まら

れたとき」とするので「舎夷(?)」としたのである。ちなみにこのとき浄飯王が出迎えたとしているから、舎夷とは「釈迦国」のことであろう。

以上のように「遣使具足戒」制定の因縁ははっきりしないが『パーリ律』を採るとすればアッダカーシー比丘尼を因縁とし、その制定場所は舎衛城であったということになる。これを基準に「遣使具足戒」の制定年を推定するとすれば、比丘尼の正式な具足戒法である「二部僧具足戒法」が制定され、正式な比丘尼サンガ成立したのが世尊 61 歳＝成道 27 年であるから、少なくともそれよりも後ということになる。女性にとってはその出家に邪魔が入ることはそう珍しくもなかったであろうから、「遣使具足戒」の制定はその後世尊が最初に舎衛城で雨安居を過ごされた世尊 65 歳＝成道 31 年の雨安居後ということにしておきたい。雨安居後としたのは律の規定が制定されるのは全国から比丘たちが集まる「夏の大会」のときが多いからである (7)。

- (1) Vinaya「比丘尼毘度」vol.Ⅱ p.277、南伝 04 p.412。本文中の概要参照。
- (2) 『四分律』「比丘尼毘度」大正 22 p.926 中、国訳 04 p.020
- (3) 『五分律』「比丘尼法」大正 22 p.189 上、国訳 14 p.320。本文中の概要参照。
- (4) 『十誦律』「雜法」(大正 23 p.295 中、国訳 06 p.478)。本文中の概要参照。他の個所に具足戒法の方法の 1 つとして「半迦尸尼の遣使得受具足戒」と記される。「比丘誦」(大正 23 p.410 上)
- (5) 『僧祇律』「雜誦・比丘尼法」大正 22 p.474 上、国訳 10 p.237。
- (6) 『根本有部律・雜事』(大正 24 p.366 中、国訳 26 p.233)。本文中の概要参照。
- (7) 「遣使受具戒」については【論文 25】「サンガと律蔵諸文献の形成過程」(「モノグラフ」第 18 号 2013 年 11 月) pp.049～060 を参照されたい。

[5] 以上をもとに本節の主題である MN.044 *Cūlavedalla-s.* (有明小経) = 『中阿含』210「法樂比丘尼経」の説時を検討する。

[5-1] まずダンマディンナー比丘尼であるが、この比丘尼は元は *Apadāna* 04-03-022 などがいうように王舎城の長者の娘であったであろう。それは [3] に紹介した『根本有部律・雜事』の記述からも証明される。

しかし彼女が比丘尼サンガの中で確固たる地位を占めてからは、その活動の主舞台は舎衛城に移されていた。[4-1] に紹介した諸資料が語る通りである。

そしてもう 1 人のヴィサーカ (あるいはヴィサーカー) なる人物は、MN.044 がいうように王舎城のヴィサーカ優婆塞であって、ダンマディンナー比丘尼の在家時代の夫であった。

したがってこの経の仏在処は王舎城の迦蘭陀竹園が正しいということになる。

[5-2] ところでダンマディンナー比丘尼が『根本有部律』のいうように「遣使具足戒」で具足戒を受けたとすると、その年度は「遣使具足戒」が許された釈尊 65 歳＝成道 31 年の雨安居後よりも後ということになる。

ところで MN.044 = 『中阿含』210 の舞台が王舎城であるとすると、舎衛城を主な活動地としていたダンマディンナー比丘尼は、*Apadāna* 04-03-022 や *Therig.-A.* がいうように、遊行して王舎城に行ったということになる。そのときもちろん世尊も王舎城におられたのである。釈尊 65 歳＝成道 31 年の雨安居後以降のもっとも近い釈尊の王舎城での雨安居年は釈尊 72 歳＝成道 38 年であるから、この説時は釈尊 72 歳＝成道 38 年の雨安居中としておき

たい。そのときは釈尊のサンガと一緒にダンマディンナー比丘尼が属する（あるいは指導する）比丘尼サンガも王舎城において雨安居を過ごしていたのである。普段は危険であるから単独行動が許されない比丘尼であるけれども、一方では比丘と比丘尼が接する機会は制限されており、この両者が接する機会は雨安居期間中がもっとも多いと思われるからである。

なおダンマディンナーが出家具足戒を受けたのが釈尊 65 歳よりも後のことで、ヴィサーカ優婆塞に説法したのが釈尊 72 歳の時であるとする、あまりにも期間が短すぎるように思われるが、彼女は出家した早々に阿羅漢になったとされているから不都合はない。もしも期間が短すぎるという状況から出家早々に阿羅漢になったという伝承が生れたのかもしれない。ダンマディンナー比丘尼が「説法者中の第 1」と称されるようになった理由もまさしくこの経によるのである。

【045】 MN.045 *Cūladhammasamādāna-s.* (得法小経 vol. I p.305、南伝 10 p.031)
『中阿含』174「受法経」卷上 (大正 01 p.711 中、国訳 06 p.110)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.045 *Cūladhammasamādāna-s.* (得法小経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「四得法がある。それらは、①現在が楽で未来が苦報となる得法、②現在が苦で未来が苦報となる得法、③現在が苦で未来が楽報となる得法、④現在が楽で未来が楽となる得法である」と説かれ、①は欲において咎なしと考え女行者と娯楽する。彼らは死後に悪趣・地獄に墮ちる。②は裸形にして「来てください」というを受けないなどの苦行者であり⁽¹⁾、彼らは死後に悪趣・地獄に墮ちる。③は生来に貪・瞋・痴が強いのでこれからくる苦しみを受けながら梵行を行じて死後に善趣・天界に生れる。④は生来に貪・瞋・痴が強くなく、欲・不善法を離れて四禅を成就して、死後に善趣・天界に生れる。と解説された。比丘らは歡喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』174「受法経」卷上 : あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「世間の眞実には四種の重法がある。4種の受法とは、①現世が楽であり、未来が苦である、②現世が苦であり、未来が楽である、③現世も苦であり、未来も苦である、④現世も楽であり、未来も楽である」とし、その因果関係を解説された。比丘らは世尊の所説を歡喜し奉行した。

(1) 苦行については MN.036 *Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大経) の註を参照

[2] この経には固有名詞を持つ人物が登場しない。また仏在処も舎衛城の祇樹給孤独園という特徴のないところである。

説時を推定するにたる情報が含まれていないので、祇樹給孤独園がブッダの教団に寄進された釈尊 48 歳 = 成道 14 年の雨安居前以降とするしかない。

【046】 MN.046 *Mahādhammasamādāna-s.* (得法大経 vol. I p.309、南伝 10 p.037)
『中阿含』 175 「受法経」 卷下 (大正 01 p.712 下、国訳 06 p.113)

[1] MN.046 の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であるが、『中阿含』 175 の仏在処は拘楼瘦の劍磨瑟曇という拘楼の都邑である。

「モノグラフ」の前号に掲載した【研究ノート 13】の【015】「DN.015 *Mahānidāna-s.* (大縁経)」においてその説時を考察し、漢訳の仏在処を採用して、「カンマーサダンマを仏在処とする経にはほとんど固有名詞を有する人物が登場せず、世尊が『比丘らよ』と話しかけられ、比丘ら一般に説かれたものが多い」としてある。その説時を釈尊がカンマーサダンマで雨安居を過ごされた釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居とその前後を説時とするとしてある。経の概要もそこで紹介した。

【047】 *MN.047 Vimamsaka-s.* (思察経 vol. I p.317、南伝 10 p.049)

『中阿含』 186 「求解経」 (大正 01 p.731 上、国訳 06 p.168)

[1] 前経と同じく *MN.047* の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であるが、『中阿含』 186 の仏在処は拘楼瘦の劍磨瑟曇という拘楼の都邑である。この経も漢訳の仏在処を採って、この説時についても【研究ノート 13】の【015】「*DN.015 Mahānidāna-s.* (大縁経)」において考察し、釈尊 63 歳＝成道 29 年の雨安居とその前後を説時とするとしてある。経の概要もそこで紹介した。

【048】 MN.048 *Kosambiya-s.* (橋賞弥経 vol. I p.320、南伝 10 p.054)

[1] この経は「モノグラフ」第 14 号 (2009 年 5 月) に掲載した【論文 19】「コーサンビーの仏教」(森章司、本澤綱夫)において、その説時を釈尊 69 歳＝成道 35 歳の雨安居後のコーサンビーに破僧が起った時としてある⁽¹⁾。ただしその時にはごく簡単にしか経の概要を記していないので、ここではもう少し丁寧に紹介しておく。

なおこの経には漢訳の対応経は存しない。

あるとき世尊はコーサンビーのゴーシタ園に住された。そのときコーサンビーでは比丘たちが論争し、争いを起していた。ときに 1 人の比丘が世尊のもとへやって来て仲裁を願い出た。世尊は比丘たちを呼び集められ、「あなたたちは身口意に慈しみのある行為をしていると思いますか」と語りかけられ、無諍、和合、一致に導く六法(慈身業、慈口業、慈意業、所得の食を具戒の同梵行者と共に食すること、三昧に導く戒、出離に導く聖見)と預流果に導く聖見の七支について説かれた。比丘らは歡喜して世尊の所説を信受した。

(1) 「モノグラフ」第 14 号 (2009 年 5 月) p.228 参照

【049】 MN.049 *Brahmanimantaṇika-s.* (梵天請経 vol. I p.326、南伝 10 p.062)
『中阿含』078「梵天請仏経」(大正 01 p.547 上、国訳 04 p.384)

[1] 今までの論の進め方とは少し異なるが、まず漢訳対応経の『中阿含』078「梵天請仏経」の概要を紹介する。

あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき梵天が、「この梵天界は常であり不変であって、これに勝る処はない」という邪見を起した。世尊は他心智でこれを知って梵天上に赴かれ、「無常を常と説き、それ以上の処があるのにこれに勝る処はないと説いている。あなたは無明にとらわれている」と批判した。そのときそこにいた魔波旬が「梵天の所説に逆らうな」といったが、これを退けられ、「私には梵天やその眷属が知見しない知見がある。自分こそは最勝・最上である」と説かれた。梵天は神通力で競おうとしたが世尊の敵ではなかった。再び魔波旬が出現して「弟子を教化するな、弟子に著するな」と感わしたが、世尊はこれも退けられた。

梵天が請じ、魔波旬が逆らい、世尊が随順して説かれたのでこの経を「梵天請仏」という。梵天および梵天の眷属は仏の所説を歡喜奉行した。

[2] MN.049 *Brahmanimantaṇika-s.* (梵天請経) についてはすでに本稿【001】MN.001 *Mūlapariyāya-s.* (根本法門経) において、釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居前よりも以降の経という結論を得ている。

この結論を得たのは、今のこの経の仏在処は舍衛国の祇樹給孤独園であるが、この経の中に過去のことを回想する形で、「あるとき私がウッカッター村 (Ukkatthā) にあるスバガ林 (Subhagavana) のサーラ樹王の下 (Sālarājamūla) にいたとき、バカ (Baka) 梵天がこれは常であり (idaṃ niccam) ……、これは生ぜず、老せず、死せず、滅せず、転生せず、これより外に勝れた出離はないという邪見を起した。私はそれを知って梵天界へ赴き、『あなたは無常なるを常と言ひ、他に勝れた出離があるのにこれより外に勝れた出離はないといっている。あなたは無明に被われている』と諫めた」とする部分があり、このウッカッターを舞台とする場面がまさしく『中阿含』078 に相当する。要するに MN.049 は『中阿含』078 の内容を回想の形で語っているわけである。

そしてこのウッカッター村の事績は釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居前と考えているから MN.049 自身の説時は「釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居前よりも以降」としたのである。

そしてまさしく『中阿含』078 は MN.049 の回想部分に相当するわけである。ただしこの経の仏在処は舍衛国の祇樹給孤独園であるからウッカッター村ではない。そういう矛盾はあるがパーリの輻輳した記述の方を信頼して、『中阿含』078 の説時は釈尊 49 歳＝成道 15 年の雨安居前としたい。

【050】 MN.050 *Māratajjaniya-s.* (魔訶責経 vol. I p.332、南伝 10 p.072)

『中阿含』 131 「降魔経」 (大正 01 p.620 中、国訳 05 p.192)

支謙訳『弊魔試目連経』 (大正 01 p.867 上)

失訳『魔虺乱経』 (大正 01 p.864 中)

[1] この経はすでに【005】 MN.005 *Anaṅgaṇa-s.* (無穢経) の説時を考察した際に、経の概要も紹介しながらその説時を、釈尊がボーディ太子からコーカナダ宮殿に招待されて、76歳=成道42年の雨安居をバツガ国のスンスマーラギラで過ごされたときという結論を得ている。その説時を推定するに至った根拠・理由については当該の節に譲り、ここでは省略する。

【051】 MN.051 *Kandaraka-s.* (カンダラカ経 vol. I p.339、南伝 10 p.085)

[1] この経の説時は「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート1】「釈尊のアンガ (*Anṅa*) 国訪問年の推定」(森章司)において、その説時は釈尊が第25回目の雨安居をアンガ国のチャンパーにおいて過ごされた釈尊59歳=成道25年の雨安居中であるという結論を得ている。そこでは経の内容を略示して全体を紹介していないので、ここにその概要を紹介しておく。

世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに (*Campāyaṃ Gaggarāya pokkharāṇiyā tīre*) 大比丘サンガと共に住された。そのとき象御者の子ペッサ (*Pessa hatthārohaputta*) と遊行者のカンダラカ (*Kandaraka paribbājaka*) の2人が世尊のもとに行き、遊行者カンダラカは比丘サンガを観察して、「希有なるかな、ゴータマによってこの比丘サンガが実に正しく導かれているのは」と褒め称え、過去の仏も未来の仏もそうなのかと質問した。世尊は「その通りである。過去においても正等覚者があって彼ら世尊たちも私のように正しく導いたし、未来においても正等覚者があって彼ら世尊たちは私のように正しく導くであろう」と答え、四念処や四種の人(自分を苦しめる人、他を苦しめる人、自他を苦しめる人、自他を苦しめない人)について教を説かれた。

彼らが去って間もなく、さらに世尊は比丘らに四種の人(裸形して自分を苦しめる者⁽¹⁾、屠羊者や盗賊のように生きものを殺して他を苦しめる者、勧請された王や大富豪の婆羅門のように苦役を課し犠牲獣を殺したりして自を苦しめ他を苦しめる者、自を苦しめずまた他を苦しめずして涅槃に達する者)を詳説された後、比丘として学すべき種々の戒、五蓋、四禪、三明(宿命智、有情生死智、漏尽智)、四諦の教を説かれた。比丘らは歡喜して世尊の教を信受した。

(1) MN.036 *Mahāsaccaka-s.* (薩遮迦大経) の註を参照

- 【052】 MN.052 *Aṭṭhakanāgara-s.* (アッタカ城人経 vol. I p.349、南伝 10 p.100)
『中阿含』 217 「八城経」 (大正 01 p.802 上、国訳 06 p.378)
安生高訳『十支居士八城人経』 (大正 01 p.916 上)
AN.011-002-017 (vol. V p.342、南伝 22 下 p.323)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.052 *Aṭṭhakanāgara-s.* (アッタカ城人経) : [釈尊は登場しない] あるときアーナンダはヴェーサーリーの竹林村 (Beluvagāma) に住していた。そのときアッタカ城 (*Aṭṭhakanāgara*) の住人のダサマ長者 (Dasama gahapati) が用あってパータリプッタ (Pāṭaliputta) へ赴いたとき、鷄林精舎 (Kukkutārāma) にいた一人の比丘を訪ねて、その比丘からアーナンダの所在を聞いてアーナンダのもとにやって来た。アーナンダは長者に四禪、四無量心、虚空無辺処、識無辺処、無所有処の教えを説いた。ダサマ長者はパータリプッタとヴェーサーリーの比丘サンガに食事を供養した後、各比丘に一衣と阿難に三衣を与え、さらにアーナンダのために 500 僧房を建立した。
『中阿含』 217 「八城経」 : [釈尊は登場しない] 世尊が般涅槃されて久しからざる時であった。そのとき多数の比丘らが波羅利子城に遊行して雞園に住していた。このとき第十居士八城が波羅利子城に来て商売し、多いに財を得たので歡喜踊躍して鷄林園を訪れた。居士は比丘らの説法を聞いた後、阿難が毘舍離の彌猴池の辺にある高樓台觀にいることを聞いて、さっそく阿難のもとへ行った。阿難は居士のために十二甘露法門 (四禪、四無量心、四無色定) を説いた。居士は阿難をはじめ毘舍離と波羅利子城の比丘らを一堂に招待して食事の供養をした。さらに食後、阿難に 500 種の物を施すと、これらを阿難は四方僧伽に施与した。居士は阿難の所説を聞いて歡喜奉行した。

安生高訳『十支居士八城人経』 : [釈尊は登場しない] あるとき諸々の上座比丘が波羅梨弗都盧城の雞園に住していた。世尊が般涅槃されてから久しからざる時であった。そのとき十支居士八城が商売によって多いに財を得たので喜んで、雞園の上座比丘のところに行って法を聞き、阿難が毘舍離の彌猴水の近くにいることを知って、阿難のところに行った。阿難は居士に十二甘露法門を説き、喜んだ居士は雞園の比丘と毘舍離の比丘を食事に招待し、房を買って阿難に施与した。阿難はこれを四方僧伽に施与した。十支居士八城は阿難の所説を歡喜し楽しんだ。

AN.011-002-017 : [釈尊は登場しない] あるときアーナンダはヴェーサーリーのベールヴァ村に住していた。そのときアッタカ城の住人のダサマ長者がある用事でパータリプッタへ行った時、鷄林精舎にいた一人の比丘を訪ねてアーナンダの所在を聞き、アーナンダのもとにやって来た。アーナンダは長者に四禪、四無量心、虚空無辺処、識無辺処、無所有処、無所有処は無常にして滅法なりとの教えを説いた。ダサマ長者はパータリプッタとヴェーサーリーの比丘サンガに食事を供養したあと、各比丘に一衣とアーナンダに三衣を与え、さらにアーナンダのために 500 僧房を建立した。

[2] 『中阿含』 217 と 『十支居士八城人経』 にはこの経が「仏が般涅槃されて久しからざる時」のものであることを記している。パーリの MN.052 と AN.011-002-017 に仏在処の記載がなく、釈尊が登場しないのもこのことを表わすのであろう。

なお上座たちが住していたというパータリプッタは「涅槃経」に記されるごとく、釈尊の在世中はまだ村落であって城を建設中であった。そして釈尊在世中にはまだ鷄林精舎 (Kukkuṭārāma) は建設されていなかったことは「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 9】「『涅槃経』の遊行ルート—特にガンガー河とガンダク河の渡河地点について—」(森章司) に指摘した通りである (p.207)

このようなことからこれらの経の説時は釈尊入滅後であることは明らかである。

【053】 MN.053 *Sekha-s.* (有学経 vol. I p.353、南伝 10 p.107)

[1] この経には対応する漢訳経はない。この仏在処は釈迦国のカピラヴァットゥのニグロダ園であって、「未だ誰も住したことの無い新築されたばかりの集会堂」が舞台である。この集会堂は、ここに入り込んだ波斯匿王の王子の毘瑠璃が「下婢の子」と蔑まれ、これを根に持った後の毘瑠璃王と釈迦族の戦争があり、釈迦族が滅亡したとの伝承が生れた発端になったところであろう。このことからその説時は釈尊 75 歳＝成道 41 年の釈尊が第 41 回目の雨安居を釈迦国のカピラヴァットゥにおいて過ごされた時との結論を得ている。経の概要も含めて詳しくは本稿の【003】 MN.003 *Dhammadāyāda-s.* (法嗣経) の項を参照されたい。

なおよく似たシチュエーションの経に SN.035-202⁽¹⁾ と『雑阿含』1176⁽²⁾ があるが、釈尊が背中の痛みによって説法を変わらせた人物がアーナンダとマハーモッガッラーナに違いがあるので、対応経とみなさなかつた。

(1) vol.IV p.182、南伝 15 p.286

(2) 大正 02 p.316 上、国訳 01 p.275

[054] MN.054 Potaliya-s. (哺多利経 vol. I p.359、南伝10 p.115)
『中阿含』203「哺利多経」(大正01 p.773上、国訳06 p.292)

[1] これらの経はすでに「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート1】「釈尊のアンガ国(Aṅga)訪問年の推定」(森章司)においてその説時を検討済みであるが、パ・漢2つの経の仏在処が異なるため、これらに対応経とする視点に欠けていた。よって改めて検討する。

これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.054 Potaliya-s. (哺多利経) : 世尊はアングッタラーパ(Aṅguttarāpa)のアーパナという町(Āpana nigama)に住された。早朝、世尊は町で乞食して食後に昼住のためある叢林に赴いて一樹下に坐された。ときに**ポータリヤ居士(Potaliya gahapati)**が世尊のもとにやって来たので、世尊は「居士よ、ここに坐りなさい」と再三にわたって促した。彼は「沙門ゴータマよ、私を『居士』と呼ぶのは相応しくない。すでに子どもに家督を譲り、俗事を離れている」と答えた。そこで世尊は本当の意味の俗事の断絶に導く八法(①不殺生、②不偷盗、③不妄語、④不両舌、⑤不貪欲、⑥不毀恚、⑦不忿惱、⑧不過慢)と、欲についての7つの喩え(骨の喩、肉片の喩、松明の喩、炭火坑の喩、夢の喩、借用物の喩、樹果の喩)を説かれた。この教えを聞いた居士は仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となった。

『中阿含』203「哺利多経」 : あるとき世尊は那難大の波和利捺園中に住された。そのとき**哺利多**という居士が白い着物を着、白い頭巾を被り、杖と傘を携え、世俗の履物を履いて、園より園、林より林へと遊行していたが、世尊のもとにやって来て、杖をたてて世尊の前に立ちはだかった。世尊は「居士よ、坐ったらどうか」と声をかけられた。彼は「どうして『居士よ』と呼び掛けるのか」と糾した。世尊は「外観が居士らしいのでそのように呼び掛けたのだ」と答えられた。彼は財物を子どもに譲り、俗を離れ、俗事を捨てたので居士でないと主張した。世尊は「標識が居士のごときであるからそう言ったのだ」とされ、本当の意味で俗を離れる八支断俗事(離殺生、離不与取、離邪淫、離妄語、離貪着、離害恚、離憎嫉惱、離増上慢)を説かれた。彼はこの教えを聞いて三宝に帰依する優婆塞となった。哺利多居士および諸々の比丘らは仏の所説を聞いて歓喜奉行した。

[2] このようにパ・漢2つの経の内容は明らかに共通しているが、パーリは仏在処をアングッタラーパのアーパナという町とするのに対し漢訳は那難大の波和利捺園とする。漢訳語としての那難大の波和利捺園という地名はここだけにしか見いだされないが、波和利捺園はパーヴァーリカのアンバ園(Pāvārikamabavana)であろう。それならここはナーランダー(Nālandā)の近くにあり、那難大はこのナーランダーの音写語であろう。

登場人物はポータリヤ居士=哺利多居士である。

[3] これらの経の説時を検討する。

[3-1] まずポータリヤ居士=哺利多居士という人物がその推定の材料になるかも知れない。

この人物が登場する経には他に次の1経がある。

AN.004-010-100 (vol. II p.100、南伝 18 p.174) : [仏在処不記載] あるとき**遊行者ポータリヤ (Potaliya paribbājaka)** が世尊のところに行ってそのそばに坐った。世尊はポータリヤに次のように語りかけられた。「世の中には4つの種類の人がある。1番目は、譏られるべき事柄を時に応じて説くけれども、褒められるべき事柄を時に応じて説かない人である。2番目は、褒められるべき事柄を時に応じて説くけれども、譏られるべき事柄を時に応じて説かない人である。3番目は、譏られるべきことを時に応じて説かず、褒められるべき事柄も時に応じて説かない人である。4番目は、譏られるべき事柄を時に応じて説き、褒められるべき事柄も時に応じて説く人である。あなたはどれを好み、どれをよいと思うか」と。

そこでポータリヤは「3番目です。なぜならその人は無関心 (upekkhā) だからです」と答えた。これに対して世尊は「4番目です。なぜならその人は場合場合に時を知っている (tattha tattha kālaññutā) からです」と説かれた。

ポータリヤは暗闇に灯火を掲げるように法はよく説かれたと言ひ、三宝に帰依して優婆塞になった。

このようにこの経には仏在処は記されていない。テキストにおいてこの経の前に配置されている仏在処の記載がある経は AN.004-007-080 であって、その仏在処はコーサンビーのゴーシタ園である。しかしこの経とはかなり隔たった位置にありはたしてこれを採用してよいかは疑問である。

[3-2] 次に漢訳のいう仏在処のパーヴァーリカのアンバ園 (Pāvārikamabavana) を検討する。

この処を仏在処とする経にはかなりたくさんあり、これについてはすでに【研究ノート13】の【011】DN.011 *Kevaṭṭa-s.* (堅固経) において検討している。これによれば、この処を仏在処とする経は3つのグループに分けられる。第1のグループは『涅槃経』に関連するグループであり、第2のグループはニガンタ・ナータプッタに言及するグループであり、第3のグループはそれ以外のグループである。

そしていま考察している経は『涅槃経』にも関連せず、ニガンタ・ナータプッタにも言及していないので、明らかに第3グループに属する。そしてこれらのグループはアーナンダが登場しないことなども勘案して**釈尊51歳=成道17年の雨安居後**ということにしてある。

[3-3] 上記のように、登場人物のポータリヤ居士からも、ナーランダーのパーヴァーリカのアンバ園からも有力な情報が得られない。とすると残すは MN.054 のいう仏在処であるアングッターパのアーパナという町という情報である。

そしてアングッターパのアーパナという町を仏在処とする経については、「モノグラフ」第19号(2014年9月)に掲載した【研究ノート1】「釈尊のアンガ (Aṅga) 国訪問年の推定」(森章司) において考察済みであり、**釈尊52歳=成道18年の釈尊がアンガ国のチャンパーにおいて雨安居される前に、アングッターパのアーパナにおいてケーニヤ螺髻梵志を教化したときのことであった**という結論を得ている。

『中阿含』203 は仏在処を那難大の波和利**捺**園中とするのであるが、これはアングッタラーパのアーパナの誤伝と解釈して、『中阿含』203 の説時も**釈尊52歳＝成道18年の雨安居前**ということにしておきたい。ついでに AN.004-010-100 もポータリヤつながりと同様とする。

【055】 MN.055 *Jivaka-s.* (ジーヴァカ経 vol. I p.368、南伝 10 p.131)

[1] この経は王舎城のジーヴァカ・コーマーラバッチャのアンバ園 (*Jivakassa Komārabhaccassa ambavana*) を仏在処とし、まだ釈尊の教えの優婆塞になっていないジーヴァカを主な登場人物とする経であるから、「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 2】「ジーヴァカ (*Jivaka*) の諸事績年代の推定」(森章司)において経の概要も紹介しながら、釈尊 46 歳＝成道 12 年ころの経という結論を得ている。対応する漢訳経典はない。

【056】 MN.056 *Upāli-s.* (優波離経 vol. I p.371、南伝 10 p.136)

『中阿含』 133 「優婆離経」 (大正 01 p.628 上、国訳 05 p.215)

[1] この経はナーランダールのパーヴァーリカのアンバ園 (Nālandāyaṃ viharati Pāvārikambavane) = 那難陀の波婆離の柵林を仏在処とし、ウパーリというニガンタ・ナータプッタの信奉者が釈尊の信者になったということを知り、ナータプッタが熱血を吐いて死去したということの内容とする。

これについては「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 6】「ニガンタ・ナータプッタ (*Nigaṇṭha Nātaputta*) 死亡年の推定」(森章司)において経の概要も紹介しながら、釈尊 75 歳 = 成道 41 年の雨安居中という結論を得ている。なおこの経の仏在処はナーランダールのパーヴァーリカのアンバ園ということになっているが、この「研究ノート」では釈尊が釈迦国におられた時にチュンダ沙弥が、ナータプッタがパーヴァーで死にニガンタ派の徒が 2 派に分裂して争っていることを知らせたとする DN.029 *Pāsādika-s.* (清浄経) (1)、『長阿含』 017 「清浄経」 (2)、MN.104 *Sāmagāma-s.* (舎弥村経) (3)、『中阿含』 196 「周那経」 (4)、施護訳『息諍因縁経』 (5) の記事を採用している。

(1) vol. III p.117

(2) 大正 01 p.072 下

(3) vol. II p.243

(4) 大正 01 p.752 下

(5) 大正 01 p.904 中

【057】 MN.057 *Kukkuravatika-s.* (狗行者経 vol. I p.387、南伝 10 p.162)

[1] この経はコーリヤ国のハリッダヴァサナ (*Haliddavasana*) と名づけるコーリヤ族たちの町 (*nigama*) を仏在処とし、コーリヤ族の子であるブンナという牛行者 (*govatika*) とセーニヤ (*Seniya*) という裸形の狗行者を主な登場人物とする。この説時は「モノグラフ」第 19 号 (2014 年 9 月) に掲載した【研究ノート 4】「4 人のブンナとそれぞれの事績年代の推定」(森章司)においてその説時は釈尊 48 歳＝成道 14 年の雨安居明けであるという結論を得ている⁽¹⁾。

この経にも対応する漢訳経典はない。

- (1) ここでは成道後初めての帰郷を「釈尊 46 歳＝成道 12 年とする」という単純なミスを犯している。ここにこれを上記のように訂正する。

【058】 MN.058 *Abhayarājakumāra-s.* (無畏王子経 vol. I p.392、南伝 10 p.169)

[1] この経は仏在処を王舎城の迦蘭陀竹園とし、訪問してきたアバヤ王子 (*Abhaya rājakumāra*) に対してニガンタ・ナータプッタが、釈尊がデーヴァダッタが地獄に墮ちると記別したことを話題とするという内容である。この説時についてはすでに【研究ノート 6】 p.146~7 において、釈尊が阿闍世王に対して DN.002 「沙門果経」を説いた釈尊 74 歳 = 成道 40 年の雨安居後という結論を得ている。

[059] MN.059 *Bahavedaniya-s.* (多受経 vol. I p.396、南伝 10 p.177)
SN.036-019 (vol.IV p.223、南伝 15 p.345)

[1] この経は大工のパンチャカンガ (*Pañcakaṅga thapati*) = 五支物主という登場人物に関連して、すでに「モノグラフ」前号に掲載した【研究ノート13】の【009】DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) においてふれてあるが、説時については本節において検討するとして保留してあった。

経の概要もその個所で紹介してあるが、ここに再録する。

MN.059 *Bahavedaniya-s.* (多受経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき大工のパンチャカンガ (*Pañcakaṅga thapati*) が尊者ウダーイン (*āyasmant Udāyin*) のもとにやって来て、「世尊はいくつの受を説いているか」と尋ねた。ウダーインが「楽受と苦受と不苦不楽受の3つである」と答えると、彼は「いや楽受と苦受の2つである」と反論したので争いとなった。

これを聞いていたアーナンダが世尊のもとを訪ねて報告した。世尊は、「2人は方便による説に満足しないから争うのです。私は方便によって2受も3受も5受も6受も18受も36受も108受も説いています。眼・耳・鼻・舌・身によって生じる楽は欲楽です。しかし四禪、四無色定によって生じる楽はそれよりも勝れた楽です。外道が『沙門ゴータマは想受滅を説き、それを楽というがそれはどうか』というかもしれないが、『世尊は受に関してのみ楽を説くのではない。それぞれのところで得られる楽を楽として説くのである (*yattha yattha sukhaṃ upalabbhati yaññiṃ yaññiṃ tan taṃ sukhasmiṃ paññāpeti*) 』と答えなさい」と説かれた。アーナンダは世尊の教えを歓喜して信受した。

SN.036-019 (vol.IV p.223、南伝 15 p.345) : [仏在処不記載。仏在処が記される直近の前経はSN.036-008でヴェーサーリーの大林重閣講堂] 内容は部分的に省略されているところがあるがMN.059 *Bahavedaniya-s.* (多受経) と同じ。

[2] この経の仏在処について、MN.059は舎衛城の祇樹給孤独園とする。これに対応するSN.036-019には仏在処が記されずに省略されている。省略されている仏在処を復元するとすれば直前の経の仏在処であろうが、この経の場合はかなり遡らないと仏在処の記入がある経まで行きつかない。そしてそれがSN.036-008であるが、この仏在処はヴェーサーリーの大林重閣講堂である。しかしこの2つは全く同じ内容であるから仏在処についてのみ両様の伝承があったとは考えられない。したがってこの経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園と理解する。

またこの経の登場人物は、大工のパンチャカンガとウダーインとアーナンダの3人である。

[3] 以下に3人の登場人物を検討する。

[3-1] まずはウダーインである。しかしこのウダーインはなかなか難しい人物である。というのは原始仏教聖典には単にウダーインと称される人物と、その他にカールダーイン

(Kāḷudāyin) とラールダーイン (Lāḷudāyin) と称される人物が登場し、実はこの3人がパーリ聖典自身において混同されている傾向があり、これに漢訳聖典を加えるとさらに混乱する。また註釈書においてはマハーウダーイン (Mahā-udāyin) なる人物の名もあげられる。

このようにこれらの人物とその事績を整理するためには別の論考が必要があり、ここではその暇がないので、とりあえずここではこの人物のことはパスする形にして進めたい。

[3-2] もう1人の登場人物はアーナンダである。しかしほぼ出づっぱりという形のアーナンダは説時の特定にはほとんど役に立たない。強いていえばこれらの経はアーナンダが秘書室長になった釈尊54歳＝成道20年の雨安居後以降の経であることを推定させるのみである。

[3-3] 最後の登場人物は大工のパンチャカンガである。この人物が登場する他の経はパ・漢併せて以下の4経である。これもすでに【研究ノート13】の【009】DN.009 *Paṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) において紹介済みであるが説時推定の作業を行うために再録する。

MN.078 *Samaṇamaṇḍikā-s.* (沙門文祁子経 vol. II p.022、南伝11上 p.027、『片山・中部』4 p.101) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのときサマナマンディカーの子である遊行者ウッガーハマーナ (Uggāhamāna paribbājaka Samaṇamaṇḍikā-putta) が300人の仲間と共にマッリカー園のティンドウカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂に (samayappavādake tindukācīre ekasālake Mallikāya ārāme) いた。早朝 (divādivasa)、大工のパンチャカンガ (Pañcakaṅga thapati) が世尊のもとを訪れようとしたが、今は宴坐 (paṭisallāna) されているであろうからと考えてマッリカー園に行った。

ウッガーハマーナらは王論や兵論などの無益な論議をしていたが、パンチャカンガを見て、「静寂を好むゴータマの白衣弟子が来たので静かにしよう」と沈黙した。このときウッガーハマーナが「四法 (身に悪業をなさず、口に悪業をなさず、悪念を懐かず、悪命に生きず) を成就する者が最勝の沙門である」と説いた。

しかしパンチャカンガは満足せず、世尊のもとを訪れてこれを告げた。世尊は「ウッガーハマーナの所説は寝たきりの赤ん坊が身に悪業をなせず、口に悪業をなせず、悪念も懐けず、悪命に生きないようなもので、私はそのような説はとらない。不善戒と善戒と不善念と善念にはそれ自身の生と集と滅と滅に至る行道がある。十法を成就する者 (無学の正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、正智、正解脱)こそが最勝の沙門である」と説かれた。パンチャカンガは世尊の所説を歓喜して信受した。

『中阿含』179「五支物主経」(大正01 p.720上、国訳06 p.137) : あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき五支物主が平日に供養するために舍衛城を出て世尊のもとを訪れようとしたが宴坐中であることを知って、巾頭阿梨の一娑邏末利異学園へ行った。そこには異学沙門の文祁子と500人の弟子がおり、声高々に王論・賊論などの畜生論を説いていたが、「默然を好む瞿曇の在家弟子が来たので静かにしよう」と沈黙した。このとき文祁子は五支物主に「身に悪業をなさず、口に悪言せず、邪命を行ぜず、悪念を念じなければ、無上士にして第一義を得た質直な沙

門である」と説いた。

五支物主は納得せず、「世尊に聞いてから」と言って世尊のもとを訪れた。世尊は「赤ん坊はただ身を動かすのみで身想なく、泣くだけで口想もなく、唸るだけで命想もなく、母乳を念ずるだけで念想もないように、文祁子の所説も赤ん坊のようなものである。不善戒（不善身行、不善口意行）と善戒（善身業、善口意業）と不善念（欲、恚、害）と善念（無欲、無恚、無害）が何より生じ、何処に滅し、どのように滅に至るかを知るべきである」と説かれた。五支物主と諸比丘は歡喜奉行した。

MN.127 *Anuruddha-s.* (阿那律經 vol.III p.144、南伝 11 下 p.179、『片山・中部』6 p.056) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき**パンチャカンガ**という大工は尊者**アヌルツダ** (*Anuruddha*) のもとに、「翌日 4 人の食事を招待したい。しかし王の用事があるので早めに来てほしい」と使者を遣わした。翌朝、アヌルツダは彼の家を訪れた。パンチャカンガは食事の世話をした後、「無量心解脱 (*appamānā cetovimutti*) と大心解脱 (*mahaggatā cetovimutti*) は違いがあるか。あるならばどのような違いがあるか」と質問した。アヌルツダは「違いがある。無量心解脱とは四無量心（慈、悲、喜、捨）とともに無怨と無瞋の心ですべての世界を満たし尽すことである。大心解脱とは一樹下とか一村とか一国とか限定して大なりとすることである。また死後、少光天と無量光天と雑染光天と遍浄光天に生ずることである」と答えた。そのとき尊者**サビヤ・カッチャーナ** (*Sabhiya-Kaccāna*) が「生天した者に清浄と雑染の差異があるのはどうしてか」と質問した。アヌルツダは「灯火に差異があるように、天にも身の匱重があるからである」と答えた。

このように説かれてサビヤ・カッチャーナは、大工パンチャカンガに向って「あなたには利得がえられました。あなたはその疑惑を断ち、われわれもまたこの法門を聞くことができました」と言った。

『中阿含』079「有勝天経」（大正 01 p.549 中、国訳 04 p.390）：あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき**仙余財主**が一人の使用人に「まず世尊のもとに挨拶し、次に**阿那律陀**のところへ行って、『明日、4 人とともに食事に招待したい』と伝えなさい」と命じた。使用人が阿那律陀にこの用件を伝えたとき、すぐ近くに尊者**真迦旃延**がいたので一緒に行くと答えた。

翌朝、阿那律陀は 4 人と共に仙余財主の家に行き、仙余財主は阿那律陀に、「ある沙門梵志は『大心解脱を修すべし』と言ひ、また別の沙門梵志は『無量心解脱を修すべし』と言うがこれは同じなのだろうか」と質問した。阿那律陀は「大心解脱は一樹一林乃至一国に依り修行する者が得る解脱で、無量心解脱は四無量心を成就する者が得る解脱である」と答えた。また真迦旃延が生天の差別について質問すると、阿那律陀は「修行の程度により差別がある」と答えた。仙余財主および諸々の比丘らは阿那律陀の所説を聞いて歡喜奉行した。

これらの経の仏在処も舎衛城の祇樹給孤独園である。したがって大工のパンチャカンガの住所は舎衛城にあったのであろう。なお MN.127 *Anuruddha-s.* (阿那律經) に

は「[釈尊は登場しない]」が、形の上では登場しないというだけのことと考えるべきであろう。

なお MN.078 と『中阿含』179 にはマッリカー園のティンドウカ樹に囲まれた教義論究所であるエーカサーラカ堂＝巾頭阿梨の一娑邏末利異学園に言及される。この園は先述の DN.009 *Poṭṭhapāda-s.* (布吒婆楼経) の説時の考察においてパセーナディ王の妃であったマッリカーの園であろうとし、「われわれは波斯匿王が16歳のマッリカーを後宮に入れたのは釈尊53歳＝成道19年ころのことと考えているから、マッリカー園を舞台とする経の説時は釈尊53歳＝成道19年以降ということになる」としておいた。

[3-4] ところで大工のパンチャカンガが登場する経は、本節の主題とする2つの経を含めて、パ・漢を通算すると合計6つの経があるわけであるが、この人物が釈尊の生涯中に何度も舞台上がるということはいえなからう。とするならばこの6つの経はほぼ同じころを説時とするものと考えてよからう。

そうするとこの人物に関連して MN.127＝『中阿含』079 に登場するサビヤ・カッチャーナ (Sabhiya-Kaccāna) も調査しておく必要があるであろう。この人物が登場する他の経には次のようなものがある。

SN.044-011 (vol.IV p.401、南伝16上 p.134) : [釈尊は登場しない] あるとき尊者 (āyasmant) (1) サビヤ・カッチャーナはニャーティカのレンガ堂 (Ñātika Giṇṇakāvasatha) に住していた。そのとき ヴァッチャゴッタ という遊行者 (Vacchagotta paribbājaka) がカッチャーナのもとへやって来て「如来は死後に存在するか」と質問した。カッチャーナは「世尊はそれらの問いには答えることをされなかった。因も縁もすべてが滅するとすれば説示すべきであろうか」と答えた。このときヴァッチャゴッタが彼の出家年数を尋ねると、彼は「久しくない、3年です (na ciram tīni vassāni)」と答えた。ヴァッチャゴッタは「この間にこの智慧があるのは大したものだ」と感心した。

『雑阿含』959 (大正02 p.244下、国訳03 p.476) : あるとき世尊は 王舎城の迦蘭陀竹園 に住された。そのとき 筏蹉種の出家者 が世尊のところへやってきて、世尊と問答し、摩訶目犍連 も世尊も同じ義、同じ味を説く、大師と弟子が同じことを説くと感嘆した。

そのとき筏蹉種の出家者は 那梨聚落 に行った帰りに尊者 説陀迦旃延 のところに寄った。そして「なぜ如来の死後の有無を記説しないのか」と尋ねた。迦旃延は「因と縁があれば説くが、因と縁がなければ説かない」と答えた。筏蹉種の出家者は迦旃延に「あなたは瞿曇の弟子になってから久しいのか」と尋ねた。迦旃延は「3年を少し過ぎたところだ」と答えた。筏蹉種の出家者は迦旃延の所説を歓喜して去った。

『別訳雑阿含』193 (大正02 p.444上) : [釈尊は登場しない] あるとき尊者 僧提迦旃延 が 那提城の群寔迦所住之處 に居た。そのとき 犢子梵志 が迦旃延のもとへやって来て、「どうして世尊は死後の世界についての質問には答えることをしないのか」と尋ねた。迦旃延が「因縁がなければこれを説くべきでない」と答えると、犢子梵志は歓喜して、「仏弟子になって久しいのか」と尋ねた。迦旃延は「3年を過ぎたばかりだ」と答えると、犢子梵志は彼の智慧弁才に感心し、歓喜して立ち去った。

『雑阿含』960 (大正 02 p.245 上、国訳 03 p.477) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき筏蹉種の出家者が世尊のところにやってきて、「なぜ如来の死後の有無を記説しないのか」と尋ねた。世尊は上に説陀迦旃延が説いたと同じように (2) 答えられた。そこで彼は「師と弟子が全く同じである」と讚歎して去った。

『別訳雑阿含』194 (大正 02 p.444 中) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき犢子梵志が世尊のもとを訪れて死後について質問したが、世尊はこれには答えず諸行が因縁によって生じることを説かれた。彼は「かつて那提城の群寔迦所住之處で僧提迦旃延が答えた答えと同じである。それは希有なることだ」と語り、世尊の所説を歡喜して去った。

これらの経は相関連することは内容からして明白である。そして仏在処の記載がなく、釈尊も登場しない経もあるが、これらが一連の経であることを考えれば、釈尊は王舎城の迦蘭陀竹園におられ、サビヤ・カッチャーナ＝説陀迦旃延＝僧提迦旃延はニヤーティカのレンガ堂＝那梨聚落＝那提城の群寔迦所住之處にいたのであろう。またこのときサビヤ・カッチャーナは比丘となって3年余りしかたっていないとされている。

- (1) ここに紹介する3つの対応経は等しくサビヤ・カッチャーナに「尊者」という敬称をつけている。しかしサビヤ自身は仏弟子になってからまだ3年と言っている。厳密に言えば尊者という敬称は具足戒を受けてから10年以上たった上座に付せられるべき言葉であろうが、一般には比丘の単なる敬称としても用いられたのであろう。
- (2) 「上に説陀迦旃延が説いたと同じように」というのは、先に紹介した前経の『雑阿含』959をさす。

[4] 残念ながらこれらの情報を総動員しても、これらの経の説時を特定することは困難である。しかしながら気づかされることがいくつかある。

1つは、大工のパンチャカンガが登場する MN.059＝SN.036-019、MN.078＝『中阿含』179、MN.127＝『中阿含』079の説時は同じ時期で、これらの経の仏在処はすべて舎衛国の祇樹給孤独園ということである。そしてこのうちの MN.059＝SN.036-019にはアーナンダが登場するからこれらの経は少なくともアーナンダが秘書室長に任命された釈尊54歳＝成道20年の雨安居の後以降であるということが推測される。

第2には、このうちの MN.127＝『中阿含』079にはサビヤ・カッチャーナなる比丘が登場する。この人物が登場する SN.044-011＝『雑阿含』959＝『別訳雑阿含』193と『雑阿含』960＝『別訳雑阿含』194に記される情報を合わせると、この人物はアヌルダの弟分で、比丘となってからまだ3年くらいしかたっていないころにはヴェーサーリーの近くのニヤーティカに住んでいたであろうということである。サビヤ・カッチャーナなる比丘の消息はこれ以上には知られないが、若くして人びとを心服させるような力を持っていたのであろう。これが釈尊の時系列とどのように結びつくかが問題であるが、特段の根拠はないけれども印象としては釈尊の晩年ではなく比較的若い時のように感じられる。

はなはだ心もとない理由ではあるが、先に掲げた MN.059などの仏在処を舎衛城の祇樹給孤独園とし、大工のパンチャカンガが登場する経は、アーナンダが秘書室長になって以降に

もっとも近い釈尊が舎衛城で雨安居を過ごされた時と考えられないであろうか。そうするとそれは釈尊 61 歳＝成道 27 年の雨安居中ということになる。雨安居中としたのはその時期がもっとも在家信者の訪問を受けやすい次期であるからである。これは釈尊が比丘尼たちが新参比丘の礼拝について要請するのを契機として、比丘尼の出家具足戒法を制定して比丘尼サンガが成立した年である。

なおサビヤ・カッチャーナが主人公の SN.044-011＝『雑阿含』959＝『別訳雑阿含』193 は、サビヤが出家してから3年しか経っていないとしているのであるから釈尊 61 歳＝成道 27 年の雨安居中よりも以前であると考えられるが、これらの経の説時はもう1人の登場人物である遊行者のヴァッチャゴッタについて検討する【071】MN.071 *Tevijja-vacchagotta-s.* (婆蹉衢多三明経) に譲る。

【060】 *MN.060 Aṇṇaka-s.* (無戯論経 vol. I p.400、南伝 10 p.183)

[1] 本経の説時は本稿【041】において経の概要も紹介して、この経がコーサラ国のサーラーというコーサラの婆羅門村 (*Sālā nāma Kosalānaṃ brāhmaṇagāma*) を仏在処とすることから、釈尊 53 歳 = 成道 19 年の雨安居後の *MN.041 Sāleyyaka-s.* (薩羅村婆羅門経) の同時経という結論を得ている。

- 【061】 MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅菴婆藥林經 vol. I p.414, 南伝 10 p.204)
 『中阿含』 014 「羅云経」 (大正 01 p.436 上、国訳 04 p.054)
 『根本有部律』 「波逸底迦法 001」 = 波逸提法 「小妄語戒」 (大正 23 p.760 中、国訳 20 p.170)

[1] この経の概要は次のとおりである。この経の主人公はラーフラであるが、後の考察のためにラーフラがどのような敬称で呼ばれているかを注意して記す。

MN.061 *Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅菴婆藥林經) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者ラーフラ (āyasmant Rāhula) ⁽¹⁾ はアンバラッティカー (Ambalaṭṭhikā) におり、世尊は夕方、彼のもとを訪ねられた。ラーフラは世尊が来られるのを見て座と足を洗う水を用意した。世尊は洗足された後、ごくわずかな水を水盤に留められて「故意に妄語して恥じない者の沙門性 (sāmañña) はこの水のように少ない」と語られ、その水を捨てて「彼らの沙門性は捨てられている」、水盤を覆して「彼らの沙門性は覆されている」、水盤を起こして「彼らの沙門性は空無である (rittam tuccam)」と語られ、さらに王象の喩と鏡の喩を用いて、「身と口と意の業を浄化すべし」と説かれた。サーフラは歓喜して世尊の所説を信受した。

『中阿含』 014 「羅云経」 : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者羅云も王舎城の温泉林におり、世尊は羅云のもとを訪ねられた。羅云は水を汲んで世尊の足を洗った。世尊は水器の水を捨てて少しだけ残しておき、「妄語して恥じない者の道は少ない」と語られ、その水を捨てて「彼の道は棄てられた」、水器を地に覆して「彼の道は覆した」、水器を起こして仰向けにし「彼の道は仰向けにされた」と語られた。さらに王象・鏡の喩えをもって「身・口・意業の浄・不浄等を観て、取るべきは取り捨てるべきは捨てなければならない」と説かれた。羅云と比丘らは仏の所説を歓喜奉行した。

『根本有部律』 「波逸底迦法 001」 : そのとき世尊は王舎城の羯蘭鐸迦池竹林園に住された。具寿羅怛羅は城の側の温泉林に住していた。そのとき多くの敬信の婆羅門や居士たちがやってきては、「世尊はどこにおられるのか」と尋ねるので、世尊が竹林中におられるときには鷲峯山におられると答え、鷲峯山におられる時には竹林中におられると答え、畢鉢羅窟におられる時には西尼迦窟におられると答え、西尼迦窟におられる時には畢鉢羅窟におられると答えた。人びとは仏に会いたいと思うのに仏に会うことができなかったので、なぜ故意に嘘をつくのかと非難した。

比丘らはこれを世尊に告げた。世尊は乞食のため王舎城に入られたのち温泉精舎に赴かれた。羅怛羅は座と洗足水を用意した。世尊は足を洗い終わると少しばかりを残して大部分の水を捨て、「このように故意に妄語し慚恥することがなければ沙門の法を乏少したという」と語られ、すべてを捨てて「沙門の法を棄尽した」、器を傾倒して「沙門の法を傾倒した」、器を復して地に置き「沙門の法を傾覆した」と語られた。

さらに世尊は酔象王の譬喩と明鏡の譬喩をもって、「妄念を捨てて善心を起こし、身口意の三業をよく観察して清浄ならしめなければならない」と説かれた。羅怛羅は世尊の所説を歡喜奉行した。しかしこの時はまだ、波逸底迦法第1の「故妄語学処」を制定されなかった⁽²⁾。

(1) 註釈書 (*Papañcasūdanī* vol. III p. 125-6) は、「ラーフラは7歳の時に世尊に跡目を与えることを要求した。」としている。片山・中部3 p. 422

(2) 対応する他の「律藏」の波逸提第1条の「小妄語戒」にはラーフラの因縁譚は含まれていない。『パーリ律』vol.4 p.001 (南伝02 p.001)、『四分律』大正22 p.634上、『五分律』大正22 p.037中、『十誦律』大正23 p.063中、『僧祇律』大正22 p.324下

[2] この経の仏在処は王舎城の迦蘭陀竹園であり、各経は共通する。

しかしラーフラがいたところについてはMN.061はアンバラッティカーとし、『中阿含』014と『根本有部律』は王舎城の温泉林とする。

アンバラッティカーはDN.001 *Brahmajāla-s.* (梵網経)の舞台となったところであり、DN.016 *Mahāparinibbāna-s.*において釈尊が靈鷲山で不退法を説かれた後、最後の遊行に出発されて最初に訪問されたところで、この後に釈尊はナーランダールに向かわれた。すなわち王舎城とナーランダールの中間にあったことになり、ここには国王の休憩堂があったとされる。

一方の温泉林は、現在も旧王舎城の北の城門を出たすぐの竹林精舎址よりも城門に近いところに温泉があり、この近くの林をいうのであろう。何れにせよ、これらはラーフラのいたところである。

なおいうまでもなくラーフラは釈尊の一子であり、AN.001-014-002⁽¹⁾においては「学(処)を好む者の第1 (*aggam sikkhākāmānam*)」、『増一阿含』005-006⁽²⁾においては「禁戒を毀たずして誦読して懈たらざる者の第1」、『増一阿含』017-001⁽³⁾においては「禁戒を能持する第1弟子」、法賢訳『阿羅漢具徳経』⁽⁴⁾においては「戒律を善持して清浄無欠なる者の第1」とされ、この経がこの根底にあるのかもしれない。

次の経にもこの趣旨が盛り込まれている。

『雑阿含』447 (大正02 p.115上、国訳02 p.048) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき釈尊は比丘らに「衆生は常に界とともにあり、界と和合する。いわゆる不善心のときには不善の界が伴い、善心のときには善の界が伴うように、傾向を同じくする者が和合しあう。尊者憍陳如是上座多聞にして久しく梵行を修する者、尊者大迦葉は少欲知足にして頭陀を行ずる者、尊者舍利弗は大智弁才のある者、尊者大目犍連は神通大力のある者、尊者阿那律陀は天眼明徹する者、尊者二十億耳は勇猛精進にして専勤の者、尊者陀驪は大衆の為に供具を修せる者、尊者優波離は律行に通達せる者、尊者富楼那是弁才あって善く説法する者、尊者迦旃延は諸経を分別し善く法相を説く者、尊者阿難は多聞総持の者、尊者羅睺羅は善く律行を持つ者、提婆達多是悪行を習う者である。このように衆生は界と和合しあう。それ故によく界を分別すべきである」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』049-003 (大正02 p.795中) : あるとき世尊は舎衛国祇樹給孤獨園に住された。そのとき次のように説かれた。「舍利弗のグループは皆智慧之士、目連の

グループは皆是神足之士、迦葉のグループは皆是十一頭陀行法之人、阿那律のグループは皆天眼第一、離越のグループは皆是入定之士、迦旃延のグループは皆是分別義理之人、滿願子のグループは皆是説法之人、優波離のグループは皆是持禁律之人、須菩提のグループは皆是解空第一、羅云のグループは皆是戒具足士、阿難のグループは皆是多聞第一所受不忘、提婆達兜のグループは爲惡之首無有善本」と (5)。

(1) vol. I p.024

(2) 大正 02 p.558

(3) 大正 02 p.582 下

(4) 大正 02 p.831 下

(5) 次の経はラーフラが登場しないが同じ趣旨の経である。

SN. 014-015 (vol. II p.155) : 釈尊は王舎城の耆闍崛山に住された。その時釈尊はサーリプッタのグループを大慧の者 (mahāpañña)、マハーモッガッラーナのグループを大神通の者 (mahiddhika)、マハーカッサパのグループを頭陀説の者 (dhutavāda)、アヌルッダのグループを天眼者 (dibbacakkhuka)、ブンナのグループを説法者 (dhammakathika)、ウパーリのグループを持律者 (vinayadhara)、アーナンダのグループを多聞 (bahussuta)、デーヴァダッタのグループを有罪者 (pāpiccha) として、それぞれ類が和合すると説かれた。

[3] この経には経名の中にラーフラの名が盛り込まれているので、何らかの形でラーフラの名が「経名」につけられている経を調査してみる。

[3-1] 以下がその経とその概要である。『雑阿含』『増一阿含』には経名が付されていないが、パーリに付されているこれら対応経も含める。なおこれらには「無常」や「無我」が説かれるという共通の内容を有しているなのでその部分に下線を施した。

MN.062 Mahārāhulovāda-s. (教誡羅睺羅大経 vol. I p.420、南伝 10 p.214、『片山・中部』3 p.208) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき早朝に、世尊は尊者ラーフラを従えて舎衛城内で乞食しながら振り向いてラーフラに、「過去・未来・現在の色、内、外、麤、細、卑、貴、遠、近における一切の色は、『それは私のものでなく (n' etam mama)、それは私ではなく (n' eso 'ham asmi)、それは私のアートマンではない (na meso attā)』とあるがままに見られるべきである」と教誡された。ラーフラが「色だけなのか」と質問すると、世尊は「受も想も行も識もである」と答えられた。

このときラーフラは‘世尊に面前で教誡を受けて、誰か村へ行乞に入る者があるだろうか’と考えて、祇樹給孤独園へ戻って一樹下で結跏趺坐した。そこへサーリプッタが訪れて、「入出息念を修行すれば大果がある」と説いた。夕方、ラーフラは世尊のもとを訪ねて、「どのように入出息念を修行すれば大果がありますか」と質問した。世尊は「地界、水界、火界、風界、空界はそれは私のものでなく、それは私ではなく、それは私のアートマンではないとあるがままに正慧で見、厭離して各界より心を離れさせる。このように修行すれば喜や不喜の触が心をとらえることがなくなる。そして慈・悲・喜・捨、不浄観、無常想、入出息念を修行すべきである」と説かれた。ラーフラは歓喜して世尊の所説を信受した。

『増一阿含』017-001 (大正 02 p.581 下、国訳 08 p.124) : あるとき世尊は舎衛城

の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は羅雲をともなって城内を乞食しながら、ふり返って羅雲に「色は無常であると観じなさい」と、また「受、想、行、識はみな悉く無常である」と語り掛けられた。このとき羅雲は「どのような因縁があって世尊は乞食中に私を教誡されるのであろうか。今は乞食している時ではない」と考え、戻って1樹下に坐して無常を念じた。

世尊は乞食から還って羅雲のところに行き、安般の法、不浄想、慈心、悲心、喜心、護心を行じなさいと教誡されてのち静室に還られた。

このとき尊者羅雲は「どのように安般すれば愁憂を除去することができるのだろうか」と考えて世尊のところへ行って教えを受けた。

教えを受けて羅雲は1樹下で禅定に入り阿羅漢を成じた。世尊は「諸々の阿羅漢を得たもので羅雲と等しいものはない。我が弟子中の禁戒を持する者の第1である」と褒められた。諸々の比丘たちは仏の所説を聞いて歡喜奉行した。

MN.147 *Cūḷarāhulovāda-s.* (教羅睺羅小経 vol.III p.277、南伝11下、p.400、『片山・中部』6 p.369) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は「ラーフラは解脱する機が熟している。漏の滅尽に導こう」と考えて、早朝、舍衛城での乞食を済ませて戻ると、尊者ラーフラに「アンダ林 (Andhavana) で昼住しよう」と、彼を引連れてアンダ林に赴かれた。数千の天神たち (devatā) も「世尊は今日、ラーフラを漏尽に導かれるであろう」とついて行った。

アンダ林において世尊はラーフラに、「六根、六境、六識やこれから生じる受・想・行・識が無常であり、苦であり、無我であると観じて、これらを厭い、離欲して、解脱すべきである」と説かれた。ラーフラはこの教えによって諸々の漏から解脱した。そこに集っていた天子たちも「すべての集法は滅法である」との法眼を生じた。

SN.035-121 *Rāhula* (vol. IV p.105、南伝15 p.169) : 上記 MN.147 *Cūḷarāhulovāda-s.*と同じ。

『雜阿含』200 (大正02 p.051上、国訳01 p.173) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者羅睺羅は世尊のところへやってきて、「私は阿羅漢果を得たいと精進してきました」と言った。世尊は羅睺羅はいまだ解脱慧が熟していないと観察され、「人のために五受陰、六入処、因縁法 (nidāna) を説き、自らも専心してこれらを観察しなさい」と教誡された。後、それを実行した羅睺羅に解脱智が熟したことを観察された世尊は「一切は無常である」と説かれた。羅睺羅は歡喜して静処に還り、1人で専精にこの教えを思惟し、阿羅漢を成じて心解脱した。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

SN.018は *Rāhula saṃyutta* (ラーフラ相応) という名称がつけられている。この中に以下の経が含まれている。

SN.018-001 (vol. II p.244、南伝13 p.361) : あるとき世尊は舍衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者ラーフラが世尊のもとへやって来て、法を説いてくださいと言った。世尊は「眼、耳、鼻、舌、身、意は無常である。無常なるものは苦である。このように無常・苦・変易なるものを“これは私のものである。これは私であ

る、これは私のアートマンである」と見ることは正しいか」と問われ、ラーフラは「正しくありません」と答えた。世尊は「多聞の聖弟子は、このように見て厭い離れ、離貪し、解脱し、解脱したとの智が生じ、輪廻を脱したと知る」と説かれた。

『雑阿含』897 (大正 02 p.225 中、国訳 02 p.342) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者羅睺羅が世尊のもとにやって来て、「どのように知り、どのように見ればこの識身および外の境界の一切の相を憶念せずして有漏を尽すことができるか」と質問した。世尊は「六内入処を正智で観察すれば、諸の有漏を尽くして心解脱を得る」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

SN.018-002 (vol. II p.245、南伝 13 p.363) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「色、声、香、味、触、法は無常である……」と説かれた。

SN.018-003 (vol. II p.246、南伝 13 p.364) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識は無常である……」と説かれた。

SN.018-004 (vol. II p.246、南伝 13 p.365) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「眼触、耳触、鼻触、舌触、身触、意触は無常である……」と説かれた。

SN.018-005 (vol. II p.247、南伝 13 p.365) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「眼触所生の受、耳触所生の受、鼻触所生の受、舌触所生の受、身触所生の受、意触所生の受は無常である……」と説かれた。

SN.018-006 (vol. II p.247、南伝 13 p.366) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「色想、声想、香想、味想、触想、法想は無常である……」と説かれた。

SN.018-007 (vol. II p.247、南伝 13 p.367) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「色思、声思、香思、味思、触思、法思は無常である……」と説かれた。

SN.018-008 (vol. II p.248、南伝 13 p.367) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「色愛、声愛、香愛、味愛、触愛、法愛は無常である……」と説かれた。

SN.018-009 (vol. II p.248、南伝 13 p.368) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「地界、水界、火界、風界、空界、識界は無常である……」と説かれた。

SN.018-010 (vol. II p.249、南伝 13 p.368) : 舎衛城……。そのとき世尊はラーフラに「色、受、想、行、識は無常である……」と説かれた。

SN.018-011 (vol. II p.249、南伝 13 p.370) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者ラーフラが世尊のもとにやって来た。世尊はラーフラに「眼、耳、鼻、舌、身、意は無常である。無常なるものは苦である。このように無常・苦・変易なるものを“これは私のものである。これは私である、これは私のアートマンである”と見ることは正しいか」と問われ、ラーフラは「正しくありません」と答えた。世尊は「多聞の聖弟子は、このように見て厭い離れ、離貪し、解脱し、解脱したとの智が生じ、輪廻を脱したと知る」と説かれた。

SN.018-012 (vol. II p.250、南伝 13 p.371) : 舎衛城……。色、声、香、味、触、法は無常である……。

SN.018-013 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。眼識、耳識、鼻識、舌識、身識、意識は無常である……。

- SN.018-014 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。眼触、耳触、鼻触、舌触、身触、意触は無常である……。
- SN.018-015 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。眼触所生の受、耳触所生の受、鼻触所生の受、舌触所生の受、身触所生の受、意触所生の受は無常である……。
- SN.018-016 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。色想、声想、香想、味想、触想、法想は無常である……。
- SN.018-017 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。色思、声思、香思、味思、触思、法思は無常である……。
- SN.018-018 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。色愛、声愛、香愛、味愛、触愛、法愛は無常である……。
- SN.018-019 (vol. II p.251、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。地界、水界、火界、風界、空界、識界は無常である……。
- SN.018-020 (vol. II p.252、南伝 13 p.372) : 舎衛城……。色、受、想、行、識は無常である……。
- SN.018-021 (vol. II p.252、南伝 13 p.373) : 舎衛城……。そのとき尊者ラーフラが世尊のもとにやって来て、「どのようにすれば、この有識身と外の一切相において、我見 (ahaṃkāra) と我所見 (mamaṅkāra) と慢随眠 (mānānussaya) がなくなるのでしょうか」と質問した。世尊は「五蘊の過去・未来・現在、内・外、麤・細、劣・勝、遠・近なるものはこれは私のものではなく、私ではなく、私のアートマンではないと、このように正しい智慧によりあるがままに観ずるならば、我見と我所見と慢随眠はなくなる」と説かれた。
- SN.018-022 (vol. II p.253、南伝 13 p.374) : 舎衛城……。そのとき尊者ラーフラが世尊のもとにやって来て、「この有識身と外の一切相において、どのようにすれば我見と我所見と慢随眠を離れて解脱できるのでしょうか」と質問した。世尊は「五蘊の過去・未来・現在、内・外、麤・細、劣・勝、遠・近なるものはこれは私のものではなく、私ではなく、私のアートマンではないと、このように正しい智慧によりあるがままに観ずるならば、取著なくして解脱することができる」と説かれた。
- SN.022-091 *Rāhula* (1) (vol. III p.135、南伝 14 p.212) : 舎衛城……。そのとき尊者ラーフラは世尊のところに行って、「どのようにすれば、この有識身と外の一切相において、我見と我所見と慢随眠を滅することができるのでしょうか」と質問した。世尊は「色・受・想・行・識の過去・未来・現在、内・外、麤・細、劣・勝、遠・近なるものは私のものではなく、私ではなく、私のアートマンではないと、このように正しい智慧によってあるがままに観ずるならば、滅することができる」と説かれた。
- SN.022-092 *Rāhula* (2) (vol. III p.136、南伝 14 p.213) : 舎衛城……。そのとき尊者ラーフラは世尊のところに行って、「どのようにすれば、この有識身と外の一切相において、我見と我所見と慢随眠を離れて解脱できるのでしょうか」と質問した。世尊は「色・受・想・行・識の過去・未来・現在、内・外、麤・細、劣・勝、遠・近

なるものは私のものではなく、私ではなく、私のアートマンではないと、このように正しい智慧によってあるがままに観ずるならば、取著なくして解脱することができる」と説かれた。

『雑阿含』023（大正 02 p.005 上、国訳 01 p.015）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者羅睺羅は世尊のもとを訪れて、「どうすればこの識身と外の境界において我と我所見と我慢をなからしめることができるのでしょうか」と質問した。世尊は「色・受・想・行・識はすべて我ではなく、我所ではなく、相在でもないと平等慧によって如実に観るならば、ただちに煩惱を断じて苦辺を究竟することができる」と説かれた。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』024（大正 02 p.005 中、国訳 01 p.015）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は羅睺羅に「どうすればこの識身と外の境界において我と我所見と我慢をなからしめることができると思うか」と問い掛けられた。羅睺羅はどうかお説きくださいとお願いした。世尊は「色・受・想・行・識はすべて我ではなく、我所ではなく、相在でもないと平等慧によって如実に観るならば、疑心を超越して苦辺を究竟することができる」と説かれた。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』198（大正 02 p.050 下、国訳 01 p.171）：あるとき世尊は王舎城の耆闍崛山に住された。そのとき尊者羅睺羅が世尊のもとにやって来て、「どのようにすれば我・我所・我慢が生じないようにできるのでしょうか」と質問した。世尊は「眼、耳、鼻、舌、身、意は、我でもなく、異我でもなく、相在でもないと如実に知るならば、我・我所・我慢は生じない。これが苦辺を究竟するということである」と説かれた。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』199（大正 02 p.050 下、国訳 01 p.172）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき世尊は羅睺羅に「六入処は我もなく、異我もなく、相在しないと如実に知れば、我・我所・我慢を生じることなく、解脱して苦辺を究境する」と説かれた。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』465（大正 02 p.118 下、国訳 02 p.060）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者羅睺羅が世尊のもとにやって来て「どのように知り、どのように見れば我・我所・我慢のなきを得るのでしょうか」と質問した。世尊は「地、水、火、風、空、識界に於て、すべては我に非ず、異我ならず、相在せずと、実の如くに知見するならば、我・我所・我慢のなきを得る」と説かれた。羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』466（大正 02 p.119 上、国訳 02 p.061）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき尊者羅睺羅が釈尊のもとにやって来て「どのように知り、どのように見れば識身と外の境界の一切に我と我所の見、我慢、繫著、使なきを得るか」と質問した。釈尊は「三受（樂受、苦受、不苦不樂受）は、触の因、触の集、触の生、触の転である。触因より受を生ずる故、もし触を滅すれば受も滅する。このように見るならば、我と我所の見、我慢、繫著、使なきを得る」と説かれた。尊者羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雑阿含』467（大正 02 p.119 上、国訳 02 p.061）：あるとき世尊は王舎城の迦蘭

陀竹園に住された。そのとき**尊者羅睺羅**が釈尊のもとにやって来て「どのように知り、どのように見れば、識身と外の境界の一切に我と我所の見、我慢、繫著、使なきを得るか」と質問した。釈尊は「楽受を観じては苦想をなし、苦受を観じては剣で刺される苦想をなし、不苦不楽受を観じて無常滅の想をなすならば、これを正見という」と説かれた。尊者羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

『雜阿含』468 (大正 02 p.119 中、国訳 02 p.062) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**尊者羅睺羅**が釈尊のもとにやって来て「どのように知り、どのように見れば識身と外の境界の一切に我と我所の見、我慢、繫著、使なきを得るか」と質問した。釈尊は彼に「楽受の貪使を断じるがために、苦受の瞋恚使を断じるがために、不苦不楽受の痴使を断るがために我所において梵行を行じ、楽受の貪使・苦受の瞋恚使・不苦不楽受の痴使を断じるならば苦辺を究竟する」と説かれた。尊者羅睺羅は仏の所説を歡喜奉行した。

以上は下線を施したように、すべて五蘊あるいは六六法などの無常・苦・無我について、あるいはその随一が説かれたものである。これらは前述した MN.062 *Mahārāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅大經) と MN.147 *Cūḷarāhulovāda-s.* (教羅睺羅小經) のモチーフに相応する。

次の経はラーフラを経名に掲げていないが、これもその範疇にあるものと考えてよいであろう。

AN.004-018-177 (vol. II p.164、南伝 18 p.288) : あるとき**尊者ラーフラ**は世尊のもとを訪ねた。世尊はすべての四法界(地・水・火・風)はそれは私のものでなく、それは私ではなく、それは私のアートマンではないと「あるがまま」に知れば貪より離れることができる、苦を尽すことができると説かれた。

以上の外にラーフラを経名に掲げる経としては異色なものとして次の経がある。

Suttanipāta 002-011 Rāhulasutta (ラーフラ経) (vs.335~342 p.058、南伝 24 p.124) : 共に住むのに慣れてあなたは賢者を輕蔑することはないか。法を説く者をあなたは尊敬しているか。5種欲を捨てて苦の辺際を尽せ。諸々の善友に親近せよ。辺地の臥坐処に住せ。食において量を知れ。衣食住に対して欲望をいだくな。根本律儀において防御せよ。不浄想に専心せよ。無相三昧を修習せよ。慢睡眠を捨てよ。そうすれば慢心を滅ぼして寂靜に日を送るであろう (*tato mānābhisamayā upasanto carissasi*) 。

かくのごとく世尊は**尊者ラーフラ**にこのような偈をもってしばしば教誡された (*ittham sudam Bhagavā āyasmantaṃ Rāhulaṃ imāhi gāthāhi abhiṇṇaṃ ovadati*)

(1)。

(1) 註釈書はこの経に次のように註記している。「世尊は『この童子は、生まれなどがそなわっている。この子が生まれや種姓や家柄や階級や蓮華のように美しいこと (*pokkharatā*) などによって、慢心や欲望 (*jappā*) を起こしてはならない』と [考えて]、若い時からずっと、聖者の境地 (*ariya-bhūmi*) に到達しない間は、[彼を] 教誡して、しばしばこの経を説いた。そしてそのようなわけで、経の終わりにも、『このように実に世尊は尊者ラーフラを、これらの偈によってしばしば教誡なさる』と述べられている」と。『仏のことは註』2 p.577

[3-2] 以上、ラーフラを経名に掲げる経を紹介した。これらに共通する特徴として次の2点を上げることができる。

まず第1には、ここに登場するラーフラはすべて尊者=具寿とされていることである。なかには省略されているが故に明示されていないものもあり、また釈尊がラーフラに語りかける形の経には単に「ラーフラ」とされているが、これらも尊者ラーフラと解してよい。後の項において「ラーフラ略伝」を考察するが、これらの経はラーフラが具足戒を受け、それから10年以上たって上座比丘となった以降の経であると理解しておく。

第2に *Suttanipāta* という特殊な経を除くと、その他のすべての経は「無常」「無我」を主題とするということである。これが何を意味するかは別に検討を要するが、これも注目しておいてよいであろう。ただし本節の主題とする *MN.061 Ambalaṭṭhikā-rāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅菴婆藁林経) とその対応経はこの範疇には属しない。

なお注意されるのは *MN.147*, *SN.035-121*, 『雑阿含』200 がこのときラーフラが解脱して阿羅漢を成じたとすることである。『増一阿含』017-001 もそのように記述するが、対応する *MN.062 Mahārāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅大経) はそうとはしないので、この経については *MN.062* を採用する。[9-1] に紹介する『増一阿含』016-010 も同様に理解しておいてよいと思われる。とするならば、これらは得脱したラーフラの当該経としてよいことになる。

[4] 以上に取り上げた経の具体的な説時を考察する前に「ラーフラ略伝」というべきものを検討しておくべきであろう。

以下には

- ラーフラの誕生
- ラーフラの沙弥としての出家
- ラーフラの受具足戒=ラーフラ比丘となる
- ラーフラ上座比丘となる
- ラーフラの成阿羅漢
- ラーフラの入滅

のそれぞれの年代と、ついでにその各時代の事績を示す経も紹介する。

[5] まずラーフラの誕生である。

[5-1] ラーフラの誕生は釈尊の出家に関連して語られる。ラーフラが誕生したことをきっかけとして釈尊が出家されたというのであるが、原始仏教聖典でこれに関説するものは次の経のみである。

『僧祇律』「単提 042」(大正 22 p.365 中、国訳 09 p.154) : 仏は菩薩にして在家であったとき、父王は転輪聖王の種が滅することを恐れて出家を認めなかった。しかし羅睺羅の懷妊を以ての故に釈尊は家を捨てて出家された。

『根本有部律・破僧事』(大正 24 p.114 中、国訳 24 p.060) : 菩薩には鹿王、喬比迦、耶輸陀羅という3人の夫人があり、菩薩はその上首であった耶輸陀羅と娯楽して娠があった。菩薩はこれを知って出家した。

このようにこれらはラーフラの誕生（出胎）というより入胎（母の懐胎）を契機としているわけであるが、『僧祇律』『根本有部律』両方ともにラーフラは母親の胎内に6年間いて、釈尊が出家された時に出生したとされている⁽¹⁾。

このようにこれらは原始聖典とはいいながら非現実的な伝承であって史実とは言い難い。

(1) 『僧祇律』（大正22 p.365下、国訳09 p.155）。『根本有部律』については以下の記述を参照されたい。

[5-2] 他に釈尊の出家の模様を語る原始聖典があるが、これらはラーフラの誕生には言及しない。これにはその年齢にふれるものとふれないものがある。

まず年齢を記述するものを紹介する。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.151) : 私は29歳で善を求めて出家した。

スバツダよ、私は出家してから50余年、正理正法の地を遊行した (*ekūnatimso vayasā Subhadda, yaṃ pabbajim kiṃ-kusalānuesī . vassāni paññāsa-samādhikāni , yato ahaṃ pabbajito Subhadda yaṃ, nāyassa dhammassa padesavattī*) 。

『長阿含』002「遊行経」（大正01 p.025中）：我年二十九 出家求善道 須跋我成仏 今已五十年 戒定智慧行独処而思惟 今説法之要 此外無沙門。

法顕訳『大般涅槃経』（大正01 p.198下）：我在王宮未出家時、一切世間皆為六師之所迷醉、初未見有沙門矣。……我年二十有九出家学道、三十有六於菩提樹下、思八聖道究竟源底、成阿耨多羅三藐三菩提、得一切種智。

Mahāparinirvānasūtra (Waldschmidt 本 p.376) : 私は29歳で善を求めて出家した。

出家してから50年余となった (*ekonatrimso*)vayasā Śubhadra yat prāvrajaṃ kiṃ kuśalaṃ gaveṣī, prañcāsād varṣāni samādhikāni yataś cāhaṃ pravrajitaḥ Subhadra) 。

『中阿含』204「羅摩経」（大正01 p.776中）：我時年少童子清浄青髮、盛年年二十九。爾時極多樂戲莊飾遊行。我於爾時父母啼、哭諸親不樂。我剃除鬚髮著袈裟衣、至信捨家無家学道。

『雜阿含』979（大正02 p.254中）：始年二十九 出家修善道 至道至於今 經五十余年 三昧明行具 常修於浄戒 離斯少道分 此外無沙門。

『増一阿含』042-003（大正02 p.752中）：我初学道時年二十九。欲度人民故三十五年在外道中学……。

Apadāna 055-543 迦留陀夷 (NDPS vol. II p.152) : (釈尊が) 29歳で出家し6年後に仏、化導者となる (*ekūnatimso vayasā, nikkhamitvā agārato, chabbassa vītināmetvā* = 異本では *chavassāni vināmetvā* とする = , āsi buddho vināyako)

(20偈)

『根本有部律・出家事』（大正23 p.1026下）：爾時菩薩年二十九、欲在王宮、受五欲樂、既見生老病死、心生厭離、中夜踰城、往詣林藪、六年苦行……。

『根本有部律・雜事』（大正24 p.299上）：(阿私多仙人) 遂見二十九年捨王城去、六年苦行当成正覺。

『根本有部律・雜事』（大正24 p.396下）：我年二十九 出家求善法 又五十余年 專行戒定慧 一心無散乱唯求於正理 除斯真法外 無別有沙門。

Buddhavaṃsa 26-14 (p.098、南伝 41 p.355) : 在家の生活を営むこと 29 年
(ekūnatimsavassani agāraṃ ajjhahaṃ vasiṃ)

『根本有部律・破僧事』(大正 24 p.109 下、国訳 24 p.043) : (阿私陀仙人の予言として) 即觀菩薩十九出家、六年苦行獲甘露果。

『別訳雑阿含』110 (大正 02 p.413 下) : 三十一出家 爾來過五十 推求諸善法 戒定行明達 一切諸世間不知実方所 況知実法者 若修八正道 能獲於初果 乃至第四果 若不修八正 初果不可知 況復第四果 我於大衆中 說法師子吼 如此正法外 亦無有沙門 及与婆羅門。

次に年齢にふれないものを紹介する。

DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.115、南伝 06 p.170) : 沙門ゴータマ (Samaṇa Gotama) は父母が欲せず、涙を流し泣いているのに、髪と鬚を剃り、袈裟衣をまとめて、家から非家に出家した。

『長阿含』022「種徳経」(大正 01 p.095 中、国訳 07 p.327) : 沙門瞿曇は父母が涕泣し愛惜恋恨するのに出家した。

DN.005 *Kūṭadanta-s.* (vol. I p.127、南伝 06 p.189) : 沙門ゴータマは年若く、漆黒の髪をもち、美しさ若さを有し、第 1 期にあるにかかわらず、家を捨てて非家に出家した (samaṇo khalu bho Gotamo daharo va samāno susukāḷa-keso bhadrena yobbanena samannāgato paṭhamena vayasā agārasmā anagāriyaṃ pabbajito) 。

『長阿含』023「究羅檀頭経」(大正 01 p.098 上、国訳 07 p.335) : 沙門瞿曇少壯出家、捨諸飾好象馬宝車五欲瓔珞、成此法者。

MN.026 *Ariyapariyesana-s.* (聖求経 vol. I p.163、南伝 09 p.294) : 私は後に年若く漆黒の髪をもち、美しさ若さを有し、第一期にあるにかかわらず (paṭhamena vayasā)、父母が欲しないのに、涙を流し、泣いているのに、髪と鬚を剃り、袈裟衣をまとめて、家から非家に出家した。

SN.003-001 (vol. I p.068、南伝 12 p.118) : 世尊は年若く、出家して新しい (bhavaṃ Gotamo daharo ceva jātiyā navo ca pabbajāya) 。

『雑阿含』1226 (大正 02 p.335 上、国訳 03 p.146) : 世尊幼年年少出家未久、而便自証得阿耨多羅三藐三菩提。

『別訳雑阿含』053 (大正 02 p.391 下) : 彼諸宿旧、尚自不信得阿耨多羅三藐三菩提。況汝年少而出家未久、而当得乎。

『別訳雑阿含』212 (大正 02 p.452 下) : 沙門瞿曇年少出家、而富蘭那六師之徒、悉是耆旧宿徳之人、尚不能知、況彼沙門瞿曇、既是年少、出家未久、学日又浅、而当能解如斯之義……年雖幼稚、不応軽蔑。

『増一阿含』033-002 (大正 02 p.683 中、国訳 09 p.033) : 此沙門瞿曇、年少学道未久豈能知此事乎。

Suttanipāta v.420 (p.073、南伝 24 p.151) : あなたはまだ若く、年少であって、第一期に達せる青年にすぎない (yuvā ca daharo cāsi paṭhamuppattiko susu vaṇṇārohena sampanno jātimā viya khattiyo) 。

Suttanipāta 003-006 (散文部分) (p.093、南伝 24 p.187) : 沙門ゴータマは生年

も若く、出家も新しい (sama-ṇo hi Gotamo daharo c'va jātiyā navo ca pabbajjāya))。

『中阿含』204「羅摩経」(大正01 p.776中、国訳06 p.302)：私は盛年にして年29の時に、父母啼哭するに鬚髪を剃除し袈裟衣を着けて家を捨て無家に学道した。

『四分律』「受戒捷度」(大正22 p.791中、国訳02 p.386)：余有沙門婆羅門耆年出家学久、猶尚不能解此偈義、況此沙門瞿曇、年尚幼稚出家日浅、豈能解耶。復作是念、年雖幼稚、亦不可輕、亦有年少出家学道得阿羅漢、神足自由者……。

『五分律』「受戒法」(大正22 p.102上、国訳14 p.004)：菩薩は妓女の寝乱れたる姿を見て「禍なるかな」と出家した。

『五分律』「受戒法」(大正22 p.106上、国訳14 p.019)：況沙門瞿曇既自年少、出家始爾而能解乎。復念……瞿曇雖少不可輕也。

『根本有部律』「苾芻尼波羅市迦001」(大正23 p.911上、国訳22 p.020)：そのとき菩薩は一切の老病死を觀じて爾時諸天に圍繞されて出家した。

『根本有部律・破僧事』(大正24 p.158下、国訳24 p.216)：菩薩が出城された時耶輸陀羅に妊があり、菩薩が6年の苦行をされる間は耶輸陀羅も苦行したので、子は胎に隠れていた。菩薩が苦行を捨てて食をとった時耶輸陀羅もそうした。

[5-3] ラーフラの誕生(出胎)を契機として出家したとする後期の釈迦仏教文献である仏伝經典(B文献)と、さらに後のインド(スリランカを含む)で撰述されたものではない文献(C文献)の記述を紹介する。

B文献

Jātakatthavaṇṇanā (vol. I p.060, 南伝28 p.128)：「ラーフラの母が子供を産んだ (Rāḷulamātā puttam vijātā)」と聞いて、菩薩は「邪魔ができた (rāhulo jāto)、繫縛ができた (bandhanam jātam)」と行って出家した。

『仏所行讚』(大正04 p.005上、国訳本縁部04 p.318)：時に白淨太子は賢妃耶輸陀が年並漸長大して羅睺羅を孕み生んだ。白淨王は太子が子を生んで世継ぎができたことを喜んで、太子が出家しないようにさまざまな手を尽したが、太子は四門出遊の後に出家した。

Buddhacarita (02-46、梶山雄一等訳 p.023)：ヤショーダラー (Yaśodharā) 妃とシュッドーナ (Śuddhodana) 王の子のあいだにラーフラ (Rāhula) と名づくる息子が誕生した。四門出遊、ジャンブ樹下の禪定の後菩薩は出家した。

C文献

Jinakālamāli (p.027, 畑中 p.103)：門より出遊して出家者を見た日、まさしくその日 (Tasmin yeva divase)、ラーフラバッド (Rāhulabhadda) が生れた。その日に菩薩は出家した。

Bigandet (vol. I p.058, 赤沼 p.077)：四門出遊して沙門に会って、ちょうど太子が馬車に乗り込んだとき、父王の使臣が妃の耶輸陀羅姫が王子を安産したことを知らせた。これを聞いて太子は「これぞ私が破らねばならぬ新しい強い繫縛である」と言った。王はこの太子の語に依って王孫に羅睺羅 (Raowla) という名を与えられた。太子は母子のすやすやと眠っているのを見てから出城した。

[5-4] ラーフラの入胎（受胎）を契機として出家したとする B 文献と C 文献の記述を紹介する。

B 文献

『太子瑞応本起経』（大正 03 p.475 上）：太子は年 17 に至って結婚した。不能男といわれるのが嫌で妃の腹に手指をもって触ると、その 6 年後に男の子が生まれることになった。太子は年 19 に至って出家した。

『過去現在因果経』（大正 03 p.632 中、国訳本縁部 04 p.040）：太子は年 17 に至って耶輸陀羅と結婚した。四門出遊して出家の心が芽生え、年 19 に至って左手で妃の腹を指さすと妃は妊娠し、太子は出家した。

『仏本行集経』（大正 03 p.727 上、国訳本縁部 02 p.240）：国師の子優陀夷の誘惑によって太子は諸の婬女と共に五慾を行じた。太子の妃はその夜妊娠したのを覚った。その夜妃は恐ろしい夢を見、これを太子に告げると太子は出家の決心をした (1)。

(1) 羅睺羅は 6 年在胎して、世尊の出家後 6 年にして生れた（大正 03 p.888 上）。

Mahāvastu (vol. II p.159, Jones II p.154, 平岡・上 p.384)：ラーフラ (Rāhula) はトゥシタ (Tuṣita) 天を去り、真夜中に母の胎に入った。菩薩は恒食の女たちがだらしなく眠っているのをみながら家から家なき状態に出家した。

『衆許摩訶帝経』（大正 03 p.945 下、国訳本縁部 04 p.177）：悉達多太子は宮嬪と娯楽をなして出別の後に耶輸の身に懐妊あらしめんと出家した。

『十二遊経』（大正 04 p.146 下）は「太子の第 2 夫人は羅云を生む。名は耶惟檀」とするが、世尊の出家の因縁については語っていない。

C 文献

『釈迦氏譜』（大正 50 p.090 中）：「修行瑞応経」に云く。太子は妃の腹を指して「却後六年に当に男を生ずべし」と。遂に娠あるをもって四門出遊の後に出家した。

『仏祖統紀』（大正 49 p.144 上、国訳史伝部 02 p.048）：五十年戊寅、太子年二十五歳。太子は父王のところに行き出家の許しを請うたが、父王はまだ嗣がないと許さなかった。そこで太子は右手を以て妃の腹を指さすと妊娠した。太子は出家した。

なおこれらはラーフラが 6 年在胎したとする。

[5-5] このように釈尊の出家の契機としてラーフラの誕生が語られるが、信頼できる原始聖典の記述がないことに見られるように伝説に彩られている。またこの伝承には出胎によって出家されたとする伝承と、入胎によって出家されたという伝承の 2 系統があることがわかる。これについては後に検討する。

もしラーフラの誕生（出胎）日が釈尊の出家日と同じであるとすると、入胎を誕生とする仏教の伝統的な考え方によれば釈尊の出家とラーフラの誕生日は釈尊 29 回目の誕生日であるアーサール八月の満月の日ということになる。しかし現代的に出胎を誕生と考えるならば、釈尊の出家日とラーフラの誕生日は釈尊の 28 歳 2 ヶ月の日にあたる。

[6] 次にラーフラの沙弥としての出家を検討する。

[6-1] これを伝える文献には次のようなものがある。

Vinaya Mahākhandhaka (大犍度 vol. I p.082、南伝 03 p.138)：時に (atha

kho) 世尊は、随意の間王舎城に住されて後、カピラヴァットゥに向かわれ、釈迦国のカピラヴァットゥのニグローダ園に (sakkesu kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme) 住された。

朝、世尊は浄飯王 (Suddhodana) のところに行かれたが、そのときラーフラの母 (Rāhulamātādevī) はラーフラ王子 (Rāhulakumāra) に、「ラーフラよ、彼はあなたの父です。行って家督 (1) をもらいなさい (eso te rāhula pitā, gacchassu dāyajjaṃ yācāhi)」と言った。ラーフラは世尊のところに行って、「沙門よ、あなたの影は楽しい (sukhā te samaṇa chāyā)」と言い、世尊が立たれた後について、「沙門よ、私に家督を与えよ (dāyajjaṃ me samaṇa dehi)。沙門よ、私に家督を与えよ (dāyajjaṃ me samaṇa dehi)」と言った。そのとき (atha kho) 世尊は尊者サーリプッタに「しからば (tena hi) 汝はラーフラを出家せしめよ (tvam Sāriputta Rāhulakumāraṃ pabbājehi)」と命じられた (2)。そして三帰依をもって沙弥を出家させるべきことを定められた (anujānāmi bhikkhave tīhi saraṇagamanehi sāmaṇerapabbajjaṃ)。サーリプッタはラーフラを出家させた。

その時浄飯王は釈尊のところに行って、「一つのお願ひがあります。世尊が出家したときには私の苦しみは少なくありませんでした (me bhante pabbajite anappakaṃ dukkhaṃ ahoṣi)。ナンダの時もそうでした (tathā Nande)。しかしラーフラにおいては苦みの極みです (adhimattaṃ Rāhule)。子に対する愛は言葉では申しつくせません。父母が許さない子を出家させないでいただけませんか (sādhu bhante ayyā ananuññātaṃ mātāpitūhi puttaṃ na pabbājeyyūṃ)」と言った。そこで世尊は、「父母の許さない子を出家させてはならない (na bhikkhave ananuññāto mātāpitūhi putto pabbājetabbo)」という定めを定められた。

(1) ‘dāyajja’ をどのような意と取るか、したがって訳語をどうつけるかについては各種の翻訳や註釈書、仏伝経典などのさまざまな調査が必要であるが、別の機会を期す。

(2) 註釈書や仏伝経典などの、釈尊が妻やスドーダナ王の反対を押し切って出家させた理由についても詳細な検討が必要であるが、これもまた別の機会を期すこととしたい。

『四分律』「受戒捷度」(大正 22 p.809 下、国訳 03 p.048) : そのとき釈尊は釈翅搜の迦維羅衛城尼拘律園に住された。ときに釈尊は城内で乞食され、城を出ようとされた。これを高閣城にいた羅睺羅の母と羅睺羅が見て、母は羅睺羅に「あれはあなたの父です」と告げた。羅睺羅はかけ寄った。世尊はその頭をなで、「あなたは出家学道できるや否や」と問われた。「できます」というので、羅睺羅に指を与えて僧伽藍中に将いて帰り、舍利弗に「羅睺羅童子を出家させよ」と命じ、三帰十戒によって沙弥戒を授ける作法を制定された。

そのとき輸頭檀那王は仏が羅睺羅を出家させたことを聞き、泣き悲しんで釈尊に、「釈尊が出家されたときには難陀童子が家業を継ぐという望みがあった。難陀が出家したときには羅睺羅童子が継ぎ、家系が断絶しないとかすかな望みがあった。しかし今やその羅睺羅も出家させてしまわれた。父母は子において饒益される。願わくば、父母の許可なく子を出家させないで欲しい」と願い出た。釈尊は黙然として王の言葉を受け入れられた。王が去って間もなく、釈尊は比丘僧を集め、比丘らに「父母は子

に多く饒益される。父母の許さない子を出家させてはならない」と制定された。

『五分律』「受戒法」（大正 22 p.116 下、国訳 14 p.054）：その時世尊は釈迦国に住された。比丘らが父母の許可を得ないで出家させた。人々から非難が起こったことは上のごとし⁽¹⁾。時に世尊は晨朝に浄飯王宮に行かれた。羅睺羅の母と羅睺羅は高楼上でそれを見て、母は「かれはあなたの父である。行って父の余財を求めなさい」と告げた。羅睺羅は駆け降りて仏影のなかに立ち、「その影ははなはだ楽しい。仏よ、私に余財を与えてください」と言った。仏は「本当にほしいのか」と問われ、舍利弗に度すことを命じられた。舍利弗は「先に 2 沙弥を蓄えてはならない、と定められました」と言うと、世尊は「あなたのようによく教誡する者は 2 沙弥を蓄えることを許す」といわれ、三帰依と五戒と沙弥の十戒によって得度することを定められた。

浄飯王は世尊が羅睺羅を度したことを聞いて、世尊に「仏がむかし出家した時にはなお難陀がある今ほど懊悩しませんでした。難陀が出家したときにはこの子がありません。今この子が出家すると家系は断絶します。子孫の愛は骨髓を貫きます。どうして比丘は人の子を奪うのでしょうか。どうぞ父母が聴しない者は出家させないでください」と願い出た。そこで「今より以降は父母が聴しない者は度してはならない」と定められた。

(1) 「上のごとし」というのは、世尊が王舎城で舍利弗・目連などを帰信させた時のことと思われるが、『五分律』においてそれがどこを指すか不詳。

『十誦律』「受具足戒法」（大正 23 p.152 下、国訳 06 p.016）：（ラーフラの出家を特記しない）仏は迦毘羅婆城に住された。その時浄飯王は仏のところに行き、仏が出家した時には悲しくて耐えられませんでした。難陀、羅睺羅の出家も悲しくて耐えられません。父母は子を持ち栄えとします。父母が許さない者は出家させないでください」と願い出た。世尊は「今より父母の許さない者を出家させてはならない。もし出家を与えれば突吉羅である」と定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.421 上、国訳 10 p.035）：（ラーフラの出家を特記しない）仏は迦維羅衛国の尼拘律樹釈氏精舎に住された。その時比丘たちが父母が認めないのに童子を出家させた。そこで釈迦族の人々は白浄王に父母が認めないのに出家させないことを世尊に頼んで欲しいと依頼した。白浄王は釈迦族の人々と共に世尊のところに行き、「父母の子を愛するは骨髓を徹する者があります。世尊が出家されてから 7 年の間坐起食飲に日として泣かないことはありませんでした、父母が許さなければ出家させないようにしてください」と願い出た。そこで世尊は「今日より後父母が許さない者に出家を与えてはならない」と定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.460 中、国訳 10 p.187）：仏は舍利弗に、「羅睺羅を度して出家させよ」と命じられた。どのように出家させたらよいでしょうかという質問に、三帰依、五戒、沙弥の十戒を持せしむ作法を定められた。

『根本有部律・破僧事』（大正 24 p.158 下、国訳 24 p.216）：釈尊は成道して 6 年の後に故郷に帰られた。そのとき世尊は舎梨子に命じて羅怛羅を出家させた。

『根本有部律・出家事』（大正 24 p.1035 上、国訳 22 p.331）：仏は劫比羅城尼瞿陀林に住された。そのとき浄飯王は劫比羅城の釈子に「家ごとに一子を出家させよ」

と教令し、比丘らも出家を勧めたので、父も兄も夫主も出家してしまい、残された者は嘆き悲しみ、浄飯王に訴えた。浄飯王は世尊のところに行き、「世尊も難陀も転輪王になるはずだったのに出家してしまった。羅怛羅も大王となるべきなのに出家して、我等釈種は希望が絶えた。父母は子において恩愛深極である。父母が許さない者を出家させないでほしい」と願い出た。世尊は「父母の許可を得ない者に出家を与えれば越法罪である」と定められた。

なおこれら文献からは世尊がラーフラを出家させたのが何時どのような経緯でなされたのかよくわからないが、われわれは釈尊が祇樹給孤独園の寄進を受けるために王舎城から舎衛城に行く途中でのことであつたと考えている (1)。

- (1) ラーフラの出家に関しては、『パーリ律』や『四分律』はこのとき沙弥の出家作法が定められたとするが、『五分律』はそのように解しない。ラーフラの出家はむしろ出家させるためには父母の許可を必要とすることが定められた因縁として語られる。『十誦律』や『僧祇律』『根本有部律』はラーフラの出家記事をことさらに記さないが、むしろ浄飯王の願いがあつてこの規定ができたことに関して難陀・ラーフラの名前が記される。

しかし『パーリ律』『四分律』の記述の順序は、確かにこのラーフラの出家記事に続いて沙弥に関する記述が続くから、沙弥として出家したラーフラの記事が語られる蓋然性はあるように思われる。実は『五分律』もそうである。しかし『十誦律』は必ずしもそうではない。したがつても『パーリ律』などにしたがって解釈するなら、ラーフラの出家が因縁となつて沙弥の授戒法と父母の許可を必要とするという規定が成立したことになるが、もし『十誦律』にしたがって解釈するなら、ラーフラの出家が因縁となつて成立したのは、父母の許可だけとなる。

したがつてもう少し精密に検討する必要がある。

[6—2] 原始聖典では世尊の帰郷とラーフラの沙弥としての出家の関係が必ずしも明記されているわけではないが、B 文献、文献ではそれが明確に記されている。

B 文献

Jātakatthavaṇṇanā (vol. I p.085、南伝 28 p.182) : 世尊は仏と成り給うて (古代中国暦では 2/15。以下同) 後、最初の内安居をイシパタナ (Isipatana) で過し、安居を終つて自恣を行い (7/15)、ウルヴェラー (Uruvelā) に赴いてそこに 3 ヶ月 (tayo māse) を過して 3 人兄弟の結髮行者を教化し、1000 人の比丘衆を伴つてブッサ月の満月の日 (10/15) (Phussamāsapūṇṇamāya) に王舎城 (Rājagaha) に赴いて、そこに 2 ヶ月間 (dve māse) 在した。ここまで、バーラーナシー (Bārāṇasī) を出でから 5 ヶ月 (12/15) になり、寒冷期はすっかり過ぎて了つた。

このような状況を知つた浄飯大王 (Suddhodanamahārājan) はウダーイン (Udāyin) 長老を派遣して世尊の帰郷を促した。それから七八日後のバググナ月の満月の日に (Phagguṇipūṇṇamāsiyaṃ) 長老は世尊に故郷に帰るように勧め、世尊は王舎城 (Rājagaha) を出発して日々 1 由旬を進まれて、60 由旬あるカピラヴァトゥ (Kapilavatthu) に 2 ヶ月で着いた (成道からちょうど 1 年目の翌年の 2/15)。

釈迦族の人々はニグローダ園に釈尊を迎えた。世尊はその第 3 日目 (tatiyadivase) にナンダを出家させ、第 7 日目 (sattame divase) にサーリプッタに命じてラーフラを出家させた。父王は父母の承諾のない出家をさせないように願い出て許された。

『普曜経』 (大正 03 p.534 中) : 父王は子が得仏道してから 6 年たつたので優陀耶を

派遣し、別闍以來12年になると帰郷を促した。

『普曜経』（大正 03 p.536 下）：王の眷族は太子が国を捐ててから10有2年であるのに羅云が7歳であることに疑いをいだいた。仏は俱夷は貞節清浄であると証明した。俱夷は指で信環を印してこれをあなたの父に与えなさいと命じた。羅云は仏にこれを渡した。王および群臣は大いに喜んだ。

『方广大莊嚴経』（大正 03 p.614 上、国訳本縁部 09 p.253）：そのとき輪檀王は子が得道してから6年が経つと聞いて、優陀夷を派遣して離別以來十有二載であると帰郷を促した。

『方广大莊嚴経』（大正 03 p.616 上、国訳本縁部 09 p.258）：耶輸陀羅は7歳になっていた羅睺羅をつれて仏のところに行った。眷族たちは太子が国を去ってから十有二載である、どのように羅睺羅が懷孕したのかと疑いを持った。仏は耶輸陀羅は貞節であると神通力を以て示した。そのとき耶輸陀羅は指環を羅睺羅に与え、羅睺羅はこれを仏に奉じた。王や群臣は皆喜んだ。

『十二遊経』（大正 04 p.147 中、国訳本縁部 06 p.321）：仏は12年に父王の国に還り、12年中に遊化して波斯匿王に説法した。

『仏本行集経』（大正 03 p.888 上、国訳本縁部 03 p.365）：羅睺羅は過去の業に逼悩されて6年胎にあり、菩薩が成道した時に出生した。輪頭檀王は太子が出家した6年後に子を生むとはと瞋怒したので世尊はその子は自分の子であると書を送った。世尊は初転法輪、王舎城の頻婆娑羅王や摩訶迦葉、舍利弗、目犍連などを教化した後迦維羅衛城に帰った。

『仏本行集経』（大正 03 p.906 中、国訳本縁部 03 p.423）：羅睺羅は如来の出家の6年後に母胎を出、如来が父の家に還られた日に6歳になった。そのとき世尊は舍利弗に命じて羅睺羅を出家させた。

『仏本行集経』（大正 03 p.909 中、国訳本縁部 03 p.430）：迦葉維部の伝承には別説がある。世尊は舍利弗に命じて羅睺羅を出家させようとしたが、比丘らから「20歳に満たない者は具足戒を与えるべからずという規定がある。しかし羅睺羅は15歳になったばかりである」という疑義が出されたため、世尊は15歳で出家すれば沙弥である」と定められた、というものである。

『仏本行集経』（大正 03 p.909 下、国訳本縁部 03 p.434）：五師に異説がある。①羅睺羅が生れて2年後に菩薩は出家し、苦行6年にして成道し、成道より7歳にして迦維羅衛城に帰られた。羅睺羅の出家の日は正に15歳である。②世尊は成道から12年を過ぎて迦維羅衛城に帰られた。

Mahāvastu (vol. II p.159, Jones II p.154、平岡・上 p.384)：ラーフラは兜率天に死んで夜半過ぎに母の胎内に入った。菩薩は恒食の女たちが眠っている間に出家した。

Mahāvastu (vol. III p.090, Jones III p.093、平岡・下 p.235)：世尊が目的を成就されて今は王舎城で過ごされていると聞いたシュッドーダナ王はチャンドカとカローダインの2人を遣わして帰郷を促した。

Mahāvastu (vol. III p.092, Jones III p.095、平岡・下 p.237)：世尊は出家され

てから正等覺されるまで7年間、故郷のことを思い出したこともなかった。

Mahāvastu (vol. III p.172, Jones III p.167, 平岡・下 p.297) : ラーフラは業の異熟として6年間胎内にいた。

Mahāvastu (vol. III p.268, Jones III p.256, 平岡・下 p.368) : 世尊はラーフラをシャーリプトラの沙弥として出家させた。

C 文献

『釈迦譜』(大正 50 p.006 下、国訳史伝部 06 p.025) : 「瑞応本起」に云う。太子は17の時に妃を納れたが、久しく接しなかったので侍女たちが不能男かと噂した。太子は妃の腹を指し、「6年後に男を生むだろう」といった。妃は孕んだ。(続いて出家記事)

『釈迦譜』(大正 50 p.049 下、国訳史伝部 06 p.153) : 「普曜経」に云う。王は「成道から6年、別闢して十有二年である」として、優陀耶を派遣して世尊の帰郷を促した。世尊が帰郷したとき羅云は7歳であった。

『釈迦氏譜』(大正 50 p.093 中) : 「普曜」に云う。王は世尊が得道してから六年がたつと聞き、優陀夷を派遣して「別闢以来12年を経つ」と帰郷を促した。

『釈迦氏譜』(大正 50 p.095 上) : 「未曾有」に云う。そのとき9歳であった羅睺と釈迦族の豪族の子50人を舍利弗を和上とし、目連を闍梨として十戒を授けた。「普曜」に云う。王臣らは仏が出家して12年なのになぜ子が生まれるのかと疑った。

『仏祖統紀』(大正 49 p.144 上、国訳史伝部 02 p.048) : 出父家。50年戊寅太子年25歳(「妙楽」に云う。もし19出家ならば則ち24成道。もし30成道ならば則ち25出家。「宝蔵経」によれば25出家、30成道)太子は右手を以て妃の腹を指さし娠あるを覚えた(「瑞応経」を按ずるに、妃の腹を指さし「6年後に汝男の子を生むべし」と言った)。後に成道の年に果たして羅睺を生んだ。

『仏祖統紀』(大正 49 p.155 下、国訳史伝部 02 p.080) : 12年辛卯。仏は目連を遣わして白父と耶輸に「太子羅睺は年すでに9歳である。出家せしむべし」と伝えさせた。そして50人の諸王の公子と一緒に舍利弗を和上に、目連を阿闍梨にして出家させた。羅睺は十戒を受けて四果を証した。

Jinakalamāli (p.027, 畑中 p.103) : 四門出遊で出家者を見た日にラーフラは生れた。その夜菩薩は出家した。

Jinakalamāli (p.027, 畑中 p.125) : (成道からちょうど1年経った) ヴィサーカ月の満月の日に (*visākhapuṇṇamiyaṃ*) 世尊はカピラプラ (*Kapilapura*) に到着し、その3日目にナンダ王子を出家させ、7日目にラーフラ王子を出家させた。

Bigandet (vol. I p.058, 赤沼 p.077) : 菩薩が沙門に出会ったのち、ちょうど馬車に乗り込んだ時使者がヤソーダラー姫が王子が生れたことを知らせた。菩薩はその夜出家した。

Bigandet (vol. I p.181, 赤沼 p.227) : 浄飯王は出城後の6年間の苦行の後、成道したブッダが竹林精舎にいることを知って、迦留陀夷を使いに出して帰郷を促した。仏は帰郷の第2日目にナンダを出家させ、第7日目にラーフラを出家させた。目連が頭を剃り、舍利弗が第1の教えを授け、ラーフラが沙弥となる時には迦葉が職位の義

務を教授した。

[6-3] 以上に紹介したラーフラの誕生と出家に関する伝承を、世尊の出家と成道とカピラヴァットゥへの帰郷を関連させて表に作ってみると次のようになる。項目名は釈尊の出家と成道、釈尊の帰郷であるが、表中に記したのはラーフラの記事と年齢である。なお世尊の帰郷の①は出家からの年数、②は成道からの年数である。

	世尊の 出家	世尊の成道	世尊の帰郷 ①	世尊の 帰郷②
A 文献				
『僧祇律』 「単提 042」	入胎	出胎 (6 年在胎)		
『根本有部律・破僧事』	入胎	出胎 (6 年在胎)	12 年	6 年
B 文献				
<i>Jātakatthavaṇṇanā</i>	出胎			1 年
修業本起経				
中本起経				
太子瑞応本起経	入胎	出胎 (6 年在胎)		
異出菩薩本起経				
普曜経			12 年 (羅云 7 歳)	6 年
『方广大莊嚴経』			12 年 (羅云 7 歳)	6 年
<i>Lalitavistara</i>				
『僧伽羅刹所集経』				
『十二遊経』			12 年	
『仏所行讃』	出胎			
<i>Buddhacarita</i>	出胎			
『仏本行経』				
『過去現在因果経』	入胎			
仏本行集経	入胎	出胎 (6 年在胎)	(羅睺羅 6 歳)	
仏本行集経 (に紹介する異説)	出胎 2 年	苦行 6 年	(羅睺羅 15 歳)	7 年
<i>Mahāvastu</i>	入胎	苦行 7 年 (6 年在胎)		
『衆許摩訶帝経』				
C 文献				
『釈迦譜』 「瑞応本起」	入胎	出胎 (6 年在胎)		
『釈迦譜』 「普曜経」			12 年 (羅云 7 歳)	6 年
歴代三宝記				
『釈迦氏譜』 「普曜経」	入胎	出胎 (6 年在胎)	12 年	6 年
『釈迦氏譜』 「未曾有」			12 年 (羅睺 9 歳)	

『仏祖統紀』 「瑞応経」	入胎	出胎 (6 年在胎)		
『仏祖統紀』			(羅睺 9 歳)	
<i>Jinakālamāli</i>	出胎	苦行 6 年		1 年
<i>Bigandet</i>	出胎	苦行 6 年		1 年?

[6-4] 上記の表からも明らかなようにラーフラの誕生については原始聖典には記述は少ない。しかも『僧祇律』や『根本有部律』はラーフラは6年間の間母親の胎内にあったとするから、科学的にはこのようなことは信じられない。しかし史実として釈尊にはラーフラという一子があったことは認めなければならないであろうから、そうとすればそれは世尊が在家生活していた時の子であり、釈尊はこの子が誕生したのをきっかけにして出家の決心をされたと考えてよいであろう。

「律蔵」によれば釈尊が王舎城の男子を出家させた時、人々から「沙門ゴータマが来て子を奪い、夫を奪って家系を断絶させる」という非難が巻き起こったとされるし、前述のように浄飯王は子を出家をさせる時に「父母の許可」を得ることを条件とすることを要求したとされる。そもそもスッドーダナ王が釈尊の出家を許さなかったのは釈尊を家系を継ぐべき後嗣と考えていたからである。ラーフラの母は釈尊が帰郷された早々に、ラーフラに家督を譲れと要求させたとされるが、これもこのような背景があったからであろう。

そして後に釈尊はラーフラを沙弥として出家させたということも史実として認めてよいであろう。しかしそれがラーフラの何歳の時であったかを記す原始聖典はない。またB文献のいうところも区々さまざまである。もっとも表面的には6歳とか7歳などとするものが多いが、これらは6年在胎を前提とし、釈尊の成道を誕生としたうえで、釈尊の帰郷を成道6年あるいは7年とするからにはほかならない。したがってラーフラが出胎した時に釈尊が出家されたと考えれば、ラーフラの年齢は12歳あるいは13歳ということになる。ただしパーリのB文献は苦行を6年としても帰郷を成道後1年とするから、ラーフラはまだ7歳にしかなくていなかったことになる。もっとも『十二遊経』は釈尊の帰郷を成道から数えて12年とするから、とするならばラーフラは18歳になっていたことになる。

ということでラーフラの出家年齢は釈尊が成道後何年に帰郷されたかということが決め手になる。原始仏教聖典は仏成道後の釈尊の言行録であるからこの期間の記録は豊富にある。そしてこれを綿密に検討した結果として、釈尊の帰郷は祇樹給孤独園の寄進を受けるために王舎城から舎衛城に行かれる途中の釈尊48歳＝成道14年の雨安居前のことであったというのが結論である。そのときラーフラは19歳と10ヵ月になっていた。後2ヵ月もすれば具足戒を得て比丘となれる年齢であったが、釈尊は敢えて比丘とはせずに沙弥として出家させたのである。これは異例のことといわなければならないであろう。しかもラーフラはその後しばらくは沙弥として生きた。いうまでもないが沙弥とは見習いの出家修行者であって、一人前の修行者ではなく、サンガの正式なメンバーでもなかった。

そして【研究ノート17】の【021、022】『中阿含』040「手長者経」（上）、『中阿含』041「手長者経」（下）の年代推定に記すように、ラーフラがサーリプッタを和尚として具足戒を受けて正規の比丘になったのは釈尊60歳の雨安居後のことであった。そのときラー

フラはすでに32歳になっていた。ラーフラはこれも異例のことであるが13回もの雨安居を沙弥として過ごしたのであった。そのときは具足戒を受ける資格ができる満20歳を12年も過ぎていたわけである。

[6-6] 次に沙弥としてのラーフラの事績を記す経を紹介する。

沙弥というのは正式な比丘となる前の仏教の見習い修行者のことである。

なお対応経でありながらラーフラの身分に相違がある場合があるが、このような場合は全体の状況を見て筆者が判断した。例えば次に紹介する「波逸提：共未受具足人宿過限戒」はラーフラはまだ具足戒を受けていなかったのであるから沙弥と判断すべきであるが、なかには「尊者 (āyasmant) と表記するものがあるようなケースである。

Pācittiya (波逸提) 005 (vol.IV p.015、南伝02 p.024) : 世尊はアーラヴィーのアッガーラヴァ塔廟に住された。そのとき優婆塞たちが説法を聞こうと僧園にやって来た。長老比丘たちは説法の後各自の精舎へ戻ったが、年少比丘たちは講堂で優婆塞たちと一緒に寝て、知らずに裸となったり寝言やいびきをかいたので、優婆塞たちが非難した。これを聞いた少欲の比丘が世尊に告げた。世尊は「未受具足戒者 (anupasampanna) と同宿すれば波逸提である」と制せられた。

世尊はここに随意の間住された後、遊行してコーサンビーに到着され、バダリカ園 (Badarikārāma)に住された。このとき比丘たちが尊者ラーフラ (āyasmant Rāhula) に、「世尊は『未受具足戒者と同宿すべからず』という学処を制定されたので、あなたが自分でベッドを探してください」と言った。しかしラーフラはベッドを得られず厠で寝ていた。早朝に世尊は厠へ行きノック代わりの咳をされた。ラーフラも咳で合図した。世尊はそれがラーフラであることを知られた。世尊は「未受具足戒者と2夜3夜を過ぎて同宿すれば波逸提である」と制せられた。

『四分律』「単提005」(大正22 p.638上、国訳01 p.240) ; 世尊は曠野城に住された。このとき六群比丘が長者らといっしょに講堂に止宿し、六群中の一人が寝相が悪く陰部を露出させたので長者らが嘩立した。少欲知足の比丘がこれを世尊に知らせ、世尊は「未受具人と共に宿すれば波逸提である」(初制)と制せられた。

そのとき世尊は拘睺毘国に住された。このとき比丘らが「世尊は未受具人と同宿することを許されない」と言って羅云を追い出したので羅云は厠で寝た。これを知った世尊は羅云を自らの房へ連れて来て一緒に宿泊された。翌朝、世尊は「あなたたちは慈心がない、小児を追い出すとは」と非難され、「未受具人と共に二宿を過ぎて三宿に至れば波逸提である」(重制)と制せられた。

『五分律』「墮007」(大正22 p.040上、国訳13 p.162) : 世尊は阿荼脾邑に住された。このとき居士らは世尊が去られるというので、比丘らと一緒に坐禅や経行を行じ夜も眠らなかった。5日目になって疲れがでたので、一人の比丘が熟睡中に形起こり露出させた。それを見た居士が彼を非難した。これを聞かれた世尊は「未受具戒人と共宿すれば波逸提である」と制せられた。

居士らが比丘に就いて坐禅行道しようとしたが、比丘らは彼らを追い出して許可しなかった。居士らの中には力づくで房に突入する者が出て、比丘らは露地で寝るはめとなり、蚊や虻・風雨などに悩まされた。

ときに世尊は羅睺羅（尊称なし）と共に阿茶脾邑より拘舍弥国の瞿師羅園に至られた。このとき羅睺羅は世尊と別れて婆耆羅僧坊（Badarikārāma）へ行き、房を掃除して臥具を整えた後世尊のもとへ行った。ところが彼がいないときに分臥具比丘がその房を他の比丘に与えてしまった。聴法しおわって初夜に羅睺羅が戻って、「私の房である」と主張するも、その比丘が「私は上座である」と譲らなかったので、彼は廁で寝ることになった。ところがそこには黒蛇がいて、これを天眼で見た世尊はそこに行き、事情を知られた。翌朝世尊はその上座比丘を呵責され、比丘らが先の露地にて過ごしたことも知られて、「未受具戒人と共に2宿することを許す、2夜を過ぎれば波逸提である」（重制）と制せられた。

『十誦律』「波夜提 054」（大正 23 p.105 中、国訳 05 p.331）：世尊は阿羅毘国に住された。そのとき在家信者たちが齋日に齋法を受けるために寺に集まって夜通し跏趺して過ごした。上座比丘たちはそれぞれ房に入ったが、年少比丘や沙弥らは説法堂に寝ていて、知らず知らずのうちに裸となったり、寝言を言ったりした。在家信者がそれを見て非難した。少欲知足の比丘からこれを聞かれた世尊は、「未受具足戒者と同宿してはならない」と教誡されたが、このときには未だ制戒されなかった。

世尊は舎衛城に住された。そのとき比丘らは沙弥である羅睺羅を房舎から追い出し共宿しなかった。そこで羅睺羅は辺小の房舎に住したが、そこへ客比丘がやって来て彼を追い出した。このようにして彼は3度追い出され、仕方なく世尊の廁屋中で寝た。後夜となって蛇が現れ彼の身に危険が迫ったので、これを神通力で知られた世尊は彼を自分の房舎に導かれた。そして世尊は比丘僧を集めて、「沙弥には父母なく、慈愍なければ生活できない」と諭されたのち、「未受具足戒者と同宿して2夜を過ぎれば波逸提である」と制された。

『僧祇律』「単提 042」（大正 22 p.365 中、国訳 09 p.154）：世尊は曠野精舎に住された。このとき営事比丘が作人を雇い食堂や禪房や温室に宿泊させたので、あちこちを汚し比丘らの坐禅や行道を妨げた。比丘らがこれを世尊に報告した。世尊は営事比丘を呼び出し、「未受具戒人と共に同室で宿泊してはならない」と教誡された。

世尊は菩薩であったとき、父王は轉輪聖王の種が滅することを恐れて出家を認めなかったが、羅睺羅の懷妊を機に家を捨てて出家した。かつて父王は三時殿を造った。『柔軟線経』に広説した如くである。その後如来は等正覚を成就した」と告げられた。比丘らは「世尊はどうして6年間の苦行をなされたのでしょうか」と質問すると、「『烏本生経』に広説されているように今日の6年間だけ苦行をしたのではない」と答えられた。また比丘らが「どうして魔波旬は世尊を悩ますのでしょうか」と質問すると、「『鼈本生経』に広説されているように今日だけ魔波旬が悩ましたのではない」と答えられた。迦毘羅衛国での父子相見、大愛道と耶輸陀羅と羅云の出家もこのなかに広説されている、と語られた。

仏は親里のために迦維羅衛国に帰城された。人々は世尊のために廁屋を造った。そのとき尊者羅睺羅が露地で寝ると、夜中に雨が降ったので舍利弗や大目連などの房を訪れたが入れてもらえず、世尊の廁屋で横になった。そこへ黒蛇が入ろうとしたので、これを知られた世尊は羅睺羅を自らの房へ連れてきたが、弟子のために制戒した

からと蹴踏された。翌朝、世尊は「如来は慈心の故に羅睺羅にちなんで、今日より後、未受具戒人と三夜、同室宿を許す。四夜には別住すべし」と告げられた。ときに比丘らが「どのような因縁で羅睺羅は6年間胎にあったのでしょうか」と質問すると、世尊は羅睺羅六年在胎本生譚を説かれた。世尊は迦毘羅衛城に依止する比丘らを集め、「未受具戒人と同室すること三夜を過ぎれば波逸提である」と制された。

『根本有部律』「波逸底迦 054」（大正 23 p.838 下、国訳 21 p.102）：世尊は室羅伐城の逝多林給孤独園に住された。そのとき多数の信者らが寺にやって来て比丘らに説法を願い出たが、比丘らは「世尊の許可がないから」と断ったので、彼らは非難して帰ってしまった。比丘らがこれを世尊に報告すると、世尊は時に随っての誦経を許可された。ときに営作人が比丘らに「自分たちは仕事があって、昼間は誦経を習うことができないので夜、習いたい。毎日は無理なので、8日、15日、23日と月の尽日に習いたい」と願い出た。世尊はこれを許可された。

ときに阿練若に住する乞食比丘が15日の布薩に参加するために寺にやって来て、夜になったので宿泊することにした。このとき誦経を習いに来た俗人も同宿し、灯燭を点していた。夜中、俗人と同宿していた1人の摩訶羅（老）比丘が元妻の夢を見ながら非法なことを口走った。これを見た俗人たちが彼を非難した。翌日、乞食比丘が阿練若に戻って仲間にこの因縁を告げた。世尊はこれを知られて、「具足戒を受けてない者と同宿し、灯燭を燃やしてはならない」と教誡されたが、未だ制戒されなかった。

世尊は憍閃毘の妙音園に住された。ときに舍利弗には准陀と羅怛羅という2人の沙弥がいた。羅睺羅が外出中に客比丘がやって来て彼の房を占領したので、彼は寝る場所を失った。准陀に相談しても「どこか適宜に寝ればよいではないか」と言って立ち去ってしまった。そこで彼は厠で寝ることにしたが、その夜に大雨が降り出し毒蛇が入り込んだ。世尊は毒蛇から彼の身を守るため彼を自身の房へと移され、自身は行じかつ坐して天明を迎えられた。晨朝、世尊は「沙弥には父もなく母もない。ただあなたたち同梵行人の慈念あるのみである」と告げ、「未受戒者と共に2夜を限って同宿することを許す」と説かれた。

この後、世尊は病人・賊・獣および蚊蟻などに関して説かれた。ときに鄢波難陀には利刺と長大という2人の沙弥がいて、彼らは2夜を過ぎても同宿していた。少欲の比丘がこれを世尊に報告した。世尊は「未受戒者と共に同室宿して2夜を越えれば、波逸提である」と制せられた。

『十誦律』「雑法」（大正 23 p.277 下、国訳 06 p.418）：世尊は舍衛国に住された。そのとき沙弥の羅睺羅が師である迦留陀夷に反抗したので、迦留陀夷は羅睺羅を寺から駆出した。羅睺羅が祇園の門外で泣いていると、世尊が彼の姿を見かけて近づき、理由を尋ねられた。理由を知られた世尊は「今より沙弥を僧伽藍から駆出してはならない。房舎から駆出せよ」と制戒された。

『根本有部律・雑事』（大正 24 p.265 上、国訳 25 p.210）：縁処は同前（室羅伐城）。舍利弗には准陀と羅怛羅の二人の求寂がいた。舍利弗が他の場所の遊行に行く際に

准陀は舍利弗について行き、羅怛羅は尊者**鄒陀夷**に依止してそこに留まることになった。舍利弗は羅怛羅が尊者**鄒陀夷**に依止する事はよくないと告げたが、羅怛羅は父のように仕えれば悪をなすことはあるまいと言って依止した。

そのとき尊者**鄒陀夷**は羅怛羅に「来なさい。このようなことをしよう」と命じたが羅怛羅は断った。**鄒陀夷**は怒って羅怛羅を寺の門から追い出した。追い出された羅怛羅は寺の門の外で泣いていた。それを見た**大世主比丘尼**や**橋薩羅主勝光大王**、**給孤長者**たちは、仏の子を見捨てて他所に行けようかと考えて羅怛羅の周りを取り囲んだ。この様子を見て世尊は**阿難陀**にその理由を訊ねた。

仏は、「比丘はただ自分の房においてのみの主であり、寺中に於ける主ではない。勝手に比丘を寺の外に追い出せば越法罪である」と制された。

[7] 次に共住比丘 (saddhivihārika bhikkhu) 時代のラーフラの事績を紹介する。ここに共住比丘というのは、一般には具足戒を受けてからの10年間は和尚 (upajjhāya) に、もし和尚に事故があった場合には代って阿闍梨 (ācariya) に依止して共に生活し、和尚 (阿闍梨) から教えと同時に生活万般の教育を受ける期間であり、例えば界を出て遊行する時などは和尚 (阿闍梨) の許可を得なければならない、比丘とはいえいわばまだ独立していない時代の比丘である。なお【研究ノート17】で述べるように、ラーフラがサーリプッタを和尚として具足戒を与えられ比丘となったのは釈尊60歳＝成道26年の雨安居明けのことであった。この時ラーフラは32歳になっていた。

このような時代のラーフラの事績を語るものは次の1経しかない。ここではラーフラは最下座の比丘であったとされている。

『五分律』「威儀法」(大正22 p.179上、国訳14 p.283)：仏は**王舎城**に住された。そのとき多くの居士らがサンガを食事に招待した。そのとき比丘らは各自が勝手な行動をとったので、ある者は衣鉢をもって行こうとすれば、他方では衣を脱ぎ鉢を洗おうとする者もあり、居士らは誰が食事をし、誰が食事をしてないのか分からず、「外道でさえ共に請を受け俱に食するのに、沙門釈子には規律がない」と非難した。それを聞かれた世尊は、上座の指示によるべきであるという食時初學法を制せられた。

そのとき1住処において**舍利弗**は最上座として**羅睺羅**は最下座として食の請を受けた。主人は上座には酥羹を与え、次座には油羹を与え、下座には沢枯羹を与えた。羅睺羅は食後に世尊に挨拶に行ったがそのとき今日の食を尋ねられた。羅睺羅は「沢枯羹を食しましたので力がありません」と答えた。世尊は舍利弗を呵責され、「一切に平等に与えよ」と制された。

[8] 次に上座時代のラーフラの事績を紹介する。

ここに上座時代のラーフラと解釈するものは、具寿あるいは尊者 (āyasmant)、上座 (thera) などと敬称付で呼ばれるものや、共住比丘 (saddhivihārika-bhikkhu) としてとして和尚あるいは阿闍梨に奉仕することから開放されて、単独行動をとっているようなものを以て判断した。彼が上座になったのは、共住比丘は10年間は依止しなければならないという律の規定通りに彼が42歳になった時、すなわち釈尊70歳＝成道36年の年であった。

『雑阿含』1075 (大正 02 p.279 下、国訳 03 p.083) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき陀驪摩羅子は王舎城に住して衆僧を典知する役をしていた。ときに慈地比丘は陀驪に飧食を配給されたと勘違いしてこれを恨み、姉妹の蜜多羅比丘尼に「陀驪と共に非梵行を犯した」と訴えさせた。世尊は陀驪が憶念しないことを確認され、世尊の背後で風を送っていた尊者羅睺羅に、「もし蜜多羅比丘尼が来てあなたと非梵行を犯したと訴えたらどうするか」と質問された。羅睺羅は「もし憶念していたら憶念していると言います、もし憶念していないなら憶念していないと言います」と答えた。世尊は「愚痴人の汝ですらこのように言う。陀驪は清浄比丘であるから真実を語っているはずである」と言われ、「陀驪摩羅子は憶念すべし、蜜多羅比丘尼は自言をもって滅すべし⁽¹⁾、慈地比丘は呵諫教誡すべし」と命じられた。呵諫教誡された慈地比丘は陀驪摩羅子が清浄無罪であることを認めた。世尊は「熱鉄丸を食らうとも禁戒を犯した者は僧の信施を食らうべからず」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

- (1) ここにいう「憶念」「自言」というのはサンガの紛争解決方法である。「モノグラフ」第16号(2010年1月)に掲載した【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」(森章司)を参照されたい。なお「呵諫教誡すべし」というのは有罪が確定しているわけである。

『別訳雑阿含』014 (大正 02 p.377 下) : あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき陀驪比丘力士の子は釈尊に命じられて僧事を料理する任にあった。ときに弥多求と名づける比丘が僧次によって供養を受ける番になったときしばしば粗末なものに当たったので陀驪比丘を逆恨みして、姉妹の弥多羅比丘尼に「彼と非梵行を行った」と言えと頼んだ。その訴えによって世尊は衆中で陀驪比丘に確認した。彼は「憶していない」と証言した。しかし羅睺羅(尊称なし)は「陀驪比丘は弥多羅比丘尼と非梵行をなしたと弥多求比丘が証言するのを見ました」と言った。世尊は「もし弥多羅比丘尼が汝を誹謗して羅睺羅は私と非梵行をなしましたといい、弥多求比丘が証言すれば汝はどうするか」と質問された。羅睺羅は「私が誹謗されたら、世尊は私をよく知っておられますと言います」と答えた。世尊は「汝ですらそうである。いわんや陀驪は清浄であって所犯あるなし」と告げられ、比丘らに「陀驪比丘に憶念羯磨をなせ、弥多羅比丘尼を自言によって滅擯せよ」と命じられた。そして比丘らは弥多求比丘を苦切羯磨にかけた⁽¹⁾。世尊は「この身において熱鉄丸を飲むとも破戒の身をもって淨信の施を受けるなかれ」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

- (1) 【研究ノート11】「懲罰羯磨制定年の推定」(森章司、「モノグラフ」第21号 2017年4月)においては、驅出羯磨の制定年は釈尊77歳=成道43年ころとしている。p.105 ただしこの制定因縁にはダツバは登場しない。ダツヴァが登場するのは滅諍法の憶念毘尼であって、前掲の【論文20】の告発諍事において検討したが、制定年にはふれていない。なお「律藏」の当該箇所にはラーフラは登場しない。Vinaya vol. II p.072、『四分律』大正22 p.914上、『十誦律』大正23 p.142中、p.252中、『僧祇律』大正22 p.328下、『根本有部律律撰』大正24 p.608上。『五分律』は具体的な人名を出す因縁譚を記さない。

『増一阿含』047-008（大正02 p.783中、国訳09 p.360）：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき舍衛城中の一人の長者が羅云（尊称なし）のために坐禅の房を作った。彼はここで坐禅して数日後に人間に遊行に出た。長者が彼の房を訪れると不在なので、僧伽に差次してもらい他の一人の比丘を住ませた。世尊を問訊してすぐに戻った羅云はこれを知り、世尊にこれを訴えた。世尊は阿難に「長者に自分の行いに過があったのかを問いなさい」と指示し、過のなかったことが確認されると、阿難に告げて比丘たちを普会讲堂に集合させ、「布施したのちこれを奪って他の者に与え、人のものを奪って僧伽に施し、僧伽より奪って人に与えることは清浄施とならない。また施主が与えるのを見、受者が与えるのを見ないのは平等施とならない。さらに比丘が命終したときは羯磨をなし議決して与えるべきであり、一人でも賛成しないのに与えれば平等施とならない。それ故にこの房を羅睺羅に与える」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『四分律』「房舎捷度」（大正22 p.943上、国訳04 p.075）：そのとき世尊は舍衛国に住された。阿難が別房を得た。釈尊は「蓄えてもよい」と許可された。

そのとき羅睺羅が那提迦村の林の中に住んでおり、彼に居士が自分で房舎を造って羅睺羅に施した。ところが羅睺羅が人間を遊行している間に、その居士は房舎を僧伽に施してしまった。羅睺羅は摩竭提国より人間を遊行して帰り、これを知って世尊にその間の事情を告げた。世尊は居士に「羅睺羅に沙門としての落ち度があったのか」を質すように指示された。それがなかったことを確認されると、世尊は比丘僧を集め、「ある人や僧伽に房を造って施し、さらに他の人や僧伽に施すことは非法施であり、非法受であり、非法住である」と説かれた。

『五分律』「臥具法」（大正22 p.168中、国訳14 p.243）：時に羅睺羅は那提迦聚落に住し、深く敬信した一人の優婆塞は羅睺羅のために房を造って施した。そのとき羅睺羅は所用があって人間を遊行に出掛けた。そこへ阿難がやって来ると、その優婆塞はその房を彼に与えた。羅睺羅が戻って阿難と2人で優婆塞のところへ行き、「誰に与えた房か」と質問した。優婆塞は「先に羅睺羅に与えたが、羅睺羅が去ったので阿難に与えた。だから阿難の房である」と答えた。比丘らが釈尊に事の次第を告げると、釈尊は比丘僧を集め、婆楼王の本生譚を説かれた後、「今より他に先に施した房を受けてはならない。突吉羅である」と制戒された。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.444下、国訳10 p.124）：そのとき尊者羅睺羅が跋耆国（Vajji）を遊行して、漸漸に波羅奈林聚落へ至った。その聚落に一人の居士がいて、彼のために房を造って施した。ところが彼が遊行中にその居士はその房を他の比丘に与えてしまった。羅睺羅がこれを世尊に告げると、世尊は「いったん僧に施したものを転じて他に施すのは非法の施である。前に与えたのが施であって、後に与えたのは非施である。房はあなたのものである。これが僧伽藍法である」と説かれた。

『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦029」（大正23 p.757上、国訳20 p.159）：そのとき釈尊は釈迦処の販草人聚落に住された。そのとき一人の長者が1住処を造って聖者羅怛羅に施与した。羅睺羅はここに住していたが用務があって室羅伐城に行つて

いる間に、その長者はその住処が空であるのを見て僧伽に寄進してしまった。羅怛羅は戻ってそれを知り、世尊に「どのようにすればよいでしょうか」と尋ねた。世尊は「長者のもとへ行き、『自分に身・語・意に不善処あるを見て嫌賤を生じたのか』と聞きなさい」と命ぜられた。彼がそうでないことを確認すると、釈尊は阿難に命じて比丘らを集めた後、施不如法と受不如法などを説かれて、「余人に廻施してはならない。羅睺羅に与えるように」と判定された(捨墮法第29「廻衆物入己学処」因縁)。

『増一阿含』048-005(大正02 p.791下、国訳09 p.386)：あるとき世尊は羅闍城の迦蘭陀竹園所に住された。そのとき師子長者は、舍利弗や大目犍連、離越、大迦葉、阿那律迦旃延、滿願子、優婆離、須菩提、羅云、均頭沙弥などの上首者五百人を順次に食事を招待した。ときに羅云は城内の彼の家で招待を受けた後、世尊のもとを訪れた。世尊はその日の飲食が妙であったか細であったかと質問された。羅云は「極妙にして豊かであった」と答えた。世尊はさらに「衆僧は幾人あって上首は誰か」と問われた。羅云は「和上舍利弗を上首となし、神徳の弟子500人です」と答えた。世尊は「人を選ぶの福よりも500の羅漢に施す功德は百倍千倍億万倍である」と僧伽に施す福德を讃歎された。これを聞いて長者は、「これからは僧伽に供養する」と告げた。世尊は「僧伽にはさまざま人々がいるが平等に施せば福德が無量である。我が優婆塞中第1の弟子にして平等施の者は師子長者である」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

『僧祇律』「明単提92事の2」(大正22 p.332下、国訳09 p.031)：(「自言毘尼」の解説) 釈尊は舍衛城に住された。そのとき尊者羅睺羅(他に慧命、仏子とも呼ばれている)は城内での乞食をして精舎へ戻って食事を終え、坐禅をしようと安陀林へ向う途中、悪比丘が女性と非梵行を行じているのを目撃した。その悪比丘は「世尊の子である羅睺羅に非梵行を見られた。きっと世尊に告げるだろう」と考えて、彼より先に世尊のもとへ行き、「羅睺羅が非梵行を行じているのを見た」と告げた。しかし世尊は黙然として答えられなかった。羅睺羅は禅定より覚めて世尊のもとにやって来た。そこで世尊は自言治毘尼滅のやり方を制定された。阿難が自言治毘尼滅について質問すると、釈尊は罪諍の自言治毘尼滅を解説された(1)。

(1) 「自言毘尼」については、【論文20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」(「モノグラフ」16 2010年1月)を参照されたい。

[9] 次にラーフラの成阿羅漢を検討する。

[9-1] すでに紹介した MN.147 *Cūlarāhulovāda-s.* (教羅睺羅小経) = SN.035-121 *Rāhula* には「諸々の漏から解脱した」とされ、『雑阿含』200には「阿羅漢を成じて心解脱した」とされている。まさしく成阿羅漢の当該経ということになる。

なお次の経はそのものずばりではないけれども、これから問もなく一切結を断じたと考えてよいであろう。ラーフラの成阿羅漢の当該経として扱っておく。

『増一阿含』016-010(大正02 p.581中、国訳08 p.123)：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者羅雲はよく禁戒を持ち、小さな罪さえも

犯さなかったが有漏心解脱を得られないでいた。比丘らはその理由を世尊に尋ねると、世尊は「禁戒の法を具足し、諸根も成就している。漸漸に速得して、一切の結を尽さしむであらう」と偈を以て答えられ、「念じて正法を修治し、漏失することなからしめよ」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜奉行した。

ただしラーフラの成阿羅漢がいつのことであったのかを推定する材料はない。しかし阿羅漢になれば即それが具足戒を得る条件が満たされるのであるから、ラーフラが沙弥生活を送っているということは、それが沙弥時代ではなかったということである。

また比丘となってからはサーリプッタのサンガの最下座としての生活をしているから共住時代にも得脱はしていないであろう。

そして上座となったのは釈尊が 70 歳の年であり、上に紹介した成阿羅漢資料による限りそれは釈尊存命中のことではなければならないから、釈尊入滅までの間のことになる。そしてラーフラは持戒第 1 とされるようにこつこつと努力するタイプであり、しかも上記したように尊者ラーフラに対するたくさんの説法があり、また阿羅漢とは思われないラーフラの事績もたくさんあるのであるから、上座になった直後でもあり得ない。

このような想定に基づくならば、ラーフラが得脱したとする MN.147 *Cūḷarāhulovāda-s.* (教羅睺羅小經) = SN.035-121 *Rāhula*、および『雜阿含』200 は、その仏在処をすべて舎衛城の祇樹給孤独園とするから、ラーフラが得脱した可能性がもっとも高いのは釈尊 77 歳 = 成道 43 年の時とするのが妥当であろう。まさしく釈尊の最晩年であり、この時ラーフラ自身は 49 歳になっていた。なおこの年はサーリプッタとマハーモッガッラーナが亡くなった年である。すべては想定範囲にすぎないが、一応これを今の結論としておきたい。

[9-2] ラーフラが得脱しているとする文献には次のようなものがある。

Theragāthā Vs.295 ~ 297 (p.035、南伝 25 p.175) : (羅睺羅長老 (ラーフラ) (rAhula) の偈) 私は仏の子であり、諸法の上に眼を備える者であり、阿羅漢にして三明を具し、無滅 (涅槃) を見たる者なり。

Apadāna 03-02-016 (p.060、南伝 26 p.109) : (ラーフラのアパダーナ) 大牟尼は私を守り、私は無漏となって、四無礙解と八解脱と六神通を証した。

また次の経は世尊が 80 歳になるとされているから釈尊最晩年の経であるが、内容からしてここに登場するラーフラはすでに阿羅漢になっていると解せられる。

『増一阿含』048-003 (大正 02 p.787 下、国訳 09 p.374) : あるとき世尊は舎衛國の祇樹給孤独園に住された。そのとき釈尊は 500 人の大比丘衆と共にあった。そのとき阿難は世尊に「世尊は過去の諸仏の姓・名・弟子・菩薩の多少など悉くを知っておられます。将来久遠の弥勒仏のことを教えて下さい」と願い出た。そこで世尊は弥勒仏の国界・王と大臣の名などの因縁を詳しく語られたのち、摩訶迦葉に「私も年老いて 8.0 歳に向う。汝ら四大声聞 (摩訶迦葉比丘、君屠鉢漢比丘、賓頭盧比丘、羅云比丘) は般涅槃しないで、弥勒仏が世に出現されるまで待つように」と告げられ、「弥勒仏が、『十想 (①無常の想、②楽有苦想、③計我無我想、④実有空想、⑤色変の想、⑥青瘀の想、⑦腹脹の想、⑧食不消想、⑨血想、⑩一切世間不可樂想) を思惟すべきである、これは過去の釈尊仏が汝らに有漏を尽させ、心解脱を得させるためであった』と説くであろう」と記された。また阿難に「弥勒如来は彼の衆中において

て、『口意身に悪を行ぜず速やかに生死の淵を脱るべし』という偈を説き、寿八万四千歳で般涅槃し、後に遺法が八万四千歳存するであろう」と説かれた。阿難と諸大会は仏の所説を歡喜奉行した。

また次の経は釈尊が3ヵ月後に入滅すると宣告された時を説時とするということになる。

『増一阿含』052-001（大正02 p.821中、国訳10 p.092）：あるとき世尊は毘舍離の普会講堂所に500人の比丘らと共に住された。そのとき大愛道が毘舍離城の高台寺に500人の阿羅漢比丘尼らと居て、比丘らが「世尊が3ヵ月を過ぎずして拘夷那竭（Kusinārā）の沙羅双樹の間で滅度される」と話すのを聞いた。彼女は‘如来の滅度を見るのは堪えられない。また阿難の滅度を見るのも堪えられない’と考えて、世尊のもとを訪れ、「世尊や阿難よりも先に滅度を取ることを許して欲しい」と願い出てこれを許可された。彼女は重ねて比丘尼のために説戒することを願い、自分が帰って比丘尼の為に禁戒を説くことを許された後、世尊に「私は再び尊顔を拝しません」と告げ、阿難と比丘らにも別れを告げて、比丘尼のもとへ帰った。

これを聞いた差摩比丘尼、優鉢色比丘尼、基利施比丘尼、舍仇梨比丘尼、奢摩比丘尼、鉢陀闍柘比丘尼、婆羅柘羅比丘尼、迦旃延比丘尼、闍耶比丘尼と500人の比丘尼らも世尊のもとを訪れて大愛道と同様に願い出て許された。ときに大愛道は講堂の門を閉ざし、虚空中に十八神変を示して滅度し、500人の比丘尼らも同様にして滅度を取った。

そのとき毘舍離城内に耶輸提という大将がいて、500人の童子と普会講堂に集っていた。ときに彼らは比丘尼らが十八神変を現したのを見てその場所へ向った。このとき世尊は阿難に命じて、耶輸提に「大愛道らの舍利を供養するために500の座具や酥、油、花、香、薪を用意するように伝えよ」と指示された。耶輸提は茶毘の用具を調べ、比丘尼らの遺体を運び出すために大愛道の寺に入ろうとしたとき、難陀と優般難陀という2人の沙弥尼が遮った。しかし彼女らも大愛道らが滅度されたことを知るに及んで滅度を取った。そのとき世尊は比丘らを将いて大愛道の寺へと向われた。

大愛道の寺（高台寺）に赴かれた世尊は、阿難と難陀と羅云（尊称なし）に向って大愛道の遺体を運ばせ、自ら舍利を供養しようとされた。このとき帝釈天、大梵天、毘沙門天と諸の閻叉鬼神、提頭頼吒と諸の乾沓和、毘留勒と無数の拘槃荼、毘留波叉と諸の竜神が世尊のもとに現れ、「世尊自ら労されるな。我らが供養する」と告げると、舍利弗が「過去の諸仏もその母が先に滅度し、その後に諸仏が自ら舍利を供養し茶毘に付された」と諫めた。こうして世尊は茶毘に付するために毘舍離の曠野へ向われた。

このとき世尊は自ら大愛道の遺体を載せた床の一脚を持たれ、さらに難陀と羅云と阿難が各一脚を持って塚間に至られた。そのとき世尊は耶輸提に「500人の比丘尼と2人の沙弥尼を茶毘に付すように」と告げられた後、「一切行は無常なり、生ずれば必ず尽くること有り。生ぜずば即ち死せず、この滅を最も樂しと為す」と偈を唱えられた。

そのとき諸天や人々が雲集して塚間にいた。ときに耶輸提が茶毘の火が尽きた後、

舍利を拾って塔婆を建立した。世尊は彼に「如来と転輪聖王と声聞と辟支仏のために塔婆を建立すれば、長夜に福德を受けること無量である」と告げ、諸天や人々に教えを説かれた。諸天人民乾沓和阿須輪四部之衆は仏の所説を歡喜奉行した。

[9-3] なお次の経は釈尊が入滅された後を舞台とするとしているが、ここに登場するラーフラはとても阿羅漢を得ているとは考えられない。しかし経のいうところにしたがってこの説時は仏滅後として処理する。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正 22 p.470 中、国訳 10 p.224）：世尊が入滅された後、長老比丘らは迦毘羅衛の尼俱律樹園釈氏精舎に住していた。そのとき尊者鬱訶が一人の釈種と旧知であった。その人には2人の子どもがいて、その1人は釈家の女性を母とし、もう1人は異姓の女性を母としていた。その釈種が病気となり、命終に臨んで、鬱訶に「2人の子どものうち、仏法を愛樂し、あなたの目に適う方に地中の蔵（遺産）を知らせて欲しい」と遺言した。釈家の女性が産んだ男の子は悪友と交わり仏法とは縁遠かった。一方、異姓の女性が産んだ女の子は善友と交わり、経や律を誦して、仏法に親しんだ。そこで鬱訶は釈種が死んだ後、その異姓の女の子に財産の在り処を教え、彼女が金銀財宝を得ることとなった。

これを聞いた釈女の子が尊者阿難のもとにやって来て、「鬱訶は父の財産を異姓の子に与えた。釈迦族の法では釈家女の子が父の跡を継ぐようになっているから、父が所有した財物は私のものだ」と訴えた。阿難は「それは非法の分処である。私は鬱訶と法食・味食を共にしないようにする」と答えた。

ときに尊者羅睺羅が鬱訶のところへ行くと、2人は和上を同じくしていたので鬱訶は羅睺羅に「阿難と法食・味食を共にするなかれ」と言った。理由を尋ねると、鬱訶は先の因縁を語って「私に事が無いのに、阿難が私と法食・味食を共にしないのであれば私はあなたと法食・味食を共にする」と言った。阿難は羅睺羅が鬱訶と法食・味食を共にしたと聞いて、羅睺羅と法食・味食を共にしなくなった。

ときに人が阿難に食を送ると、阿難は「世尊の子羅睺羅に与えよ」と言い、また羅睺羅に食を送ると、羅睺羅は「釈尊の侍者である阿難に与えよ」と言った。このようにして迦毘羅衛国では世尊の生地であるに拘わらず7年間布薩と自恣が行なわれなかった。

そのとき尊者優波離が支提山に住していたので、釈迦族の人びとが彼のもとを訪ねて、「迦毘羅衛は釈尊の生地なるに7年間布薩と自恣が行なわれていない。阿難と羅睺羅を和合させて欲しい」と願い出た。優波離は迦毘羅衛に出向いて阿難と羅睺羅を和合させた。これを「鬱訶」と名づけ、「毘尼法」と名づく。

さらに次の経はサーリプッタやマハーモグッラーナが亡くなった後のこととされている。この経のラーフラも得脱しているとは考えられない。われわれはこの2人が亡くなったのは釈尊 77 歳の雨期中のことであったと考えているから、この経の説時はその同時経ということになる。

『根本有部律・雜事』（大正 24 p.289 下、国訳 25 p.301）：具寿阿難陀及び羅怛羅は舍利子および大目連が入涅槃したことを聞いて泣きながら仏の所に詣でた。仏は2人に「生者は死を免れない、五道輪廻中には永久に存することは無い」と説かれ

た。

そのとき**求寂準陀**は焚焼供養し終わった遺骨舍利を取り、舍利子の衣を鉢を持って王舎城に来て、阿難陀の所に来て舍利子が亡くなった事を報告し、一緒に仏の所に詣でた。仏は、阿難陀に舍利子が涅槃に入った意味を説いて聞かせて、今後何を頼りにして修行を続けて行くべきかを教えた。比丘たちは聖者目蓮や舍利子がどのような業によってそのようなようになったのかを疑問に思った。仏は彼らの過去の因縁譚を説いた。

なぜラーフラが登場する経に上記のような特殊な状況下にあるものが多いのか不思議とは言えば不思議であるが、筆者にはその理由は分らない。

[10] 略伝としての最後にラーフラの入滅について検討する。

DN.-A. (1) や SN.-A. (2) によれば、ラーフラは釈尊やサーリプッタよりも先に般涅槃していたごとく記されている。しかしこの記述は「涅槃経」に伝えられる釈尊の最後の遊行の時にもサーリプッタが存命していたというパーリ聖典独自の伝承のもとにしておりには信じ難い。というよりも [9] において紹介した経には、釈尊やサーリプッタ、マハーモッガッラーナの入滅後を舞台としてラーフラが登場するから、これはパーリ註釈書の誤った伝承とするほかない。

(1) vol. II p.549. 片山・長部 3 の p.375 に (註) 24 として和訳されている。

(2) vol. III p.213. 内容は上に同じ。

[11] 最後にラーフラの生涯を概観しておく。

[11-1] ラーフラは釈尊が出家した日に生れた。というよりもラーフラの誕生を機に釈尊は出家された。それは出胎を誕生日とする年齢からいうと釈尊の 28 歳と 2 ヶ月の日であった。アースールハの満月の日 (古代中国暦の 4 月 15 日) である。一般には釈尊の出家出城の日は 29 歳であったとされるが、これは仏教の伝統にしたがって入胎の日を誕生とした数え方による。仏教を含むインドの世界観の根底には輪廻転生があり、その人の一生は母親の胎に入った時から始まるからである。この数え方によれば釈尊の出家出城の日は 29 歳の誕生日のまさに当日であった。ラーフラの誕生日はこの日に重なるわけである。

釈尊には少なくとも 3 人の妻があったと考えられるから、この年になるまで子がなかったというのは不可思議であるが、ともかく釈尊に男児が生れたので釈尊は出家されたとされる。釈迦族の名家の 1 つであるスドーダナ王を家長とするゴータマ家 (他にもゴータマ家はあった) の家系が存続するという希望が生じたわけである。そこで釈尊は待ちに待って耐えきれないように、直ちにその日に親にも妻にも内緒にしてひそかに出家された。

[11-2] ところが成道 14 年 (世尊の出胎を誕生とする満 48 歳の年) に、出城後初めて生れ故郷に帰られた時には、釈尊は妻や父親の反対を押し切って無理やり一人息子のラーフラを出家させてしまわれた。このときには異母弟ナンダもすでに出家していたから、このときスドーダナ王としては自分の家系が存続する希望が絶え果てたのである。

釈尊は自身が出家する時には家系の存続を気にしていたような節が見られるが、それは単なる見せかけだったのかもしれない。そもそも子が生まれたとしても当時の医術のレベルではとてもその子が成人するまで生きられるという保証はされない。ひょっとすると釈尊に

も他に子供が産まれていたが、次から次へと死んでしまっていたということも考えられないではない。

ともかくラーフラは自分の意思ではなく親である釈尊の意思で無理やり出家をさせられた。それもすでに 19 歳 10 ヶ月に達していた男を沙弥としてである。正規の出家修行者としての比丘になれるのは満 20 歳になってからであるが、ラーフラはあと 2 ヶ月すればその年齢に達した。しかも先述したように輪廻転生という世界観によれば、この世に誕生するのは母親に胎内に入るということであるから、その年齢は入胎から数えることも許されていた。とすればラーフラはその時点で出家・具足戒を受けて比丘となる資格をすでに有していた。

それはラーフラの母からラーフラに家督を譲れという要求があり、父スドーダナも反対するという緊急的な事態下になされたが、しかし釈尊もそして和尚となったサーリプッタもこのことを十分承知していながらあえてラーフラを沙弥として出家させたのであろう。ラーフラはめったに世に現れることがないと信じられていたブツダ⁽¹⁾の一人子であるという極めて特殊な環境にあるから、傲慢にならないようにという配慮があったのかもしれない⁽²⁾。

(1) あるいはこのようなブツダ観は説話的に潤色されていると見られる傾向もあるが、筆者は過去仏と未来仏という考え方は仏教にある本源的なものであると考えている。いずれこのことについては体系的に論じたいと考えているが、今は宿題としておく。

(2) あるいはサーリプッタには弟子の養成に対する独特のポリシーがあったのかもしれない。サーリプッタにはチュンダ (Cunda) と呼ばれる高名な沙弥がいた。『根本有部律・雑事』(大正 24 p.265 上、国訳 25 p.210) には「舍利弗には准陀と羅怛羅の二人の求寂がいた」とされているから、ひょっとするとチュンダとラーフラは同輩であったかもしれない。彼は師のサーリプッタが亡くなった時その遺品をもってその死を釈尊に報告したし (SN.047-013 (vol.V p.161、南伝 16 上 p.384)、『雑阿含』638 (大正 02 p.176 中、国訳 02 p.187))、おそらくニガンタ・ナータプッタがパーヴァーで亡くなった時にその死を知らせたチュンダも彼であった (DN.029 Pāsādika-s. (vol.III p.117)、『長阿含』017「清浄経」(大正 01 p.072 下)、MN.104 Sāmagāma-s. (vol.II p.243)、『中阿含』196「周那経」(大正 01 p.752 下)、『息諍因縁経』(大正 01 p.904 中)) と思われる。パーヴァーはサーリプッタの生れ故郷のナーランダのそばにあったからである。このチュンダ沙弥は上記のような重要な情報を釈尊に知らせるという大きな役割をおこなわれているのであるから、沙弥とはいいながら満 20 歳未満の単なる見習い修行者ではなかったであろう。

なお同じチュンダという名前であるが釈尊の侍者にもチュンダ沙弥という人物がいた。彼はマハーチュンダ (Mahācunda) と呼ばれており、サーリプッタやマハーモッガッラーナと並び称されていた。この沙弥も通常の沙弥ではないわけであって、通常の沙弥は単なる見習いの出家修行者であるが、なかにはそれとは全く異なる沙弥も存在したのである。ラーフラもこのような沙弥であったのかもしれない。

[11-3] 20 歳になろうとしているラーフラが沙弥として出家したことも異例中の異例であるが、このラーフラが 12 年の余も沙弥として過ごし、釈尊教団の正規メンバーとしての比丘になったのが 32 歳になってからであったというのも異例中の異例といわなければならないであろう。サンガの運営規則としては新参比丘は共住比丘として 10 年間の間は和尚 (和尚に何らかの事故があった場合は阿闍梨) に依止して日常生活の万端すべてにおいて和尚の指示に従わなければならないから、この間は自分の意思によって自由に行動することはできなかった。ラーフラは 32 歳にして比丘となったとはいえ、41 歳になるまで一人前

の比丘（上座比丘）としては認められなかったのである。

[11-4] ラーフラはすでに成人に達している状態であったのに沙弥として出家し、また32歳にもなっているのに新参比丘となった。徒弟制度下にあった昔の商家に例えるとすれば、沙弥は小僧のようなものであり、新参比丘は手代のようなものであったから、その間、部屋を追い出されて露地に寝なければならぬこともあったし、十分な食事にありつけないこともあったであろう。しかしこれは先輩の比丘たちに意地悪された結果ではなく、「律蔵」というサンガ運営の規定に基づいたものであった。釈尊やサーリプッタはこうした制度があることを十分承知しながら、すでに大人になっているラーフラを敢えて沙弥や新参比丘の境涯においていたのである。

ラーフラはこれにどのように耐えたかわからないが、ともかくラーフラは青年時代を過ぎて、壮年時代に入るまでの長い間、このような屈辱的な生活を続けなければならなかった。ここにも先述した釈尊やサーリプッタの配慮が働いていたと理解するしかない。

[11-5] 出家とは家を出て家なき生活に入ることである。したがって出家生活の中では父は父であって父ではなく、子は子であって子ではないという関係が想像される。しかし釈尊とラーフラの間はけっしてそうではなかったようである。表面的には屈辱的に見えるラーフラの日常にも、父親としての釈尊の愛情は注がれていたものと考えられる。房から追い出されたラーフラを自分の部屋で寝かせたり、食事に満足しているかと気づかたり、わざわざラーフラのところを訪ね⁽¹⁾、あるいはラーフラを随従比丘として乞食に誘ってその道すがらわざわざ後ろを振り向いて⁽²⁾、さらには昼住に誘ったりして指導するなどということを行なわれていた。*Suttanipāta* 002-011 が釈尊がラーフラをしばしば教誡されたというのは、このようなことを含むであろう。

(1) パーリの MN.061 に記された情報を採用するならば王舎城からアンバラッティカーまでであるから約10kmはあるであろう。ただし漢訳情報ならば竹林園と温泉林までであるから目と鼻の先である。

(2) 道を歩く時には目を斜め前に落としてきょろきょろと周りを見ずまっすぐに歩くのが作法であるからこれに反する。『パーリ律』衆学 007,008, 『四分律』衆学 020,021, 『五分律』衆学 035~038, 『十誦律』衆学 021, 022, 『僧祇律』衆学 004

[11-6] ところでラーフラは研ぎ澄まされた鋭利な頭脳や感覚を持った人物ではなかったようである。むしろ鈍重なくらい生真面目で、素直に目上の者の言いつけを守るような性格ではなかったであろうか。父親としてこのような性格を知っておられた釈尊は、そこでラーフラには生活の基本としての戒を守ることを命じ、教えとしては無常・苦・無我という基本を何度も何度も繰り返して教えられたようである。

そういう人物であったからであろうか、ラーフラには特筆すべき事績が残されていないのは紹介したとおりである。しかしそれはいかにもラーフラらしいというべきであろう。

[11-7] それでも（というとならフラには失礼であるが）ラーフラは49歳の頃には出家修行者の最高の境地とされる阿羅漢果を得たようである。釈尊は77歳でその最晩年であった。

49歳というのは鈍重であったラーフラとしては早すぎるような気もするが、しかし仏教における覚りとは如実知見を得ることであり、これには必ずしも才気煥発型が適しているわけでもない。むしろラーフラのような人物こそふさわしいとすれば、彼こそ典型的な随信行

者であり、心解脱者といってよいであろう。

[11-8] ラーフラが何時亡くなったのかわからないが、彼は師のサーリプッタや大叔母のマハーパジャーパティ・ゴータミーの死を見送った。もちろん父釈尊の葬儀にも立ち会ったであろう。

【062】 *MN.062 Mahārāhulovāda-s.* (教誡羅睺羅大経 vol. I p.420、南伝 10 p.214)
『増一阿含』 017-001 (大正 02 p.581 下、国訳 08 p.124)

[1] これについては前節【MN.061】において考察した。

【063】 MN.063 *Cūla-māluṅkyā-s.* (摩羅迦小経 vol. I p.426、南伝 10 p.222)

『中阿含』 221 「箭喻経」 (大正 01 p.804 上、国訳 06 p.384)

失訳『箭喻経』 (大正 01 P.917 中)

[1] これらの経の概要は次のとおりである。

MN.063 *Cūla-māluṅkyā-s.* (摩羅迦小経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者マールンキヤプッタ (Māluṅkyaputta) は独坐中に、「世界 (loka) は常住 (sassata) であるか無常 (asassata) であるか、世界は辺がある (antavā) か無辺である (anantavā) か、靈魂 (jīva) が身 (sarīra) であるか靈魂と身は別であるか、如来 (tathāgata) は死後存在するか存在しないか、存在しかつ存在しないか、存在するのでなく存在しないのでもないか」ということについて世尊は説かれず、捨て置かれた。もし尋ねて世尊がはっきりと記別されるならば梵行を続けよう、しかしはっきりと記別されないならば修行をやめて還俗しよう、と考えた。

そこでマールンキヤプッタは夕方に独座から起って世尊のもとを訪れ、「もし世界は常住であるならば常住と、無常であるならば無常である……と説いてください。もし常住であるとも無常である……とも知らないなら知らないと明確に説いてください。もしはっきりと記別して下さらないなら修行をやめて還俗します」と告げた。世尊は「私は、来れマールンキヤプッタよ、梵行を修しなさい。世界は常住である、……と説こうと言ったことがありますか。あなたは私に、世尊のもとで梵行を修します。このような問題についてはっきり記別して下さい、と言ったことがありますか」と尋ねられた。

そして「毒箭を射られた人があって、この箭を射た人が王族であるか婆羅門であるか、何という姓名であるか、背の高さはどうか、肌の色が黒いか黄色いか、箭は何でできているかなどがわからなければ箭を抜いてはならないと言ったとしましょう。そのうちにその人は死んでしまうでしょう。世界が常住であるという見 (diṭṭhi) や世界が無常であるという見があるとき梵行住 (brahmācariyavāsa) があるということはありません。世界が常住であるという見や世界が無常であるという見があるとき生老病死の苦しみがあるのです。私は現法における苦しみの征服を説くのです。だから私が説かないものは説かないままに、説いたものは説いたままに受持しなさい。そして私が説かなかつたものは世界は常住である……ということであり、これは正知・涅槃を得るために役立ちません。私が説いたものはこれは苦しみであり、これは苦しみの原因であり、これは苦しみの滅であり、これは苦しみの滅に至る道である、ということです。これは正知・涅槃を得るために役立ちます」と説かれた。マールンキヤプッタは世尊の所説を歡喜して信受した。

『中阿含』 221 「箭喻経」 : あるとき世尊は舎衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき尊者鬘童子は宴坐中に、世尊が「世は常有りとか世は常有る無し……ということについて捨置除却して通説されなかつた、どれが真実でどれが虚妄なのかをはっきりと説いて下されれば梵行を修そう、しかし説いて下さらなければ梵行を捨てようと考え

て、夕方に独座を起って世尊のもとを訪ねた。そして「一向に世は常有り……と知っておられるならそう説いてください、もしお知りにならないのであれば知らないと言っておください」と言った。

世尊は、「あなたは私がこのような問題を説くと思って私のところに来たのですか」と質問された。鬘童子は「そうではありません」と黙然とした。世尊は「毒箭を射られた人が、射た人の姓名……などがわからなければ箭を抜いてはならないと言うとすれば、その人の命は終わってしまうでしょう。私が一向に説いたものは、苦・苦習・苦滅・無滅道跡です。これは智に導き、涅槃に導きます」と説かれた。比丘らは仏の所説を歡喜奉行した。

失訳『箭喩経』：あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき尊者**摩羅鳩摩羅**は独座して、世尊は邪見を棄て邪見を除くとして、世間が有常であるか、無常であるか……という問題について記別されていない。世尊が一向に記別してくだされば梵行を続けよう、しかし記別してくださらなければ還俗しようと考えて世尊のところへ行った。

世尊は、「もし毒箭を射られた人が、射た人の姓名……などがわからなければ箭を抜いてはならないと言うとすれば、その人の命は終わってしまうでしょう。私が一向に記すものは苦・苦習・苦尽住处です。これこそが義であり法であり神通を成ずるもので、涅槃と相応する道です」と説かれた。比丘らは世尊の所説を歡喜し楽しんだ。

[2] この経の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園であり、登場人物は尊者**マールンキヤプッタ** (Māluṅkyaputta) = 尊者鬘童子 = 尊者**摩羅鳩摩羅**である。

[3] マールンキヤプッタが登場する他の経を調査する。

以下がマールンキヤプッタが登場する経であり、その概要である。

MN.064 *Mahāmāluṅkyā-s.* (摩邏迦大経 vol. I p.432、南伝 10 p.232、『片山・中部』3 p.233)：あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「私が説いた五下分結 (pañc' orambhāgiyāni saṃyojanāni) を受持しているか」と尋ねられた。尊者**マールンキヤプッタ**が「受持しています。有身見 (sakkāyadiṭṭhi) と疑 (vicikicchā) と戒禁取 (sīlabbataparāmāsa) と貪欲 (kāmacchanda) と瞋恚 (byāpāda) が下分結です」と答えた。世尊は「これは誰のために説かれたものと理解していますか。外道の出家者が仰臥するだけの嬰兒にとっては自身という認識もなければ法、戒、欲、瞋恚という認識もない。どうして彼に五下分結が生じるのかと、嬰兒の譬喩をもって難詰することはありませんか」と反問された。

そのとき**アーナンダ**が、「今こそその時です。どうぞ五下分結をお説きください」と願い出た。世尊は「無聞の凡夫は法を知らないが故にその心が有身見にとらわれて出離を知らない、疑、戒禁取、貪欲、瞋恚にとらわれて出離を知らない。これが下分結である。この5つの下分結を捨離するための道と行道が四禪、四無色定である」と説かれた。アーナンダが「もしそうであるならば、どうしてある者は心解脱者

(cetovimuttin) であり、ある者は慧解脱者 (paññāvimuttin) なのでしょうか」と質問した。世尊は「根に差別があるからである」と答えられた。アーナンダは世尊の所説を歡喜して信受した。

『中阿含』205「五下分結経」（大正01 p.778下、国訳06 p.309）：あるとき世尊は舍衛国の勝林給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに「かつて五下分結を説いたことがあるが受持しているか」と3度尋ねられたが、みな黙然としていた。そのとき尊者鬘童子が「私はこれを受持しています。欲・恚・身見・戒取・疑です」と答えた。世尊は「あなたが受持するものは外道から嬰孩幼児をもって非難されることはないか」と質問された。鬘童子は頭を垂れて黙然とした。

そのとき阿難が「今その時です。どうぞお説きください」と願い出た。世尊は「五下分結は捨を如実に知らないから熾盛となるのである。これを道跡に依って断じ、四禅を得、四無色定に住し、さらに昇進して解脱を得る」と説かれた。阿難および諸々の比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

SN.035-095 (vol.IV p.072、南伝15 p.117)：[仏在処不記載。直近前経の仏在処が記される経はSN.035-087で王舎城の迦蘭陀竹園である] そのとき尊者マールンキヤプッタが世尊のもとに行って、「私のために法を簡略に (saṃkhittena) 説いてください、専心に住したいと思ひます」と願い出た。世尊は「あなたは老い、年とり、老齡である (jinno vuddho mahallako)。若い比丘ら (dahare bhikkhū) ならともかく簡略に説いてくださいというのはどういうことか」と質問された。彼は「私は老い、年とり、老齡ですが、どうか法を簡略に説いてください。私は世尊の教えを了知して、できれば世尊の教えの後継者になりたい (appevanāmāham bhagavato bhāsitassa dāyādo assaṃ) と思ひます」と答えた。

世尊は「あなたは認識されている色・声・香・身・触・法に欲念があるか」と問われた。彼は「ありません」と答えた。そこで世尊は「見たものは見たまま、聞いたものは聞いたまま、感じたものは感じたまま、それに惑わされないようにしなさい。それが苦の滅である」と簡約して説かれた。彼はこの教えの意義を了知し、世尊にも印可された。その後彼は不放逸に精進して久しからずして阿羅漢の一人となった。

『雜阿含』312 (大正02 p.089下、国訳01 p.247)：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき摩羅迦舅が世尊のもとにやって来て、自分のために法を略説してほしいと願い出た。世尊は「年少にして我が法律中に出家して久しからざる比丘ならともかく、あなたは年取り根も熟しているのに略説教誡してほしいというのはどういうことか」と質問された。摩羅迦舅は「自分は年取り根も熟していますが、略説して教誡していただき、専精に思惟して不放逸に住し、後有を受けない境地に達したいのです」と言った。世尊は「六根と六境において欲と愛と念と染著を起せば苦となる」と略説された。彼は「日種の尊が説かれし所は愛を離れたる般涅槃なり」という偈を以て、自分の領解したところを述べた。世尊はこれを是認された。尊者摩羅迦舅はこの後専精思惟し不放逸に住して阿羅漢となり心に解脱をえた。

AN.004-026-254 (vol.II p.248、南伝18 p.433)：[仏在処不記載] そのときマー

ルンキヤプッタが世尊のところへやってきて、私のために法を簡略に説いてくださいと願い出た。世尊は「あなたは老い、年とり、老齡である。若い比丘ならともかく簡略に説いてくださいというのはどういうことか」と質問された。彼は「私は老い、年とり、老齡であるが、どうか法を簡略に説いてください。私は世尊の教えを了知して、できれば世尊の教えの後継者になりたいと思います」と答えた。世尊は「衣服・飲食・床座は渴愛を生じさせる。この渴愛が断たれば苦しみは解決する」と説かれた。尊者は不放逸に修行し、久しからずして阿羅漢の1人となった。

Theragāthā vs.399~404 (p.043、南伝 25 p.043、中村元訳『仏弟子の告白』岩波文庫 pp.097~8) : (マールンキヤプッタ長老の偈) ほしいままに振る舞う人は愛執がはびこり憂いが増大する。妄執に打ち勝ったならば憂いは消え去る。ブツダのことは実行せよ。自分に刺さった矢を抜け。

[4] ここに取り上げた経は *Theragāthā* を除けば、① *MN.063 Cūla-māluṅkyā-s.* (摩羅迦小経) = 『中阿含』 221 「箭諭経」 = 失訳『箭諭経』、② *MN.064 Mahāmāluṅkyā-s.* (摩羅迦大経) = 『中阿含』 205 「五下分結経」、③ *SN.035-095* = 『雑阿含』 312 = *AN.004-026-254* の3経である。これらに記述されている特記事項を示すと、

- ①に登場するマールンキヤプッタは修行を続けようか還俗しようかと迷っている。アーナンダが登場しない。仏在処は祇樹給孤独園である。
- ②に登場するマールンキヤプッタは修行を続けているがそれほど境地が進んでいるとは理解できない。アーナンダが登場する。仏在処は祇樹給孤独園である。
- ③に登場するマールンキヤプッタは老年に達したとされており、久しからずして阿羅漢果を得たとされている。アーナンダは登場しない。パーリの2経には明記されないが、漢訳の仏在処は祇樹給孤独園である。

となる。これを見ればこれらの経の説時の順序はこの経順の通りであることは明白である。

そしてその説時として①は、祇樹給孤独園が寄進された以降で、アーナンダが秘書室長となる前であり、釈尊が舍衛城で雨安居を過ごされた年と考えてよいであろう。これに該当する年は祇樹給孤独園が寄進された当年を除くと釈尊 53 歳 = 成道 19 年となる。この年の雨安居中としておく。

②はマールンキヤプッタはそれほど心境が進歩していないことを考えるとそれからあまり隔たっていない年ということになるであろう。これも釈尊が舍衛城で雨安居を過ごされた年と考えると、釈尊 61 歳 = 成道 27 年の雨安居中ということになる。

そして③のマールンキヤプッタは老年に達したとされている。生理年齢もそうであるが、出家してからまだ久しからざる年少比丘と対比されているから法臘も重ねていたのであろう。この経では彼は「世尊の教えの後継者になりたい」と言ったとされている。釈尊は 70 歳 = 成道 36 年ころから持病の背痛を訴えられて説法をサーリプッタなどに代ってもらうことが始まった。この経はこのようなことが背景になっているのかもしれない。とするならばこの経の説時はこれよりも以降であろう。釈尊は 73 歳 = 成道 39 年の雨安居を舍衛城で過ごされているから、この説時はこの年の雨安居中であつたと考えておく。

なおマールンキヤプッタが何時どのようにして比丘になったのかわからないが、すでに①の段階で「尊者」と呼ばれているから、釈尊が43歳の頃にはすでに比丘になっていなければならない。釈尊は43歳のときに三帰依具足戒によって仏弟子たちが自分の弟子をとることを許されたが、この時には和尚と弟子の制度が制定されていなかったので新参比丘の教育体制が整っていなかった。そのために粗製乱造の比丘が生れて世間から非難を浴びる結果となったが、あるいはマールンキヤプッタはこの時の比丘であったかもしれない。還俗するか修行を続けるかと迷っているような人物であるから、いかにもありえそうに思われる。もしそうだとすると、③の時点では彼は法臘がすでに30年になっていたわけである。年老いているといわれるも当然である。

なお *Theragāthā* はここに紹介したいくつかの経がネタになっているものと考えられる。

【064】 *MN.064 Mahāmālunkya-s.* (摩邏迦大経 vol. I p.432、南伝10 p.232)
『中阿含』205「五下分結経」(大正01 p.778下、国訳06 p.309)

[1] この経は前節【063】において検討済みである。

[065] MN.065 *Bhaddāli-s.* (跋陀利経 vol. I p.437、南伝 10 p.239)

『中阿含』194「跋陀和利経」(大正01 p.746中、国訳06 p.214)

『増一阿含』049-007(大正02 p.800中、国訳10 p.023)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.065 *Bhaddāli-s.* (跋陀利経) : あるとき世尊は舎衛城の祇樹給孤独園に住された。

そのとき世尊は比丘らに「私は一坐食で過します。(ahaṃ ekāsanabhojanam bhujāmi)。それで安穩に生命を維持できます。あなたたちもそうするように」と説かれた。ところが尊者**バツダーリ**(Bhaddāli)は「私はそのようにはできません」と言った。そこで世尊は「食事を招待された所で一分(ekadesa)を食し、一分(ekadesa)を持ち帰って食してもよい。そうすれば生命をたもつことができる」と言われた。このように学処が制定されようとし(sikkhāpade paññāpiyamāne)、比丘サンガが学処を受持しようとしている時(sikkham samādiyamāne)、彼はこれにも堪えられないと従わなかった。彼は3ヵ月のあいだ世尊の面前に現れなかった。

3ヵ月が過ぎて、比丘らが遊行に出られる世尊の衣を作っているところに、バツダーリがやって来て、世尊に「私が愚かでした。私の過ちをお許してください」と懺悔した。世尊は「あなたは過ちを過ちとして認め、法の如く懺悔する。そのように将来を慎み護ることは聖者の律における繁栄である。師の教えに従って学習すれば欲を離れて四禪、四無色定、三明(宿命智、有情死生智、漏尽智)を得、解脱することができる」と説き、比丘の指導方法と学処を制定する理由と十無学法(無学の正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、正智、正解脱)を詳説された。バツダーリは世尊の教えを信受した。

『中阿含』194「跋陀和利経」: あるとき世尊は舎衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らと共に夏坐を過され、比丘らに「わたしは一坐食してそれで身体軽快であり気力も充実します。あなたたちも一坐食を学しなさい」と告げられた。そのとき座中にいた尊者**跋陀和利**が「私はそれには堪えられません」と言った。そこで世尊は「食を請い、一坐食を持ち帰ることを許します」と告げられた。このように世尊は比丘衆のために一坐食戒を施設され、比丘衆はこれを学しようとしたが、跋陀和利は堪えられないと座から起って去った。

夏坐の期間中を独りで過した跋陀和利は3ヵ月後に世尊のところに来て、「私が間違っておりました」と懺悔した。世尊は「過あるも自ら悔い、さらになさないうならば、益あっても損あるということはない」と説かれ、「具戒が有れば四禪、三明達(憶宿命智通、生死智通、漏尽智)を得る。また犯戒の比丘が諫められても素直であれば人に助けられ護ってもらえる。また戒を施設するのは現世の漏を断ずるためではなく後世のためであり、それは弟子のためである。そして十無学法(無学の正見、正思、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、正智、正解脱)を成就すれば、よく調御された馬のように良福田となる」と説かれた。跋陀和利と諸々の比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

『増一阿含』049-007：あるとき世尊は舍衛国の祇樹給孤独園に住された。そのとき世尊は比丘らに、「一坐にして食すれば身体は軽やかで気力が充実し、梵行を修めることができる」と説かれた。すると跋提婆羅が「それには堪えられない」と言った。そこで世尊は「檀越の家で一分を食し、残った分は持ち帰りなさい」と告げられた。ところが彼は「それもできない」と言うと、世尊は「あなたには齋を壊ることを許しましょう。通日に食しなさい」と告げられた。彼はこれをも堪えられないという、世尊は黙然として答えられなかった。

そのとき迦留陀夷が夕刻の暗くなってから城内を托鉢した。長者の妊婦が食事を施そうとしたとき暗い上に彼の顔が黒かったので、妊婦は鬼と間違えて驚き流産してしまった。舍衛城の人々が「沙門には節度がない。食するに時を知らない。これでは何ら在家の者と異ならないではないか」と非難した。比丘らがこれを聞いて世尊に告げた。世尊は迦留陀夷を呼ばれて呵責された。そして阿難に命じて比丘たちを普会講堂に集合させ、「一坐して食すべし」と教誡された。このとき優波離の意見を取り入れて「日中に食して、時を過ぎてはならない」と教誡され、乞食の法を説かれた。

跋提婆羅は3ヵ月を経ても世尊のところに来なかった。そこで阿難が呼びにいて世尊のもとにつれてきた。跋提婆羅が懺悔すると世尊はこれを許され、迦葉比丘と面王比丘は弊悪の衣を身につけていたと諭され、「生死は断絶せず、皆食欲に由るが故に。怨憎その悪を長ずるは愚者の習う所なり」と偈を唱えられ、「それ故に跋提婆羅よ、少欲知足を念じ、貪りによって乱念を起さないように」と教誡された。彼はこの教えを聞き、専一に修した後に阿羅漢となった。そのとき世尊は「私の弟子中第一の声聞で飲食多き者は吉護（跋提婆羅）比丘である」と説かれた。諸々の比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

[2] この経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園である。

登場人物はバッドーリ（Bhaddāli）＝跋陀和利＝跋提婆羅であるが、『増一阿含』には他に迦留陀夷、阿難、優波離が登場し、話題に迦葉比丘と面王比丘がのぼせられる。しかし迦留陀夷以下は『増一阿含』049-007だけに記されることであり、MN.065と『中阿含』194の情報のみを信頼すべきであろう。

[3] バッドーリが登場する他の文献を調査する。

[3-1] 「律藏」文献のみである。

『僧祇律』「単提 036、037」（大正 22 p.359 中、国訳 09 p.132）：世尊は舍衛城に住された。そのとき世尊は比丘らに「私は一食をもつての故に身体が軽やかとなり、安樂住を得られた。あなたたちも一食しなさい」と説かれた。ところが跋陀利は「一食では耐えられない」と言った。そこで世尊は「それでは2つの鉢を持って乞食し、1つの鉢は朝食、もう1つの鉢は中食としなさい」と告げられたが、彼は「やはり耐えられない」と従わなかった。跋陀利を除く比丘らは世尊の教えを受けた。跋陀利は慚愧するがゆえに3ヵ月間世尊のところに行かなかった。『跋陀利線経』に広説するが如くである。

また次に、世尊は舎衛城に住された。そのとき比丘らは非時に乞食した。世人の非難があったので、「今日以後、非時の乞食を許さず」と告げられた。『優陀夷線経』に広説するが如くである。

また次に、世尊は舎衛城に住された。そのとき比丘らは夕方暗くなってから乞食した。世人はわれわれでさえ夜食しないのにと非難した。世尊は「今日以降、前半日に食することを許す」と告げられた。

また次に、世尊は舎衛城に住された。そのとき比丘らは食前に聚落に入って乞食し、食後に世人たちが池畔で遊戯するところに行って乞食した。比丘らはそれは明日の食のためであるといった。世尊は「今日以後、非時食を許さず、停食して食するを許さず」と告げられた。

また次に、世尊は王舎城に住された。そのとき**跋陀利**は慚愧するがゆえに、聚落に入るとき軍陣に入るように2鉢をもって乞食し、1鉢を今日の食とし、1鉢を明日の食としようとした。比丘らはこれを知って世尊に告げた。世尊は彼を呼び出して、「今日以降、非時食を許さず停食して食することを許さず」と告げられた。『跋陀利線経』に広説するが如くである。

また次に、世尊は舎衛城に住された。そのとき**阿那律**が仙人山岐黒方石におり、腐った麦飯を曝していた。仏はこれを見て何をしているのかと尋ねられた。阿那律は「明日はこれを食べて、乞食をしないでおうと思っています」と答えた。世尊は「今日以後、非時食と停食して食することを許さず」と告げられた。

仏は神力をもって舎衛城に還られ、十利の故に「もし非時に食すれば波夜提、停食を食すれば波夜提」と制戒された。

『僧祇律』「雑誦跋渠法」（大正 22 p.423 中、国訳 10 p.043）：仏は舎衛城に住された。そのとき**優陀夷**は**好生比丘尼**と身・口に慣れ親しんでいた。比丘らは比丘尼と慣れ親しんではいけないと三諫したが聞き入れなかった。世尊は「身習近住折伏羯磨をなすべし」と告げられた。

また**跋陀梨比丘**が**跋陀尸利比丘尼**と共に身・口に慣れ親しんでいた。比丘らは三諫しても聞き入れなかった。……

このほか『根本有部律』「薬事」(1)に、過去世の大声王にちなんで跋陀離という比丘が登場するが、もとより過去の話であり、またこの比丘は糞掃衣を着ていたというから、今のバツダーリとは相応しない。

なお『僧祇律』「単提 036、037」がその文章中に出す『跋陀利線経』は本節の主題とする経をさすことは間違いなからう。

(1) 大正 24 p.023 下、国訳 23 p.091

[3-2] 上に紹介した『僧祇律』「単提 036、037」は、『パーリ律』『四分律』『十誦律』の「波逸提 037、038」、『五分律』の「墮法 038、039」に対応する。これは、日中をすぎてから翌日の天明までは非時であって、この間に食することを禁じる「非時食戒」と、今日得たものを明日まで貯蔵して食することを禁じる「食残宿戒」である。しかし対応する『パーリ律』などの制定の因縁譚にはバツダーリは登場しない。

要するに『僧祇律』は本節の主題とする MN.065 *Bhaddāli-s.* と『中阿含』194「跋陀和利

経」、『増一阿含』049-007 に語られるバツダーリのエピソードを「律蔵」の「非時食戒」と「食残宿戒」制定の因縁譚のなかに組み込んだのである。

しかし厳密に言えば、MN.065には「学処」ということばが使われ、『中阿含』194には「一坐食戒」ということばが使われているけれどもこれらは「経」なのであるから、ここでは明らかに「律」の規定として認識されてはいないということに注意しておく必要がある。

すなわちここにいる「一坐食」は「律」の規定ではなく13頭陀支の中に含まれる「一坐食支 (ekāsanikaṅga)」に相当するといふべきであろう。これは一度食事の座を起したら、再び座について食事をしないという戒めであり、これを犯すと罰に処せられるというのではなく、自らの意思で律の規定よりもより厳しい生活を行うというものである⁽¹⁾。

(1) 頭陀支については阿部慈園著『頭陀の研究』（春秋社 2001年3月）参照

[4] そして頭陀支という意味では、MN.070 *Kiṭāgiri-s.* (枳咤山邑経)⁽¹⁾ = 『中阿含』195「阿湿貝経」⁽²⁾とも関連する。そして今のMN.070 = 『中阿含』195は7つの懲罰羯磨中の「驅出羯磨」制定に関連する。これらの概要はすでに「モノグラフ」第21号(2017年4月)に掲載した【研究ノート11】「懲罰羯磨制定年の推定」(森章司)において紹介しておいた。詳しくはその概要を参照されたいがこれは、釈尊が「夜食を離れて食する」「1日に1度だけ食する」ことで、無病息災で軽快にして安穩に暮らせると説かれたに拘わらず、カーシ国のキーターギリに住するアッサジ (Assaji) とプナッバスカ (Punabbasuka) という2人の比丘がこれに反抗したというものである。これは食に関するもっとも基本的なあり方が説かれたものとも考えられるが、しかしこれらも経蔵に属する「経」であるから、「律」の規定と認識されていないということになる。

確かに「夜食を離れて食する」は波逸提の「非時食戒」に相当するけれども、これは決して「1日に1度の食しか許されない」という規定ではない。律の規定では、天明から正午までなら複数回の食事をするを禁止されていないからである。

そういう意味では『中阿含』195のいう「日一食戒」ということばは、これも13頭陀支のうちの正式の食事の後は再び食事をしないという「時後不食支 (khalupacchābhattikaṅga)」に相当する。「律蔵」の規定では正式の食事の後であっても残食であるなら再度の食事が許されるから、これは律の規定よりも厳しい生活態度ということになる。

そしてここに登場するキーターギリに住んでいたアッサジ (Assaji) とプナッバスカ (Punabbasuka) という2人の比丘は懲罰羯磨のうちの驅出羯磨 (pabbājaniya-kamma) の制定因縁に登場する。この羯磨の制定時は先に紹介した【研究ノート11】によって釈尊77歳 = 成道43年ころという結論を得ている。そしてこの経はそれよりもかなり前のことで、キーターギリ (キターギリとも表記される) はカーシ国にあったから、釈尊がバーラーナシーで雨安居を過ごされた釈尊の67歳 = 成道33年の頃のことではないかと想定しておいた。

(1) vol. I p.473、南伝10 p.295、片山・中部3 p.315

(2) 大正01 p.749下、国訳06 p.223

[5] 上述のように、『僧祇律』「単提036、037」は本節の主題であるMN.065 = 『中阿含』194 = 『増一阿含』049-007に関連する。他の「律蔵」にはこのような情報は含まれて

いないが、これらの経の内容そのものはまさしく波羅提木叉の「非時食戒」「食残宿戒」規定と関連する。とするならばこれらの説時は波羅提木叉を制定されるようになった以降のことであるということになる。波羅提木叉の制定はまずは波羅夷から始まり、4条ある波羅夷のうちの最後は波羅夷第2条（盗戒）であって、その制定は釈尊 58 歳＝成道 24 年の雨安居前であるから、「非時食戒」「食残宿戒」の制定はそれよりも以降ということになる。

ところで本節の主題とする MN.065＝『中阿含』194＝『増一阿含』049-007 は食に関する頭陀支ということで MN.070＝『中阿含』195 と関連するとすれば、MN.065 などの説時もこれらと同時期とみてよいかも知れない。先に紹介した「懲罰羯磨論文」において MN.070＝『中阿含』195 の説時は世尊 67 歳の雨安居前後と考えており、本節の主題とする経の仏在処は舍衛城の祇樹給孤独園であるから、その説時は舍衛城の東園鹿子母講堂においてその翌年の雨安居を過ぎされた釈尊 68 歳＝成道 34 年の雨安居後のことであったとしておきたい。

- 【066】 MN.066 *Laṭukikopama-s.* (鶉喩経 vol. I p.447、南伝 10 p.254)
『中阿含』 192 「加楼烏陀夷経」 (大正 01 p.740 下、国訳 06 p.196)

[1] この経は仏在処をアングッタラーパ (Aṅguttarāpa) のアーパナ (Āpana) という町 = 鸯伽国の阿憇那とすることから、説時は【研究ノート 1】「釈尊のアンガ (Aṅga) 国訪問年の推定」(森章司、「モノグラフ」第 19 号 2014 年 9 月に所載)において釈尊 52 歳 = 成道 18 年の雨安居前という結論を得ている。経の概要もそこに紹介済みである。よってここでは省略する。

【067】 MN.067 *Cātuma-s.* (車頭聚落経 vol. I p.456、南伝 10 p.268)

『増一阿含』 045-002 (大正 02 p.770 下、国訳 09 p.319)

康孟詳訳『舍利弗摩訶目連遊四衢経』 (大正 02 p.860 上)

[1] この経の説時は【研究ノート 6】「ニガンタ・ナータプッタ (*Nigaṅṭha Nātaputta*) 死亡年の推定」(森章司、「モノグラフ」第 19 号 2014 年 9 月に所載)において、その説時は**釈尊 75 歳＝成道 41 年の雨安居後**であるという結論を得ている。しかしここでは経の概要まで紹介されていないので、ここでは概要のみを記す。

MN.067 *Cātuma-s.* (車頭聚落経) : あるとき世尊はチャートゥマー (Cātumā) のアーマラキー樹園 (āmaḷakīvana) に住された。そのとき**サーリプッタ**と**モッガッラーナ**を上首とする 500 人の比丘たちが (*SāriputtaMoggallānapamukhāni pañcāmattāni bhikkhusatāni*) 世尊に会うためにやって来て、新来比丘たちは旧住比丘たちと (*āgantukā bhikkhū nevāsikehi bhikkhūhi saddhiṃ*) 挨拶を交わして騒がしかった。世尊は叱り、**アーナンダ**を呼んで彼らを去らしめた。

そのときチャートゥマーの釈迦族たちが集会堂 (*santhāgāra*) に集合していてそのことを知り、世尊のもとを訪れて、もしこのまま去らしめれば異心・変心が起こるかも知れないと世尊をとりなした。**梵天サハンパティ**も現れて同様に取りなした。

世尊は心を和らげ、サーリプッタとモッガッラーナに次のように問うた。「自分が比丘サンガを去らしめたとき、あなたたちはどのように考えたか」と。サーリプッタは「世尊は今静かに現法樂住に住されるのであろう。我等も今静かに現法樂住に住しようと考えました」と答えた。世尊は「待て、そのような心を再び起こしてはならない」と叱られた。モッガッラーナは「世尊は今静かに現法樂住に住されるのであろう。今は私とサーリプッタが比丘サンガを指導しよう (*ahañ ca dāni āyasmā ca sāriputto bhikkhusaṃghaṃ pariharissāma*) と考えました」と答えた。世尊は「善哉、善哉、私かあるいはサーリプッタとモッガッラーナが比丘サンガを指導すべきである (*ahaṃ vā hi bhikkhusaṃghaṃ parihareyyaṃ SāriputtaMoggallānā vā*) 」と告げられ、比丘らに「水に入る者は 4 つのこと (①波、②鱷、③渦巻、④鮫) を恐れるように、出家する者は忿躁、飽食、五種欲分、婦女子を恐れるべきである」と説かれた。比丘らは世尊の教えを信受した。

『増一阿含』 045-002 : あるとき世尊は釈迦の闇婆梨果園に 500 人の比丘らと共に住された。そのとき**舍利弗**と**目乾連**が 500 人の比丘らと共に夏坐を終えて、世尊のもとにやって来た。比丘らが大きな声で挨拶を交すので、世尊は**阿難**に「すぐに彼らを去らせよ」と命ぜられた。

釈迦族の人々は舍利弗に「あなたたちはどこへ行こうとされているのですか」と尋ねた。舍利弗は「われらは如来に遣られたので安穩処を求めようと思っています」と答えた。釈迦族の人々は世尊をとりなし、また梵天王も犢子の喩えを以て取りなした。世尊は阿難に「人民や天人の諫めを受け入れる」と告げられると、阿難はさっそく舍利弗や目連と 500 人の比丘らを連れ戻した。

このとき世尊は舍利弗にあの時あなたはどうか考えたかと尋ねられた。舍利弗が「如来は独居無為を欲し、聞をきらわれているのだなと思いました」と答えたのに対し、世尊は「今の聖衆の患いは舍利弗・目乾連によるのではないか」と言われた。目乾連は「如来は独居無為を欲されているのだなと思いました。そしてわれわれは還ってこれを収集し分散しないようにしなければと思いました」と答えた。世尊は善哉とほめられ、「衆中の標首はただ私とあなたの2人だけである。今より目乾連は後学の比丘を教誡しなさい」と言われた。そして「比丘らに九法（①善知識とともに従事し、②正法を修行して、邪業に著せず、③恒に独处に遊びて、人間を楽しまず、④病少なくして患い無し、⑤多く諸財宝を畜えず、⑥衣鉢に貪著せず、⑦勤行精進して、乱心有ること無し、⑧義を聞けば便ち解し、更に重ねて受けず、⑨時に随って法を聴いて、厭足有ること無し）を教えるように」と説かれた後、「もし勤加の心有りて、恒に心はじめに在りて、展転して相教誡せば、便ち無漏行を成ぜん」という偈を誦された。すると教えを聞いた比丘らのうち60余人の比丘らが漏尽して意を解した。諸々の比丘は仏の所説を歡喜奉行した。

康孟詳訳『舍利弗摩訶目連遊四衢経』：あるとき世尊は釈氏舎夷阿摩勒菓樹園に住された。そのとき**舍利弗・摩訶目乾連**が500人の比丘らと共に諸国遊行しながら1年を過ごし、世尊に会おうとやってきた。彼らは互いに挨拶して騒がしかった。世尊は**阿難**に自分のところに来さしめてはならぬと命じられた。そのとき釈種の優婆塞は聚会していたがこれを知り、また梵天王も仏のところに行ってとりなした。

そのとき世尊は目乾連に、「誰かが衆を制すべきだと考えなかったか」と尋ねられた。目乾連は「それができるのは仏のみだと思いました」と答えた。世尊は「そうではない。諸々の重担を去らしめることができるのは如来のみでなく舍利弗も大目乾連もである」と説かれた。そのとき60人の比丘が漏尽して意が解け、無数の比丘に遠塵離垢の法眼が生じた。諸比丘・信士・天龍鬼神の歡喜しない者はなかった。

【068】 MN.068 *Naḷakapāna-s.* (那羅伽波寧村経 vol. I p.462、南伝 10 p.277)
『中阿含』 077 「娑鷄帝三族姓子経」 (大正 01 p.544 中、国訳 04 p.376)

[1] 本経の説時は、本稿の【031】 MN.031 *Cūḷagosīṅga-s.* (牛角林小経) において、経典の概要を紹介しながら、釈尊 53 歳 = 成道 19 年の雨安居前という結論を出している。よってここには省略する。

[069] MN.069 *Gulissāni-s.* (瞿尼師経 vol. I p.469、南伝 10 p.288)

『中阿含』026「瞿尼経」(大正 01 p.454 下、国訳 04 p.112)

[1] これらの経の概要は以下のとおりである。

MN.069 *Gulissāni-s.* (瞿尼師経) : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の迦蘭陀竹園に住された。そのとき**グリッサーニ** (*Gulissāni*) という林住比丘 (*bhikkhu āraññaka*) で緩慢行者 (*padarasamācāra*) ⁽¹⁾ が用事でサンガのなかに来ていた。そのとき**サーリプッタ**は比丘らに、「友らよ、林住比丘がサンガに来てサンガの中で住する時には、林住比丘は同行者に対して尊重と恭敬をもって住するべきである。そうでないと『そもそも林住する意義は何か』と問われる」と説いた。そしてサーリプッタは比丘たちに、座に坐る時長老比丘を侵さないように、年少比丘を追い出さないように、朝早くに村に入らないように、昼になって帰路につかないようになど、林住比丘がサンガに来たときの態度、行儀作法など心得るべきことや実習すべきことを説いた。これを聞いていた**マハーモッガッラーナ**はサーリプッタに、「林住比丘に限ってのことか」と尋ねた。サーリプッタは「村落住者はいうまでもない」と答えた。

『中阿含』026「瞿尼経」 : [釈尊は登場しない] あるとき世尊は王舎城の竹林迦蘭哆園に住された。**瞿尼師比丘**は無事室 ⁽²⁾ にあって笑い戯れ心は獼猴の如くであったが、小因縁のために王舎城にやって来た。**舎梨子**は中食を終わって比丘らと講堂に集まっていたが、舎梨子は瞿尼師がやってくるのを見て、「諸賢よ、無事の比丘が無事を行じるには敬重して随順に観じることを学ばなければならない」と、無事の比丘が学ぶべきことについて説いた。これを聞いた**大目犍連**が「それは無事の比丘に限ってのことであるか」と尋ねた。舎梨子は「いわんや人間にある比丘においてをや」と答えた。このように二尊は互いに説き、讃嘆し合って座より起って去った。

(1) 片山氏の訳語を利用させていただいた。氏は異本に基づいて、あるいは「裂け目の行者」(*padarasamācāra*) とし、註釈書によって「弱い行者」(*dubbhasamācāra*)、「粗野な行者」(*oḷarīkācāra*) ともしている。

(2) 阿蘭若処のことか? 国訳一切経は「森林内に住する比丘」という註をつけ、「人間の比丘」は「村里の中に住する比丘」としている。

[2] この経の仏在処は王舎城の迦蘭陀竹園である。

登場人物はグリッサーニ (*Gulissāni*) という林住比丘=瞿尼師という阿蘭若住の比丘であり、このほかにサーリプッタとマハーモッガッラーナが出る。ミャンマー版ではグリッサーニは**ゴリーヤーニ** (*Goliyāni*) とされている。

なおこの経には仏在処は記されるが、釈尊は登場しない。

[3] グリッサーニはこの経にしか登場しないし、サーリプッタとマハーモッガッラーナは出づっぱりの感があるので説時推定の材料にはならない。仏在処の迦蘭陀竹園も同様である。

ただこの経の内容からは、林住が奨励される一方、それが惰性的になっていた状況も推測

される。また漢訳では比丘らが講堂に集まっていたとされる。講堂ということばがどのようなものを意味するかわからないが、最初に迦蘭陀竹園に建てられた精舎は1日で60も建設されたというから⁽¹⁾、掘っ立て小屋のようなものであったのであろう。それに比べると立派な建造物を想像させる。ということ考えるとこれはブツダの教団の最初期のものではなかったであろうことが想像される。

われわれは釈尊が王舎城において雨安居を過ごされたのは次の年であると考えている。

釈尊 44 歳＝成道 10 年

45 歳＝ 11 年

46 歳＝ 12 年

47 歳＝ 13 年

50 歳＝ 16 年

54 歳＝ 20 年 *この年にアーナンダが秘書室長に任命された。

62 歳＝ 28 年

64 歳＝ 30 年

72 歳＝ 38 年 *この年にデーヴァダッタの破僧事件が起きる。

74 歳＝ 40 年 *この年に釈尊、アジャータサットゥ王に『沙門果経』を説く。

78 歳＝ 44 年 *雨安居を過ごしたあと最後の旅に出る。

まったくの状況証拠を元にした推定であるが、この経の説時は釈尊 64 歳＝成道 30 年の頃としておきたい。ただし本稿の【097】MN.097 *Dhānañjāni-s.* (陀然経) のところで考察するように、サーリプッタはこの年の雨安居を釈尊とは別に舎衛城で過ごし、王舎城のダーナンジャー婆羅門のことが気掛かりであったので急いで王舎城まで遊行した。とすればこの経の説時はその雨安居後のことということになる。

なお釈尊の成道から 30 年たったこのころは、いまだ破僧事件が起るほどサンガは既成化していなかったが（コーサンビーの破僧は釈尊 69 歳＝成道 35 年）、徐々に既成化が進み、サンガ内が緩み始めていたのである。そういう意味では片山氏の「緩慢行者」という訳語は適訳ということになる。『中阿含』はこの阿蘭若行者を「心は獼猴の如くであった」としている。この経に釈尊が登場しない経であるということもこれを傍証する。ブツダのサンガは釈尊を離れて運営され始めていたのである。

(1) 【論文 16】「遊行と僧院の建設とサンガの形成」（森章司、「モノグラフ」第 14 号 2009 年 5 月に所載）p.084 以下参照

【070】 MN.070 *Kiṭṭāgiri-s.* (枳咤山邑経 vol. I p.473、南伝 10 p.295)
『中阿含』 195 「阿湿貝経」 (大正 01 p.749 下、国訳 06 p.223)

[1] この経の説時については、【研究ノート 11】「懲罰羯磨制定年の推定」(森章司「モノグラフ」第 21 号 2017 年 4 月に所収)において釈尊 67 歳=成道 33 年として処理済みである。そのときに経の概要も紹介した。